

令和7年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和7年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和8年2月9日

東京都監査委員	保坂まさひろ
同	中村ひろし
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	6
第 3	補助金等交付団体別監査結果	9
	学校法人 60 団体	11
	社会福祉法人等（子供分野）	21
	社会福祉法人（障害分野）	30
	社会福祉法人（高齢分野）	35
	東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体	41
	医療法人など 10 団体	46
	一般社団法人東京国際金融機構	59
	東日本旅客鉄道株式会社	65
	東京地下鉄株式会社	78
	南山東部土地区画整理組合	84
	日本私立学校振興・共済事業団	90
	三宅島漁業協同組合	99
第 4	出資団体別監査結果	101
	公益財団法人東京都人権啓発センター	103
	公益財団法人東京税務協会	115
	東京トラフィック開発株式会社	126
	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	139
	水道マッピングシステム株式会社	148
	多摩都市モノレール株式会社	158
	株式会社ゆりかもめ	170
第 5	公の施設の指定管理者監査結果	187
	公益財団法人東京動物園協会	189

(参考) 東京都政策連携団体及び公の施設の指定管理者について	204
--------------------------------	-----

巻末別表	205
-------------	-----

別表1 指摘、意見・要望を行った団体・局数	205
-----------------------	-----

別表2 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数	206
------------------------	-----

別表3 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数	207
------------------------	-----

別表4 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)	208
-------------------------	-----

別表5 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)	210
-------------------------	-----

団体索引	213
-------------	-----

計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

表中の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 表章単位に満たないものは、「0」
- ・ 皆無又は該当数値なしは、「—」
- ・ 表に記載の制度や事業が創設前又は事業終了後の場合、斜線

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか等について、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（都が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体(注)）
- ③ 公の施設の指定管理者

などである。

（注）都の出資と都が2分の1以上出資している団体からの出資を合わせた出資比率が4分の1以上となる団体を含む。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、125団体である。

補助金等交付団体については、補助金等交付額が多い団体種別として、学校法人及び社会福祉法人の中から一定数を選定するとともに、それ以外の団体種別からは、補助金等交付額や監査実施間隔等に着目して団体を選定した。

出資団体及び公の施設の指定管理者については、東京都政策連携団体など都における団体区分や監査実施間隔等に着目して団体を選定した。

【表1 監査実施団体及び局の一覧(計125団体、12局)】

区分・団体	所管局
補助金等交付団体(117 団体)	
学校法人 60 団体	生活文化局、保健医療局、産業労働局
社会福祉法人等 36 団体	福祉局、保健医療局
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体	福祉局
医療法人など10団体	福祉局、保健医療局
一般社団法人東京国際金融機構	産業労働局
東日本旅客鉄道株式会社	都市整備局、福祉局、保健医療局、教育庁
東京地下鉄株式会社	都市整備局
南山東部土地区画整理組合	都市整備局
日本私立学校振興・共済事業団	生活文化局、福祉局、保健医療局
三宅島漁業協同組合	産業労働局
出資団体(7 団体)	
公益財団法人東京都人権啓発センター	総務局
公益財団法人東京税務協会	主税局
東京トラフィック開発株式会社	交通局
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	保健医療局
水道マッピングシステム株式会社	水道局
多摩都市モノレール株式会社	都市整備局
株式会社ゆりかもめ	港湾局
公の施設の指定管理者(2 団体)	
公益財団法人東京動物園協会	建設局
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	総務局

3 監査の期間

令和7年9月8日から令和8年1月29日まで

ただし、島しょの団体（社会福祉法人三宅島あじさいの会、三宅島漁業協同組合）については、令和7年4月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、令和5年度及び令和6年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

【表2 主な着眼点】

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">○ 対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。○ 費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体に対する指導監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 公の施設の管理運営は、管理を行わせる趣旨に沿って、適切に行われているか。○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に基づき、団体及び局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

【表3 団体区分ごとの確認項目等】

区分	確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	(団体) ○ 補助対象事業の実施状況 ○ 補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 (所管局) ○ 団体に対する指導監督状況 ○ 要綱等に基づいた補助金等交付手続 ○ 社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況	○ 補助要綱 ○ 補助金交付関係書類 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳
出資団体	(団体) ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 事業の実施状況（収益向上、費用削減、費用対効果） ○ 経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 ○ 団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 ○ 都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性（再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等） (所管局) ○ 団体に対する指導監督状況 ○ 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 ○ 株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況	○ 定款 ○ 中長期計画 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 財務諸表 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳 ○ 補助金交付関係書類 ○ 各種契約書
公の施設の 指定管理者	(団体) ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 ○ 指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (所管局) ○ 指定管理業務に関する団体への指導監督状況 ○ 指定管理料等の支出手続 ○ 指定管理者の経営努力促進のための状況確認	○ 協定書 ○ 事業計画書 ○ 実績報告書 ○ 経理関係帳票類 ○ 固定資産・財産等台帳 ○ 各種契約書 ○ 指定管理業務に関する各種書類

7 技術面からの監査

本監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

【表4 技術面からの監査の実施状況】

団体名	監査の内容
東日本旅客鉄道株式会社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事が適切かつ安全に行われているかという合規性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。
多摩都市モノレール株式会社	
株式会社ゆりかもめ	

8 コンプライアンスや内部統制についての監査

本監査では、表5のとおり、東京都政策連携団体におけるコンプライアンスや内部統制の状況についての監査も併せて実施した。

【表5 コンプライアンスや内部統制についての監査の実施状況】

団体名	監査の内容
公益財団法人東京都人権啓発センター	各団体における規程類の整備状況を確認するとともに、主に下記の方法により内部統制の基本的要素について確認した。 ○ コンプライアンス意識の醸成・浸透の状況を確認するため、団体のコンプライアンス基本方針、コンプライアンス研修の取組状況、コンプライアンス委員会の開催状況等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。 ○ ガバナンス体制の適切性を確認するため経営理念や経営目標等の開示、代表者の誠実性や倫理観の表明、内部通報の整備運用状況、会計監査人との連携が図られているか等について、ヒアリング及び資料の閲覧を行った。
公益財団法人東京税務協会	
多摩都市モノレール株式会社	

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項（指摘事項等）が認められた28団体及び5局に対し、19件の指摘、3件の意見・要望を行った。

収入や支出に直結しない事務手続に関するものを除いた、指摘対象の契約や補助金などの金額を集計した指摘金額は1,140百万円である。

このうち、補助金の過大交付額は13百万円であった。

また、補助金の概算払における精算手続や補助事業における一部委託のあり方などについて指摘等を行い、事務手続の見直しや、制度運用の改善について検討を求めた。

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、① 経費の節減や収入の確保につながったもの、② 都民サービスの改善に直結するもの、③ 都民の安全・安心の確保に資するもの、④ 事務執行上の課題が大きいものなど、都民に監査を知っていただく上で参考となる事例を選定している。

過去に補助金で購入した財産の減価償却費を補助対象経費に含めたため、補助金が過大に交付されており、改善を求めた。【①関連】

医療機関を運営する学校法人、保健医療局 p.57

保健医療局は、救命救急センターの施設整備や運営に係る経費を支援するため、東京都救命救急センター施設整備等補助金を交付している。この補助金のうち、運営に係る経費について、他の補助金の交付を受ける場合は、重複することがないように求めている。

しかし、学校法人が運営する病院に係る令和6年度補助対象の運営経費には、令和4年度の施設整備等補助金で取得したICUベッドの減価償却費を誤って計上したため、補助金が15万5,000円過大に交付されている。

このため、法人には、過大に交付された補助金の返還を求め、局には、審査を適切に行うとともに、過大に交付した補助金を返還させるよう求めた。

来園者の暑熱対策のためのミスト設備整備工事のしゅん工が猛暑の始まりに間に合っていなかったため、改善を求めた。【②、③関連】

公益財団法人東京動物園協会 p. 201

公益財団法人東京動物園協会は、恩賜上野動物園内において、来園者の暑熱対策のため、屋外休憩所にミスト設備を整備しているが、契約日が7月4日、工事着手が7月21日、しゅん工が7月31日となっている。

近年の猛暑を踏まえると、暑熱対策は、6月後半、遅くとも7月初めには利用できるように整備することが効果的である。

このため、協会に対し、暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画するよう求めた。

研修実施機関である非営利団体が、研修に必要な業務の大半を特定の株式会社に行わせ、補助金の9割以上を受領させる状況となっていたため、局に必要な対応を行うよう要望した。【④関連】

福祉局 p. 44 (意見・要望事項)

福祉局は、保育士等キャリアアップ研修事業について、研修実施機関を区市町村、指定養成施設、非営利団体と定めており、また補助対象経費について、国の補助金と合わせて10分の10を補助している。

本補助事業の実施状況を確認したところ、ある研修実施機関に指定された非営利団体は、講師報酬等以外の業務のほぼ全てを特定の株式会社に委託し、研修会場についても同社から借り上げており、補助金の9割以上を同一の株式会社に支払っている事例が認められた。

局は、研修の一部を外部に委託することを認めているが、詳細を明示していないため、非営利団体を通じて、補助金の交付対象とはなり得ない株式会社に補助金の大半を受領させてしまっている。

このため、局に対し、制度の趣旨に即した実効的な制度構築を行うとともに、実績報告等により事業運営状況を適時適切に把握し、必要な対応を行うよう要望した。

補助金の返還が発生すると判明していたにもかかわらず、返還額を0円とした精算報告書を局が医療機関に提出させていたため、改善を求めた。【④関連】

福祉局 p. 96

福祉局は、都内の病院等に従事する職員のための院内保育施設運営事業者に対し、院内保育事業運営費補助金を交付している。これは、交付申請に基づいて補助金を概算払し、年度末に精算報告書で精算した上で、事業完了後に実績報告書によって補助金額を確定する仕組みである。

本件医療機関の精算報告書では、実績日数の減少により返還額が発生するにもかかわらず、返還額を0円としていたが、これは局が、返還額を0円と印字した精算報告書を郵送し、提出するよう指示したためである。

なお、医療機関は、後日、正しい金額の実績報告書を提出し差額を返還しているが、このような処理は東京都会計事務規則の規定を逸脱しており、適正でない。

このため、局に対し、補助金の概算払の精算を適正に行うよう求めた。

毎年度業務内容等が大きく変化する建物維持管理委託契約を平成22年以来自動更新していたため、改善を求めた。【④関連】

交通局 p. 132

交通局は、東京トラフィック開発株式会社に貸し付けている代々木クリスタルビルの共用部等に係る建物維持管理業務を特命随意契約により同社に委託している。

本契約は、建物の中長期的な修繕に係る業務を含み、修繕の内容により毎年度の業務内容や業務量が大きく変化するにもかかわらず、局は、後年度の債務負担行為の設定や長期継続契約への適合を図ることもなく、平成22年の契約以来、契約を自動更新している。

また、局は、当初契約時の起案文書を紛失しており、特命理由を確認できない。

このため、局に対し、適正な文書管理と、業務委託内容及び特命理由の精査を行い、適正な契約手続を行うよう求めた。

第3 補助金等交付団体別監査結果

学校法人 60 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している 621 団体のうち、学校法人 60 団体 (詳細は表 1 のとおり)	令和 7 年 9 月 9 日から同年 10 月 28 日まで (詳細は表 1 のとおり)	令和 5 年度及び令和 6 年度の補助対象事業
局	生活文化局、保健医療局及び産業労働局	令和 7 年 9 月 8 日、同年 10 月 29 日及び 30 日	

【表 1 監査対象学校法人及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名（学校法人名）			
令和 7 年 9 月 9 日	中島学園	小澤学園	バプテスト基望学園	—
令和 7 年 9 月 10 日	早稲田実業学校	東洋女子学園	調布学園	白梅学園
	国立学園	日本力行会	—	—
令和 7 年 9 月 11 日	桐朋学園	—	—	—
令和 7 年 9 月 12 日	桐朋学園	実践女子学園	守屋教育学園	葉本学園
令和 7 年 9 月 16 日	武蔵野大学	成城学園	—	—
令和 7 年 9 月 17 日	武蔵野大学	東洋大学	—	—
令和 7 年 9 月 25 日	順心広尾学園	立教女学院	—	—
令和 7 年 9 月 29 日	京華学園	玉川学園	—	—
令和 7 年 9 月 30 日	京華学園	武蔵野東学園 (吉祥寺学園) (注)	麻布学園	森田学園
令和 7 年 10 月 1 日	正則学園	武蔵野東学園	狛江こだま学園	多摩川学園
令和 7 年 10 月 3 日	明治学院	田村学園	菅生学園	—
令和 7 年 10 月 6 日	昭和女子大学	田村学園	國學院大學	—
令和 7 年 10 月 7 日	昭和女子大学	五島育英会	学習院	—
令和 7 年 10 月 8 日	安部学院	五島育英会	学習院	—
令和 7 年 10 月 10 日	東京家政学院	—	—	—
令和 7 年 10 月 14 日	共立女子学園	城西学園	駿台学園	—
令和 7 年 10 月 15 日	共立女子学園	実践学園	聖パウロ学園	—

【表 1 監査対象学校法人及び団体別実地監査期間（続き）】

監査日	団体名（学校法人名）			
令和 7 年 10 月 17 日	目黒日本大学学園	簡野学園	豊昭学園	—
令和 7 年 10 月 20 日	安田学園教育会	高輪学園	藤井学園	—
令和 7 年 10 月 21 日	日本体育大学	二松学舎	日本女子大学	—
令和 7 年 10 月 22 日	日本体育大学	—	—	—
令和 7 年 10 月 24 日	錦城学園	中央大学	成城学校	八王子学園
令和 7 年 10 月 27 日	日本工業大学	開成学園	守屋育英学園	菊誠学園
令和 7 年 10 月 28 日	国士館	山崎学園	足立学園	—

（注）括弧内は、令和 7 年 10 月 20 日からの名称

2 団体及び監査対象施設の概要

学校法人は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）により設立された法人であり、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体が設置する補助対象学校（167校）は、表 2 のとおりである。

【表 2 監査対象とした学校及び定員（令和 6 年 5 月 1 日現在）】

（単位：校、人）

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
共立女子学園	5	共立女子高等学校	1,080	共立女子第二高等学校	720
		共立女子中学校	960	共立女子第二中学校	480
		共立大日坂幼稚園	105		
錦城学園	2	錦城学園高等学校	840	錦城高等学校	1,500
正則学園	1	正則学園高等学校	750		
中央大学	4	中央大学附属高等学校	1,050	中央大学杉並高等学校	900
		中央大学高等学校（定時制）	360	中央大学附属中学校	450
東京家政学院	2	東京家政学院高等学校	600	東京家政学院中学校	600
二松学舎	1	二松学舎大学附属高等学校	900		
安田学園教育会	2	安田学園高等学校	1,500	安田学園中学校	540
麻布学園	2	麻布高等学校	900	麻布中学校	900
順心広尾学園	2	広尾学園高等学校	780	広尾学園中学校	720
高輪学園	2	高輪高等学校	675	高輪中学校	600
明治学院	3	明治学院高等学校	1,000	明治学院東村山高等学校	720
		明治学院中学校	420		
成城学校	3	成城高等学校	840	成城中学校	840
		牛込成城幼稚園	105		
早稲田実業学校	3	早稲田大学系属早稲田実業学校高等部	1,215	早稲田大学系属早稲田実業学校中等部	675
		早稲田大学系属早稲田実業学校初等部	648		
京華学園	5	京華高等学校	900	京華商業高等学校	450
		京華女子高等学校	600	京華中学校	720
		京華女子中学校	300		
東洋女子学園	1	東洋女子高等学校	450		
日本女子大学	2	日本女子大学附属豊明小学校	684	日本女子大学附属豊明幼稚園	252

【表2 監査対象とした学校及び定員（続き）】

(単位：校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
田村学園	7	多摩大学目黒高等学校	792	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	360
		多摩大学附属聖ヶ丘中学校	360	多摩大学目黒中学校	342
		目黒幼稚園	300	大森双葉幼稚園	210
		三宿さくら幼稚園	175		
日本工業大学	2	日本工業大学駒場高等学校	1,605	日本工業大学駒場中学校	600
目黒日本大学学園	4	目黒日本大学高等学校	945	目黒日本大学高等学校（通信制）	1,470
		目黒日本大学中学校	120	目黒日本大学幼稚園	320
簡野学園	3	羽田国際高等学校 （蒲田女子高等学校）（注1）	750	簡野学園ふぞく幼稚園	400
		簡野学園羽田幼児教育専門学校	160		
国土館	3	国土館高等学校	780	国土館高等学校（定時制）	258
		国土館中学校	240		
昭和女子大学	6	昭和女子大学附属昭和高等学校	756	昭和女子大学附属昭和中学校	756
		昭和女子大学附属昭和小学校	720	昭和女子大学附属昭和こども園	231
		ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	385	ヨークグローバルビジネスアカデミー専門学校（注2）	200
成城学園	4	成城学園高等学校	828	成城学園中学校	720
		成城学園初等学校	684	成城幼稚園	120
調布学園	3	田園調布学園高等部	750	田園調布学園中等部	600
		調布幼稚園	200		
日本体育大学	5	日本体育大学荏原高等学校	960	日本体育大学桜華高等学校	720
		日本体育大学桜華中学校	120	日体幼稚園	240
		日本体育大学医療専門学校	255		
國學院大學	4	國學院高等学校	1,800	國學院大學久我山高等学校	1,419
		國學院大學久我山中学校	960	國學院大學附属幼稚園	135
五島育英会	6	東京都市大学附属高等学校	780	東京都市大学等々力高等学校	900
		東京都市大学附属中学校	720	東京都市大学等々力中学校	600
		東京都市大学附属小学校	480	東京都市大学二子幼稚園	280
実践女子学園	2	実践女子学園高等学校	1,500	実践女子学園中学校	1,200
実践学園	2	実践学園高等学校	1,188	実践学園中学校	240
立教女学院	3	立教女学院高等学校	540	立教女学院中学校	540
		立教女学院小学校	432		
学習院	6	学習院高等科	600	学習院女子高等科	600
		学習院中等科	600	学習院女子中等科	600
		学習院初等科	792	学習院幼稚園	104
城西学園	3	城西大学附属城西高等学校	840	城西大学附属城西中学校	360
		城西放射線技術専門学校	160		
豊昭学園	2	豊島学院高等学校	1,320	昭和鉄道高等学校	705
安部学院	1	安部学院高等学校	900		
駿台学園	3	駿台学園高等学校	900	駿台学園高等学校（定時制）	240
		駿台学園中学校	360		
開成学園	2	開成高等学校	1,200	開成中学校	900
山崎学園	2	富士見高等学校	840	富士見中学校	840
足立学園	2	足立学園高等学校	885	足立学園中学校	420
守屋育英学園	1	関東第一高等学校	1,800		
聖パウロ学園	2	聖パウロ学園高等学校	240	聖パウロ学園高等学校（通信制）	720

【表2 監査対象とした学校及び定員（続き）】

(単位：校、人)

学校法人名	学校数	学校名	定員	学校名	定員
八王子学園	4	八王子学園八王子高等学校	1,290	八王子学園八王子中学校	360
		なかよし幼稚園	160	多摩なかよし幼稚園	270
守屋教育学園	2	吉祥女子高等学校	702	吉祥女子中学校	702
武蔵野東学園	5	武蔵野東中学校	291	武蔵野東小学校	576
		武蔵野東第一幼稚園	210	武蔵野東第二幼稚園	315
		武蔵野東高等専修学校	225		
桐朋学園	7	桐朋高等学校	1,050	桐朋女子高等学校	1,350
		桐朋中学校	900	桐朋女子中学校	900
		桐朋学園小学校	480	桐朋小学校	480
		桐朋幼稚園	80		
玉川学園	4	玉川学園高等部	795	玉川学園中学部	705
		玉川学園小学部	840	玉川学園幼稚部	140
中島学園	1	認定こども園 きそ幼稚園	300		
白梅学園	3	白梅学園高等学校	1,020	白梅学園清修中学校	180
		白梅学園大学附属白梅幼稚園	210		
国立学園	2	国立学園小学校	720	国立学園附属かたばみ幼稚園	168
武蔵野大学	6	武蔵野大学高等学校	1,200	武蔵野大学附属千代田高等学院 (千代田高等学校) (注3)	600
		武蔵野大学中学校	750	千代田国際中学校 (千代田中学校) (注3)	300
		武蔵野大学附属幼稚園	288	武蔵野大学附属有明こども園	180
菅生学園	3	東海大学菅生高等学校	960	東海大学菅生高等学校中等部	240
		菅生学園初等学校	648		
菊誠学園	1	チェリー幼稚園	400		
狛江こだま学園	1	狛江こだま幼稚園	420		
森田学園	1	清瀬しらうめ幼稚園	280		
多摩川学園	1	幼保連携型認定こども園多摩川 幼稚園	360		
東洋大学	3	東洋大学京北高等学校	750	東洋大学京北中学校	360
		東洋大学附属京北幼稚園	105		
日本力行会	1	認定こども園りっこう幼稚園	420		
藤井学園	1	あづま幼稚園	105		
葉本学園	1	足立双葉幼稚園	160		
小澤学園	1	国立富士見台幼稚園	315		
バプテスト基望 学園	1	常盤台めぐみ幼稚園	105		

(注1) 括弧内は、令和5年度末現在の名称

(注2) 令和6年7月12日廃止

(注3) 括弧内は、令和7年度からの名称

3 補助金の概要

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）等に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号総務局長決定）等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(1) 経常費補助金

私立学校等への補助金額の大半を占めているのは、表3のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価に各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特別の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編制推進に係る補助等がある。

(2) 私立幼稚園特別支援教育事業費補助金等

表3のとおり、私立幼稚園特別支援教育事業費補助金や産業・理科教育施設設備整備費補助金等の、個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人60団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が366億6,622万円、令和6年度が378億5,144万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助事業別の交付額】

(単位：千円)

補助金名及び補助の概要（注1）		令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常費補助金		30,693,144	30,982,658	32,130,762
1	私立学校経常費補助金	30,388,174	30,656,998	31,787,260
2	私立特別支援学校等経常費補助金	287,040	303,291	317,210
3	私立通信制高等学校経常費補助金	17,929	22,368	26,291
その他補助金		6,529,746	5,683,565	5,720,678
4	私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	2,352	1,568	—
5	産業・理科教育施設設備整備費補助金	27,500	8,971	6,189
6	私立学校安全対策促進事業費補助金	5,164	4,829	61,806
7	私立幼稚園預かり保育推進補助金	47,200	49,180	53,970
8	私立高等学校都内生就学促進補助金	137,269	134,232	133,751
9	私立幼稚園等環境整備費補助金	5,515	6,490	3,906
10	私立幼稚園等特色教育等推進補助金	2,240	2,360	2,980
11	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金	4,427	17,087	11,634
12	園務改善のためのICT化支援事業補助金（注2）	1,789	475	
13	私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金	9,967	9,698	
14	幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業補助金（注2）		500	69
15	私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金		111	70
16	私立専修学校教育振興費補助金	24,519	28,525	50,574
17	私立専修学校特別支援教育事業費補助金	99,758	115,559	134,148
18	私立専修学校教育環境整備費補助金	200	200	200
19	私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金	247	247	268
20	私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金	74,975	84,873	83,872
21	私立高等学校等就学支援金	5,454,110	5,181,728	5,135,414
22	私立学校被災生徒等授業料等減免補助金	262	758	576
23	私立専修学校授業料等減免費用負担金	28,810	24,547	18,746

【表3 監査対象団体に対する補助事業別の交付額（続き）】

（単位：千円）

補助金名及び補助の概要（注1）			令和4年度	令和5年度	令和6年度
24	私立外国人学校教育運営費補助金	外国人学校の教職員人件費、教育研究関係経費を補助	4,049	3,997	2,879
25	私立学校送迎バス等安全対策支援事業費補助金	送迎バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組等に要する経費を補助	—	351	
26	とうきょうすくわくプログラム推進事業補助金	各園等が選択するテーマに沿い、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動に要する経費を補助			13,262
27	私立学校等結核予防費補助金	学校等が行う結核の予防を目的とした定期健康診断に要する経費を補助	4,922	5,057	4,848
28	保育園等による木育活動の支援事業費補助金	施設の運営者等が行う木育活動の実施に必要な経費を補助	—	2,219	1,513
合計			37,222,890 (注3)	36,666,223	37,851,440

（注1）1番から26番までは生活文化局所管補助金、27番は保健医療局所管補助金、28番は産業労働局所管補助金

（注2）12番は令和5年度に事業を終了し、補助対象とする経費、施設を拡大するなどしたうえで同年度から14番の事業を実施している。

（注3）令和5年度及び令和6年度に交付していない補助金は記載を省略しているため、令和4年度の合計額は内訳と一致しない。

【表4 団体別補助金交付額】

（単位：千円）

No.	学校法人名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	共立女子学園	1,024,122	132,506	1,156,628	1,037,969	102,168	1,140,137	1,074,809	99,130	1,173,939
2	錦城学園	808,159	288,781	1,096,941	808,116	238,265	1,046,382	846,055	238,378	1,084,433
3	正則学園	305,566	106,848	412,415	311,634	107,204	418,838	327,399	113,015	440,415
4	中央大学	882,500	243,998	1,126,499	875,054	217,542	1,092,596	919,014	211,805	1,130,820
5	東京家政学院	238,401	37,593	275,994	228,258	36,257	264,516	237,588	32,570	270,159
6	二松学舎	278,079	118,862	396,942	282,230	116,331	398,561	293,387	111,782	405,169
7	安田学園教育会	753,267	198,830	952,098	770,819	176,408	947,228	788,090	145,774	933,864
8	麻布学園	544,525	46,578	591,103	554,683	32,847	587,531	580,567	34,880	615,448
9	順心広尾学園	580,568	39,105	619,674	580,119	26,680	606,799	604,566	27,593	632,159
10	高輪学園	476,510	47,160	523,671	473,424	37,014	510,439	501,258	37,703	538,962
11	明治学院	769,217	197,025	966,243	776,289	165,100	941,389	808,801	175,660	984,462
12	成城学校	604,132	56,049	660,182	614,446	38,141	652,588	639,571	37,332	676,904
13	早稲田実業学校	692,132	88,102	780,235	651,881	59,688	711,570	632,671	58,550	691,221
14	京華学園	1,047,335	249,794	1,297,129	1,046,856	213,664	1,260,520	1,079,991	223,709	1,303,700
15	東洋女子学園	197,380	70,387	267,767	200,177	61,670	261,847	208,098	70,782	278,881
16	日本女子大学	185,945	5,780	191,725	194,658	—	194,658	205,806	—	205,806
17	田村学園	859,549	125,009	984,559	875,321	112,276	987,597	896,795	114,626	1,011,422
18	日本工業大学	773,564	157,913	931,478	774,072	167,554	941,626	835,653	130,053	965,706
19	目黒日本大学学園	480,293	189,932	670,225	508,786	191,403	700,189	529,698	190,497	720,196
20	簡野学園	271,331	57,904	329,236	245,182	46,914	292,096	277,462	59,744	337,206

【表 4 団体別補助金交付額（続き）】

（単位：千円）

No.	学校法人名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計	経常費 補助金	その他 補助金	計
21	国士舘	459,636	157,109	616,745	454,834	142,609	597,443	457,570	150,478	608,049
22	昭和女子大学	670,489	56,820	727,310	681,521	41,339	722,861	704,430	45,361	749,791
23	成城学園	602,620	59,156	661,776	621,392	44,635	666,027	640,695	45,100	685,795
24	調布学園	512,525	43,317	555,843	523,730	27,365	551,095	530,776	26,756	557,533
25	日本体育大学	785,572	299,942	1,085,515	788,505	271,410	1,059,915	808,212	286,707	1,094,919
26	國學院大學	1,336,103	301,140	1,637,244	1,381,622	254,238	1,635,860	1,418,462	245,383	1,663,845
27	五島育英会	1,137,185	99,697	1,236,883	1,134,205	66,002	1,200,208	1,161,304	66,745	1,228,050
28	実践女子学園	498,025	56,981	555,007	498,120	43,785	541,906	526,559	39,928	566,487
29	実践学園	591,353	149,100	740,454	590,868	150,251	741,119	613,114	141,085	754,200
30	立教女学院	447,487	32,162	479,650	446,930	18,974	465,904	457,581	21,169	478,750
31	学習院	865,464	72,329	937,793	878,215	41,757	919,972	882,801	44,557	927,358
32	城西学園	444,273	122,650	566,923	458,610	109,678	568,288	458,912	105,394	564,307
33	豊昭学園	766,063	367,862	1,133,925	768,729	317,560	1,086,289	790,435	282,495	1,072,930
34	安部学院	154,611	98,936	253,547	143,183	82,365	225,549	167,649	78,281	245,930
35	駿台学園	459,554	93,100	552,654	480,476	100,775	581,252	507,341	108,903	616,245
36	開成学園	590,294	67,876	658,170	622,336	52,370	674,706	670,486	52,671	723,157
37	山崎学園	552,183	52,467	604,651	549,084	41,066	590,151	577,938	36,333	614,271
38	足立学園	517,353	118,766	636,119	521,929	103,078	625,007	550,687	103,841	654,529
39	守屋育英学園	640,027	407,925	1,047,953	621,417	413,156	1,034,573	631,857	496,106	1,127,964
40	聖パウロ学園	131,748	60,723	192,471	131,788	60,157	191,945	136,210	59,643	195,853
41	八王子学園	651,985	218,960	870,945	655,507	204,967	860,474	671,895	211,950	883,846
42	守屋教育学園	513,725	39,860	553,586	494,455	31,002	525,457	498,039	27,642	525,682
43	武蔵野東学園	736,021	172,360	908,381	758,343	186,367	944,710	783,075	223,594	1,006,670
44	桐朋学園	1,352,681	125,484	1,478,166	1,384,002	90,530	1,474,533	1,436,336	91,590	1,527,926
45	玉川学園	586,455	51,812	638,268	614,355	30,627	644,982	638,283	38,274	676,558
46	中島学園	7,056	2,940	9,996	6,272	2,620	8,892	5,488	2,439	7,927
47	白梅学園	481,235	160,469	641,705	485,878	130,934	616,812	498,004	114,259	612,263
48	国立学園	174,394	7,337	181,731	182,364	2,946	185,310	188,176	3,195	191,371
49	武蔵野大学	905,799	219,079	1,124,879	925,943	169,511	1,095,455	1,005,756	167,123	1,172,880
50	菅生学園	560,504	219,394	779,899	568,943	186,944	755,887	591,279	169,074	760,353
51	菊誠学園	67,202	808	68,010	61,358	2,760	64,118	64,759	3,521	68,280
52	狛江こだま学園	65,921	4,348	70,269	65,849	5,206	71,055	68,689	5,349	74,038
53	森田学園	65,843	3,257	69,100	66,392	3,681	70,073	71,653	3,267	74,920
54	多摩川学園	11,760	3,375	15,135	10,192	4,597	14,789	15,680	3,831	19,511
55	東洋大学	465,423	113,622	579,046	471,962	88,961	560,923	477,123	94,770	571,894
56	日本力行会	1,568	1,692	3,260	7,840	1,620	9,460	12,544	2,171	14,715
57	藤井学園	1,568	1,798	3,366	1,568	1,626	3,194	—	2,150	2,150
58	葉本学園	27,685	1,813	29,498	32,138	2,421	34,559	31,359	2,246	33,605
59	小澤学園	56,898	2,272	59,170	59,025	2,914	61,939	62,476	1,322	63,798
60	バプテスト基望 学園	24,254	2,827	27,081	22,781	3,614	26,395	29,823	2,367	32,190

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体に交付された経常費補助金のうち、一般補助について、主に、補助金算定の基礎となる学級数、教職員数、幼児（生徒）数等が正確か、特別補助について、補助対象となる事業の実施状況などに着眼して、根拠書類を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、その他の補助対象事業について、主に、補助金額が適正か、その目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1)局及び団体

ア 国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号総務局長決定）に基づき、国際化推進補助を行っており、この中で、外国人教員を採用した学校法人に対し、教員1人当たり30万円の補助金を交付している。

そこで、学校法人城西学園が設置している城西大学附属城西中学校における外国人教員の採用について「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）」を見たところ、令和5年度において補助対象とした外国人教員のうちの1名が、令和5年5月1日現在、育児休業により授業を担当しておらず、法人は、「令和5年度私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き」に従って補助対象除外者の調査表に記載しているにもかかわらず、誤って補助対象に算入しており、適正でない。

この結果、補助金30万円が過大に交付されている。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。

（学校法人城西学園）

（生活文化局）

(2)局

ア 報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）等に基づき、課税事業者が課税対象となる取引をした場合に納税義務が生じるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するため、課税売上げに対する消費税等額から課税仕入れに係る消費税等額を控除した額（以下「仕入控除税額」という。）を納税する

仕組みとなっている。

事業者に対して交付された補助金は、消費税の課税の対象とならず、消費税等の課税事業者である補助事業者が補助金を原資として補助対象物を購入し、確定申告で消費税等を仕入税額控除した場合には、補助事業者は負担していない消費税等に係る補助金を得ることとなる。

このため、補助事業において、補助事業者が補助対象経費中の消費税等について仕入税額控除を行う可能性を踏まえ、補助事業完了後、確定申告により仕入控除税額が確定した場合には、全ての補助事業者に仕入控除税額報告書を提出させ、その分の補助金の返還を求める必要がある。

そこで、仕入控除税額報告書の提出状況を見たところ、表5のとおり、複数の補助事業者において提出されていなかった。

仕入控除税額報告書が未提出の場合、仕入控除税額が生じていないとは断定できず、補助金返還の有無を確認できない。

しかしながら、局は、仕入控除税額報告書の未提出について対処しておらず、適切でない。

局は、報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認されたい。

(生活文化局)

【表5 仕入控除税額報告書が未提出の補助事業者】

補助金名	仕入控除税額報告書が未提出の補助事業者	備考
私立幼稚園等環境整備費補助金	A、B、C、D、E、F、G	
幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金	H	
私立幼稚園預かり保育推進補助金	A、B、F、H、I	令和6年度分から当該報告書の提出が規定された。

社会福祉法人等（子供分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下の補助金を交付した団体のうち、 社会福祉法人あすなろ福祉会など 25 団体 41 施設 (詳細は表1及び表2のとおり) ○ 東京都保育サービス推進事業補助金 (令和5年度:635団体1,299施設に交付)	令和7年9月9日から 同年10月10日まで (詳細は表1のとおり)	令和5年度及び 令和6年度の補 助対象事業
局	福祉局	令和7年9月8日及び 同年10月14日	

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	
9月9日	社会福祉法人つばさ福祉会	—
9月10日	社会福祉法人誠高会	—
9月11日	社会福祉法人栄光会	—
9月16日	社会福祉法人島田福祉会	—
9月17日	社会福祉法人三共会	—
9月18日	社会福祉法人つぼみ会	社会福祉法人聖救主福祉会
9月19日	渚江保育園	社会福祉法人みつばち会
9月22日	社会福祉法人敬愛健伸会	女塚保育園
9月26日	社会福祉法人あすなろ福祉会	社会福祉法人上宮会
9月29日	社会福祉法人稲城福祉会	社会福祉法人まあれ愛恵会
9月30日	社会福祉法人聖華	社会福祉法人種の会
10月2日	社会福祉法人のゆり会	社会福祉法人東京山手マリヤ会
10月7日	社会福祉法人たかね福祉会	社会福祉法人えどがわ
10月8日	社会福祉法人森友会	社会福祉法人和光会
10月9日	社会福祉法人森友会	社会福祉法人大泉きくみ会
10月10日	社会福祉法人新生会	—

2 団体の概要

社会福祉法人あすなろ福祉会など25団体は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める保育所を設置し、東京都保育サービス推進事業補助金等の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（41施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、東京都保育サービス推進事業補助金交付団体（令和5年度635団体1,299施設）のうち、過去5年以上監査未実施の団体25団体41施設を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

（単位：人）

団体名	施設名	所在地	施設の規模	
			現員	定員
社会福祉法人あすなろ福祉会	あいあい保育園	板橋区仲宿	68	68
	あすなろ保育園		83	90
社会福祉法人稲城福祉会	向陽台保育園	稲城市向陽台	129	150
社会福祉法人上宮会	清瀬上宮保育園	清瀬市竹丘	112	117
	広尾上宮保育園	渋谷区広尾	84	100
社会福祉法人栄光会	栄光たまだいら保育園	日野市多摩平	122	122
	栄光平山台保育園	日野市平山	55	63
社会福祉法人えどがわ	宇喜田おひさま保育園	江戸川区北葛西	96	115
	北葛西おひさま保育園		123	144
社会福祉法人大泉さくみ会	くりのみ保育園	練馬区東大泉	54	60
女塚保育園	女塚保育園	大田区西蒲田	68	70
社会福祉法人敬愛健伸会	馬事公苑ひかり保育園	世田谷区上用賀	116	120
	目白ひかり保育園	豊島区目白	52	60
社会福祉法人三共会	たつの子保育園	板橋区常盤台	29	30
	第二たつの子保育園		75	80
社会福祉法人島田福祉会	北嶺町保育園	大田区北嶺町	103	113
	北嶺町第二保育園		59	60
	島田保育園	大田区大森北	102	107
社会福祉法人新生会	ひかりの子保育園	町田市木曽西	119	129
	もみの木保育園	町田市小山ヶ丘	97	100
社会福祉法人森友会	あかねの森保育園	練馬区光が丘	110	110
	えがおの森保育園	国分寺市西恋ヶ窪	100	100
	きらめきの森保育園	立川市上砂町	76	80
	こもれびの森保育園	国分寺市東恋ヶ窪	77	80
	じゆうな森保育園	国分寺市光町	57	61
	ほほえみの森保育園	立川市錦町	39	40
社会福祉法人聖華	町屋保育園	荒川区町屋	147	150
社会福祉法人聖救主福祉会	まこと保育園	江東区冬木	98	99
社会福祉法人誠高会	豊洲枝川さくらんぼ保育園	江東区枝川	91	100
社会福祉法人たかね福祉会	たかね保育園	町田市山崎町	145	159
	たかね第二保育園		129	131
社会福祉法人種の会	世田谷はっと保育園	世田谷区下馬	153	153

団体名	施設名	所在地	施設の規模	
			現員	定員
社会福祉法人つばさ福祉会	たまがわ みんなの家	世田谷区玉川	111	110
	南馬込第二保育園	大田区南馬込	111	120
社会福祉法人つぼみ会	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり	北区桐ヶ丘	93	121
社会福祉法人東京山手マリヤ会	山手保育園	府中市白糸台	70	70
社会福祉法人のゆり会	たかさご保育園	葛飾区高砂	99	100
浏江保育園	浏江保育園	足立区竹の塚	31	37
社会福祉法人まあれ愛恵会	葛飾高砂たいよう保育園	葛飾区高砂	61	60
社会福祉法人みつばち会	みつばち保育園	港区白金	28	30
社会福祉法人和光会	喜多見野の花保育園	世田谷区喜多見	72	72

(注)上記数字は令和7年3月31日現在

3 補助金の概要

(1) 東京都保育サービス推進事業補助金

都は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（令和7年4月30日最終改正）に基づき、地域の実情に応じた保育所の取組を推進するため、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、対象の保育施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費である。

(2) 東京都保育士等キャリアアップ補助金等

表3のとおり、東京都保育士等キャリアアップ補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人等25団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が7億2,716万円、令和6年度が7億3,887万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

(単位：千円)

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都保育サービス推進事業補助金			282,478	323,277	325,828
東京都保育士等キャリアアップ補助金等			405,331	403,887	413,048
1	東京都保育士等キャリアアップ補助金	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働けるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する経費を補助	405,331	403,887	409,402
2	民間社会福祉施設設備改善整備費補助金	民間社会福祉施設利用者の処遇の充実及び地域交流の促進を図るため、施設設備の改善整備に要する経費を補助	—	—	1,749
3	東京都認可保育所屋外遊戯場芝生化事業補助金	認可保育所屋外遊戯場の芝生化事業を行う場合、屋外遊戯場の芝生化等に必要となる整備工事等に要する経費を補助	—	—	1,297
4	社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金	非常用電源等を導入する社会福祉施設等に対し、電源設備、機器等の購入に要する経費を補助	—	—	600
合計			687,809	727,164	738,876

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

【表4 団体別補助金交付額】

(単位：千円)

No.	団体名 施設名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		東京都保育サービス推進事業補助金	東京都保育士等キャリアアップ補助金等	計	東京都保育サービス推進事業補助金	東京都保育士等キャリアアップ補助金等	計	東京都保育サービス推進事業補助金	東京都保育士等キャリアアップ補助金等	計
1	あすなろ福祉会	17,469	19,596	37,065	22,065	18,879	40,944	21,612	20,031	41,643
	あいあい保育園	7,428	8,866	16,294	6,466	9,133	15,599	7,428	9,658	17,086
	あすなろ保育園	10,041	10,730	20,771	15,599	9,746	25,345	14,184	10,373	24,557
2	稲城福祉会	12,330	13,374	25,704	15,522	12,789	28,311	15,374	12,747	28,121
	向陽台保育園	12,330	13,374	25,704	15,522	12,789	28,311	15,374	12,747	28,121
3	上宮会	19,900	22,606	42,506	19,619	22,202	41,821	19,088	22,166	41,254
	清瀬上宮保育園	14,049	11,288	25,337	12,906	11,258	24,164	13,255	11,001	24,256
	広尾上宮保育園	5,851	11,318	17,169	6,713	10,944	17,657	5,833	11,165	16,998
4	栄光会	9,742	16,128	25,870	12,421	16,410	28,831	11,469	16,663	28,132
	栄光たまだいら保育園	6,713	8,774	15,487	6,980	9,041	16,021	8,145	9,789	17,934
	栄光平山台保育園	3,029	7,354	10,383	5,441	7,369	12,810	3,324	6,874	10,198
5	えどがわ	9,415	20,330	29,745	12,771	19,796	32,567	13,179	19,261	32,440
	宇喜田おひさま保育園	4,671	9,257	13,928	5,755	9,130	14,885	5,959	8,604	14,563
	北葛西おひさま保育園	4,744	11,073	15,817	7,016	10,666	17,682	7,220	10,657	17,877
6	大泉きくみ会	3,272	6,038	9,310	3,912	5,744	9,656	3,747	6,315	10,062
	くりのみ保育園	3,272	6,038	9,310	3,912	5,744	9,656	3,747	6,315	10,062
7	女塚保育園	4,074	7,477	11,551	3,692	7,585	11,277	3,272	7,822	11,094
8	敬愛健伸会	8,736	18,658	27,394	12,565	18,883	31,448	14,051	20,097	34,148
	馬事公苑ひかり保育園	6,096	11,175	17,271	9,750	11,121	20,871	8,766	12,360	21,126
	目白ひかり保育園	2,640	7,483	10,123	2,815	7,762	10,577	5,285	7,737	13,022

No.	団体名 施設名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		東京都保 育サービ ス推進事 業補助金	東京都保育 士等キャリ アアップ補 助金等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金	東京都保育 士等キャリ アアップ補 助金等	計	東京都保 育サービ ス推進事 業補助金	東京都保育 士等キャリ アアップ補 助金等	計
9	三共会	9,532	12,190	21,722	7,831	12,814	20,645	9,595	12,333	21,928
	たつの子保育園	3,439	5,961	9,400	2,055	6,618	8,673	3,258	6,153	9,411
	第二たつの子保育園	6,093	6,229	12,322	5,776	6,196	11,972	6,337	6,180	12,517
10	島田福祉会	24,746	29,739	54,485	25,045	28,963	54,008	26,018	30,284	56,302
	北嶺町保育園	10,702	11,897	22,599	11,881	11,102	22,983	11,993	11,359	23,352
	北嶺町第二保育園	3,663	6,755	10,418	4,635	6,567	11,202	4,706	7,034	11,740
	島田保育園	10,381	11,087	21,468	8,529	11,294	19,823	9,319	11,891	21,210
11	新生会	17,218	22,005	39,223	19,342	22,233	41,575	21,998	22,584	44,582
	ひかりの子保育園	13,664	12,931	26,595	14,326	12,478	26,804	15,650	13,012	28,662
	もみの木保育園	3,554	9,074	12,628	5,016	9,755	14,771	6,348	9,572	15,920
12	森友会	22,290	50,951	73,241	25,764	52,249	78,013	23,759	53,967	77,726
	あかねの森保育園	3,817	11,032	14,849	4,224	11,048	15,272	3,560	11,007	14,567
	えがおの森保育園	5,419	10,780	16,199	6,114	10,814	16,928	6,084	10,976	17,060
	きらめきの森保育園	3,606	9,514	13,120	4,543	9,311	13,854	3,957	9,310	13,267
	こもれびの森保育園	4,052	9,197	13,249	3,663	9,657	13,320	2,248	9,710	11,958
	じゆうな森保育園	974	4,009	4,983	1,706	4,963	6,699	2,475	6,415	8,890
	ほほえみの森保育園	4,422	6,419	10,841	5,514	6,456	11,970	5,435	6,549	11,984
13	聖華	10,828	13,760	24,588	13,734	13,929	27,663	13,210	14,519	27,729
	町屋保育園	10,828	13,760	24,588	13,734	13,929	27,663	13,210	14,519	27,729
14	聖救主福祉会	13,147	11,482	24,629	14,765	11,309	26,074	11,899	13,401	25,300
	まこと保育園	13,147	11,482	24,629	14,765	11,309	26,074	11,899	13,401	25,300
15	誠高会	2,030	7,925	9,955	3,242	9,100	12,342	3,387	9,433	12,820
	豊洲枝川さくらんぼ保育園	2,030	7,925	9,955	3,242	9,100	12,342	3,387	9,433	12,820
16	たかね福祉会	23,825	28,991	52,816	26,671	28,897	55,568	26,365	29,879	56,244
	たかね保育園	12,732	15,118	27,850	16,008	15,289	31,297	14,739	15,624	30,363
	たかね第二保育園	11,093	13,873	24,966	10,663	13,608	24,271	11,626	14,255	25,881
17	種の会	11,157	14,151	25,308	11,470	14,243	25,713	12,122	14,385	26,507
	世田谷はっと保育園	11,157	14,151	25,308	11,470	14,243	25,713	12,122	14,385	26,507
18	つばさ福祉会	16,620	24,733	41,353	19,794	24,767	44,561	18,040	23,300	41,340
	たまがわ みんなの家	8,522	11,162	19,684	9,902	11,256	21,158	10,989	11,430	22,419
	南馬込第二保育園	8,098	13,571	21,669	9,892	13,511	23,403	7,051	11,870	18,921
19	つばみ会	4,578	10,301	14,879	4,467	9,855	14,322	7,210	9,398	16,608
	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり	4,578	10,301	14,879	4,467	9,855	14,322	7,210	9,398	16,608
20	東京山手マリヤ会	11,369	14,425	25,794	14,202	13,192	27,394	11,405	13,817	25,222
	山手保育園	11,369	14,425	25,794	14,202	13,192	27,394	11,405	13,817	25,222
21	のゆり会	10,276	11,772	22,048	13,133	12,039	25,172	15,572	11,750	27,322
	たかさご保育園	10,276	11,772	22,048	13,133	12,039	25,172	15,572	11,750	27,322
22	浏江保育園	4,229	3,577	7,806	4,319	4,268	8,587	4,627	4,034	8,661
23	まあれ愛恵会	5,353	8,553	13,906	6,618	8,394	15,012	7,384	8,358	15,742
	葛飾高砂たいよう保育園	5,353	8,553	13,906	6,618	8,394	15,012	7,384	8,358	15,742
24	みつばち会	4,166	6,992	11,158	4,008	5,947	9,955	4,816	7,020	11,836
	みつばち保育園	4,166	6,992	11,158	4,008	5,947	9,955	4,816	7,020	11,836
25	和光会	6,176	9,577	15,753	6,305	9,400	15,705	6,629	9,484	16,113
	喜多見野の花保育園	6,176	9,577	15,753	6,305	9,400	15,705	6,629	9,484	16,113
合計		282,478	405,331	687,809	323,277	403,887	727,164	325,828	413,048	738,876

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育サービス推進事業補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解し、その目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は、各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているかなどに着目して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1)局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）

局は、社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、表5のとおり、21法人が運営する27施設で不適正な事例が認められた（過大交付額合計1,249万円）。本監査においては、各施設が、申請する補助項目の要件について、区市の補助制度の要件と誤認識していたことなどに基づく誤りが多数発生していることが確認された。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

（社会福祉法人あすなろ福祉会）

（社会福祉法人栄光会）

（社会福祉法人大泉きくみ会）

（女塚保育園）

（社会福祉法人敬愛健伸会）

（社会福祉法人三共会）

（社会福祉法人島田福祉会）

（社会福祉法人新生会）

（社会福祉法人森友会）

（社会福祉法人聖華）

（社会福祉法人聖救主福祉会）

（社会福祉法人誠高会）

（社会福祉法人たかね福祉会）

(社会福祉法人つばさ福祉会)

(社会福祉法人つぼみ会)

(社会福祉法人東京山手マリヤ会)

(社会福祉法人のゆり会)

(渕江保育園)

(社会福祉法人まあれ愛恵会)

(社会福祉法人みつばち会)

(社会福祉法人和光会)

(福祉局)

【表5 令和5年度分過大交付額（東京都保育サービス推進事業補助金）】

(単位：件、千円)

団体名	施設名	特別保育事業等推進加算											地域子育て支援推進加算		補助金交付確定額		
		零歳児保育・産休明け保育実施	延長保育事業（零歳児）	延長保育事業（2・3時間）	休日保育	一時預かり事業・定期利用保育事業	障害児保育（特児対象）	障害児保育（その他知的）	障害児保育（その他身体）	アレルギー児対応	育児困難家庭への支援	外国人児童受入れ	出産を迎える親の体験学習	保育拠点活動支援	誤	正	過大交付額
あすなる福祉会	あいあい保育園								○					6,466	5,674	792	
	あすなる保育園		○											15,599	15,582	17	
計														22,065	21,256	809	
栄光会	栄光たまだいら保育園								○					6,980	6,881	99	
大泉きくみ会	くりのみ保育園											○		3,912	3,656	256	
女塚保育園	女塚保育園											○	○	3,692	2,692	1,000	
敬愛健伸会	馬事公苑ひかり保育園				○									9,750	9,733	17	
三共会	たつの子保育園											○		2,055	1,992	63	
	第二たつの子保育園							○				○		5,776	5,408	368	
計														7,831	7,400	431	
島田福祉会	北嶺町保育園							○						11,881	11,425	456	
	北嶺町第二保育園								○					4,635	4,371	264	
計														16,516	15,796	720	
新生会	ひかりの子保育園							○						14,326	14,060	266	
	もみの木保育園								○					5,016	4,644	372	
計														19,342	18,704	638	
森友会	えがおの森保育園		○											6,114	6,079	35	
	きらめきの森保育園					○			○					4,543	4,372	171	
計														10,657	10,451	206	
聖華	町家保育園		○		○									13,734	13,097	637	
聖救主福祉会	まこと保育園		○						○	○				14,765	14,079	686	
誠高会	豊洲枝川さくらんぼ保育園		○	○										3,242	2,761	481	
たかね福祉会	たかね第二保育園								○					10,663	10,575	88	
つばさ福祉会	たまがわ みんなの家		○	○				○	○					9,902	6,903	2,999	
	南馬込第二保育園							○	○	○		○	○	9,892	8,031	1,861	
計														19,794	14,934	4,860	
つばみ会	LIFE SCHOOL 桐ヶ丘こどものもり			○	○									4,467	4,393	74	
東京山手マリヤ会	山手保育園				○					○				14,202	14,101	101	
のゆり会	たかさご保育園		○	○										13,133	12,341	792	
渚江保育園	渚江保育園								○					4,319	4,037	282	
まあれ愛恵会	葛飾高砂たいよう保育園	○												6,618	6,590	28	
みつばち会	みつばち保育園								○					4,008	3,876	132	
和光会	喜多見野の花保育園								○					6,305	6,152	153	
合計		1	7	3	1	4	1	5	5	8	2	2	3	2	215,995	203,505	12,490

イ 補助金を返還すべきもの（東京都保育士等キャリアアップ補助金）

局は、法人に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、表6のとおり、1法人が運営する1施設において、補助対象となる児童数の算定を誤った事例が認められた（過大交付額1万3,000円）。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、法人に対して補助金の返還を求められたい。

（社会福祉法人新生会）

（福祉局）

【表6 令和5年度分過大交付額（東京都保育士等キャリアアップ補助金）】

（単位：千円）

団体名	施設名	補助基準額の算定	補助金交付確定額		
			誤	正	過大交付額
新生会	もみの木保育園	年齢区分			
			9,755	9,742	13

社会福祉法人（障害分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下の補助金を交付した団体のうち、社会福祉法人あいのわ福祉会など5団体7施設 （詳細は表1及び表2のとおり） ○ 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設） （令和5年度:63団体83施設に交付）	令和7年9月16日から 同年10月10日まで （詳細は表1のとおり）	令和5年度及び 令和6年度の補助対象事業
局	福祉局	令和7年9月8日及び 同年10月14日	

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	
9月16日	社会福祉法人金木星の会	—
9月17日	社会福祉法人あいのわ福祉会	社会福祉法人手をつなぐ福祉会
10月8日	社会福祉法人コロロ学舎	—
10月10日	社会福祉法人もくば会	—

2 団体の概要

社会福祉法人あいのわ福祉会など5団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設を都内に設置し、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（7施設）は、表2のとおりである。

監査に当たり、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）交付団体（令

和5年度63団体83施設)のうち、補助金交付額上位かつ過去5年以上監査未実施の団体5団体7施設を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

(単位：人)

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				現員	定員
社会福祉法人 あいのわ福祉会	竹の塚あかしの杜	施設入所支援	足立区竹の塚	39	40
		生活介護		49	60
社会福祉法人 金木星の会	金木星の郷	施設入所支援	あきる野市三内	49	50
		生活介護		60	62
社会福祉法人 コロロ学舎	五乃神学園	施設入所支援	羽村市五ノ神	40	40
		生活介護		65	65
	瑞学園	施設入所支援	瑞穂町箱根ヶ崎	60	60
		生活介護		129	130
社会福祉法人 手をつなぐ福祉会	パラんしょうぶ	施設入所支援	葛飾区青戸	49	51
		生活介護		55	60
		自立訓練 (生活訓練)		1	6
		就労継続支援 (B型)		7	10
社会福祉法人 もくば会	こぼん	放課後等デイ サービス	八王子市檜原町	10	10
	八王子療護園	施設入所支援	八王子市館町	32	32
		生活介護		40	40

(注)上記数字は令和7年3月1日現在

3 補助金の概要

(1) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）

都は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害者支援施設）（平成31年4月26日最終改正）に基づき、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、社会福祉施設等の利用者の福祉向上を図ることを目的として、対象の社会福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。交付の対象となる経費は施設の運営費及び施設整備費である。

(2) 東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金等

表3のとおり、東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人5団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が6億7,370万円、令和6年度が7億1,880万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

(単位：千円)

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）		623,867	646,150	648,708
東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金等		17,925	27,553	70,094
1	障害児通所支援事業所における送迎バス等安全対策支援事業補助金	—	440	—
2	障害者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	907	415	—
3	社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業補助金	—	—	242
4	障害者施設等物価高騰緊急対策支援金	7,701	16,445	7,143
5	東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業補助金	—	—	54,072
6	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金	2,657	2,607	1,144
7	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業補助金	6,660	7,646	7,492
合計		641,792	673,703	718,802

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

【表 4 団体別補助金交付額】

(単位：千円)

No.	団体名 施設名	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
		民間社会福祉施設サービス推進費補助金	職員居住支援特別手当事業補助金等	計	民間社会福祉施設サービス推進費補助金	職員居住支援特別手当事業補助金等	計	民間社会福祉施設サービス推進費補助金	職員居住支援特別手当事業補助金等	計
1	あいのわ福祉会	137,400	9,022	146,422	150,601	9,858	160,459	146,302	13,071	159,373
	竹の塚あかしの杜	137,400	9,022	146,422	150,601	9,858	160,459	146,302	13,071	159,373
2	金木星の会	91,863	2,049	93,912	94,662	3,091	97,753	94,914	8,325	103,239
	金木星の郷	91,863	2,049	93,912	94,662	3,091	97,753	94,914	8,325	103,239
3	コロロ学舎	164,880	2,875	167,755	164,895	6,309	171,204	164,623	20,522	185,145
	五乃神学園	62,033	1,150	63,183	62,048	2,442	64,490	62,211	7,321	69,532
	瑞学園	102,847	1,725	104,572	102,847	3,866	106,713	102,412	13,200	115,612
4	手をつなぐ福祉会	92,697	3,067	95,764	92,577	5,902	98,479	86,102	11,153	97,255
	パラんしょうぶ	92,697	3,067	95,764	92,577	5,902	98,479	86,102	11,153	97,255
5	もくば会	137,027	910	137,937	143,415	2,391	145,806	156,767	17,020	173,787
	こばん	—	—	—	—	589	589	—	2,358	2,358
	八王子療護園	137,027	910	137,937	143,415	1,802	145,217	156,767	14,661	171,428
合計		623,867	17,925	641,792	646,150	27,553	673,703	648,708	70,094	718,802

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))

局は、社会福祉法人（以下「法人」という。）等に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）を交付している。

補助金の交付状況について見たところ、表5のとおり、1法人が運営する1施設において、基本補助の算定に当たり、現員で算定すべきところ誤って定員で算定している事例が認められた（過大交付額20万9,000円）。

法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対して補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人もくば会)

(福祉局)

【表5 令和5年度分過大交付額(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))】

(単位：千円)

団体名	施設名	基本補助の算定	補助金交付確定額		
			誤	正	過大交付額
もくば会	八王子療護園	施設入所支援	143,415	143,206	209

社会福祉法人（高齢分野）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	① 都が以下の補助金を交付した団体のうち、社会福祉法人愛弘会など5団体9施設 ○ 老人福祉施設整備費補助金（令和5年度：31団体33施設に交付） ② 社会福祉法人三宅島あじさいの会（詳細は表1及び表2のとおり）	令和7年4月24日及び同年9月10日から同年10月10日まで （詳細は表1のとおり）	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	福祉局及び保健医療局	令和7年4月21日、同年5月7日、同年9月8日及び同年10月14日	

(注)社会福祉法人三宅島あじさいの会は、島しょの定例監査において、あわせて財政援助団体等監査を実施した。

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	対象
9月10日	社会福祉法人愛弘会	①
9月12日	社会福祉法人サンフレンズ	
9月18日	社会福祉法人合掌苑	
10月7日	社会福祉法人自靖会	
10月10日	社会福祉法人緑山会	
4月24日	社会福祉法人三宅島あじさいの会	②

2 団体の概要

社会福祉法人愛弘会など6団体は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設を設置し、老人福祉施設整備費補助金等の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（10施設）は、表2のとおりである。

監査に当たっては、老人福祉施設整備費補助金交付団体（令和5年度31団体33施設）等を対象とし、補助金交付額1億円以上の団体を中心に、過去5年以上監査未実施の団体を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

（単位：人）

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模	
				現員	定員
社会福祉法人 愛弘会	青梅愛弘園	特別養護老人ホーム	青梅市小曾木	95	110
		老人短期入所施設		0	11
社会福祉法人 合掌苑	合掌苑桂寮	特別養護老人ホーム	町田市金森東	80	80
		老人短期入所施設		5	8
	合掌苑	養護老人ホーム	50	50	
社会福祉法人 サンフレンズ	上井草園	特別養護老人ホーム	杉並区上井草	75	75
		老人短期入所施設		5	9
	サンフレンズ 善福寺	特別養護老人ホーム	杉並区善福寺	33	36
		老人短期入所施設		5	8
社会福祉法人 自靖会	いずみ	特別養護老人ホーム	江戸川区鹿骨	—	—
		老人短期入所施設			
社会福祉法人 緑山会	グランてらす 小平団地	特別養護老人ホーム	小平市喜平町	95	99
		老人短期入所施設		7	26
	小平グリーン てらす	特別養護老人ホーム	小平市鈴木町	88	90
		老人短期入所施設		9	9
社会福祉法人 三宅島あじさいの会	あじさいの里	特別養護老人ホーム	三宅村阿古	45	50
		老人短期入所施設		2	5

（注）上記数字は令和7年3月31日現在であり、開設前の施設は現員及び定員を「—」で表示している。

3 補助金の概要

(1) 老人福祉施設整備費補助金の概要

都は、年度毎に作成される老人福祉施設整備費補助要綱（令和5年度は、令和5年度老人福祉施設整備費補助要綱（令和5年4月1日））に基づき、老人福祉施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的として、対象の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し補助金を交付している。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等

表3のとおり、定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等の個別の要綱に基づき、補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした社会福祉法人6団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が15億1,305万円、令和6年度が15億2,740万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助金別の交付額】

(単位：千円)

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人福祉施設整備費補助金			—	1,077,593	994,526
定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等			107,935	435,466	532,878
1	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業補助金	特別養護老人ホーム等の設置促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて、特別養護老人ホーム等を新たに整備する場合に要する経費を補助	427	3,911	5,416
2	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	都内に開設される介護施設等について、安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を目的として、開設に必要な初度経費を補助	—	4,522	228,459
3	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金	新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善に要する経費を補助	7,112	39,226	2,975
4	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	特別養護老人ホームが介護保険制度に円滑に移行し、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、運営費等に要する経費を補助	55,904	57,248	67,694
5	高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、高齢者施設の入所者への検査等に要する経費を補助	—	611	—

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等					
6	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（老人福祉施設）	社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るため、社会福祉法人が設置する社会福祉施設の運営等に要する経費を補助	18,473	18,386	18,275
7	定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金	特別養護老人ホーム等の整備促進を目的として、当該施設設置に係る用地を確保するための定期借地権設定に要する経費を補助	—	255,622	—
8	東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金	介護職員の給与水準が低いことや住宅コスト等が高い東京の地域特性を考慮し、介護人材の確保定着に要する経費を補助	—	—	55,600
9	介護職員処遇改善支援補助金	介護職員の人材確保のため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、介護職員の賃金引き上げの措置に要する経費を補助	14,077	—	4,995
10	特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金	物価高騰等に直面する高齢者施設等に対して、事業の円滑な執行を図るための経費を補助	7,471	11,594	6,960
11	介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金	物価高騰等に直面する介護サービス事業所に対して、事業の円滑な執行を図るための経費を補助	145	200	81
12	次世代介護機器導入促進支援事業補助金	介護従事者の身体的負担や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に要する経費を補助	3,442	6,048	900
13	介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金	在学中に奨学金の貸与を受けた介護職員に対して、返済金相当額を手当として支給する場合に要する経費を補助	804	1,063	674
14	介護支援専門員法定研修受講料補助金	介護支援専門員の資格取得等に必要な法定研修受講料の負担を事業者が軽減するに当たり要する経費を補助	—	—	51
15	介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金	外国人介護人材が、都内で介護サービスを提供する事業所等において、円滑に就労・定着できるよう、受入環境の整備を推進するための経費を補助	46	46	300
16	外国人介護従事者受入れに係る受入れ調整機関活用経費補助金	介護現場において人材の送出しと受入れのマッチングを促進し、外国人介護従事者の受入れ体制を整備するための経費を補助	—	—	1,620

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等					
17	高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金	高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置、多床室の個室化改修等に要する経費を補助	—	5,280	—
18	高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金	高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策強化等に要する経費を補助	—	12,309	—
19	外国人介護福祉士候補者受入施設研修費補助金	経済連携協定に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設等が、候補者の介護福祉士国家資格取得のための研修及び日本語学習等に要する経費を補助	—	354	903
20	障害者通所施設等整備費補助金	障害者の地域での自立生活を促進し、特別支援学校卒業者の進路拡大等を図るため、障害者通所施設の施設整備等に要する経費を補助	—	6,383	137,614
21	借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助金	障害者施設の設置促進を図るため、国有地又は民有地を借り受けて、障害者（児）施設を新たに整備する場合に要する経費を補助	—	158	326
22	定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業補助金	障害福祉サービス事業所等の整備促進を目的として、当該施設設置に係る用地を確保するための定期借地権設定に要する経費を補助	—	12,474	—
23	私立学校等結核予防費補助金（注1）	結核患者の早期発見と患者の発生防止を図るため、定期健康診断に要する経費を補助	33	30	33
合計			107,935	1,513,059	1,527,404

(注1) 保健医療局所管補助金

(注2) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注3) 令和4年度交付額は参考値である。

【表 4 団体別補助金交付額】

(単位：千円)

No.	団体名 施設名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		老人福祉施設整備費補助金	定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等	計	老人福祉施設整備費補助金	定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等	計	老人福祉施設整備費補助金	定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金等	計
1	愛弘会	—	13,368	13,368	50,000	22,937	72,937	—	15,870	15,870
	青梅愛弘園	—	13,368	13,368	50,000	22,937	72,937	—	15,870	15,870
2	合掌苑	—	34,837	34,837	110,000	30,672	140,672	—	39,559	39,559
	合掌苑桂寮	—	13,185	13,185	50,000	9,357	59,357	—	19,633	19,633
	合掌苑	—	21,651	21,651	60,000	21,315	81,315	—	19,925	19,925
3	サンフレンズ	—	12,166	12,166	73,250	15,336	88,586	—	28,267	28,267
	上井草園	—	4,312	4,312	—	2,142	2,142	—	7,265	7,265
	サンフレンズ善福寺	—	7,853	7,853	73,250	13,193	86,443	—	21,002	21,002
4	自靖会	—	—	—	52,343	275,986	328,329	994,526	254,529	1,249,055
	いずみ	—	—	—	52,343	256,971	309,314	994,526	116,589	1,111,115
	生活介護ファミーユ	—	—	—	—	19,015	19,015	—	137,940	137,940
5	緑山会	—	8,370	8,370	792,000	19,253	811,253	—	149,470	149,470
	グランてらす小平団地	—	427	427	792,000	2,562	794,562	—	127,903	127,903
	小平グリーンてらす	—	7,943	7,943	—	16,691	16,691	—	21,566	21,566
6	三宅島あじさいの会	—	39,193	39,193	—	71,279	71,279	—	45,182	45,182
	あじさいの里	—	39,193	39,193	—	71,279	71,279	—	45,182	45,182
合計		—	107,935	107,935	1,077,593	435,466	1,513,059	994,526	532,878	1,527,404

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

老人福祉施設整備費補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下の補助金を交付した団体のうち、 一般社団法人ドライブワンなど 5 団体 （詳細は表 1 のとおり） ○ 東京都保育士等キャリアアップ研修 支援事業費補助金 （86 団体に交付）	令和 7 年 9 月 11 日 から同月 26 日まで （詳細は表 1 のと おり）	令和 5 年度及び 令和 6 年度の補 助対象事業
局	福祉局	令和 7 年 9 月 9 日 及び 29 日	

【表 1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	所在地
9 月 11 日	一般社団法人ドライブワン	東京都台東区北上野
9 月 17 日	一般社団法人繭の糸保育チーム	東京都文京区関口
9 月 18 日	公益社団法人日本小児保健協会	東京都千代田区神田東松下町
9 月 22 日	社会福祉法人みんなぎ	埼玉県さいたま市緑区原山
9 月 26 日	一般社団法人家庭まち創り政策ラボ	東京都千代田区内神田

2 団体の概要

一般社団法人ドライブワンなど5団体は、平成29年4月1日付雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」及び東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付29福保子保第4351号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都保育士等キャリアアップ研修（以下「キャリアアップ研修」という。）を実施する研修実施機関として東京都が指定した団体であり、東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金の交付を受ける団体である。

監査対象とした団体は、表1のとおりである。

3 補助金の概要

国は、子ども・子育て支援の推進に当たり、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、保育士等キャリアアップ研修事業の実施主体を都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とし、事業に要する費用の一部について国が補助するものと定めている。

これを受けて、都は、東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日付31福保子保第7358号最終改正。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、実施要綱に規定する事業を実施するための経費の一部を補助することにより、事業を円滑に推進し、保育現場におけるリーダー的職員の育成を図ることを目的として、東京都保育士等キャリアアップ研修指定要領（平成30年2月15日付29福保子保第4353号）に基づき、都が指定した研修実施機関に対し補助金を交付している。

交付の対象となる経費は人件費、事務費（キャリアアップ研修受講者の実費負担相当額を除く）である。交付額は、指定保育士養成施設及び非営利団体が開催する研修の場合、研修1回につき定員規模に応じた額に研修回数に乗じた補助基準額と補助対象経費とを比較しいずれか少ない方の額（1,000円未満の端数切捨て）に補助率10分の10を乗じた額による。

【表 2 補助金の概要（指定保育士養成施設及び非営利団体が開催する研修の場合）】

補助金名	内容	補助対象経費	補助基準額	補助率	負担割合
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金	研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修事業に要する経費の一部を補助	東京都保育士等キャリアアップ研修事業の実施に必要な以下の経費 (1)人件費 報酬、給料、手当、共済費、賃金、報償費 (2)事務費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、 役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 ただし、実施要綱の7(3)に定める研修受講者の実費負担相当額等を除く。	研修1回につき以下の定員規模に応じた額 ①定員60人未満:1,050千円 ②定員60人以上100人未満:1,200千円 ③定員100人以上:1,400千円	10/10	国1/2、都1/2

今回、監査対象とした5団体に対する補助金交付額は、表3のとおり、令和5年度が4億7,103万円、令和6年度が4億2,635万円である。

【表 3 監査対象団体の補助金交付額】

(単位:千円)

No.	団体名	令和4年度 交付額	令和5年度 交付額	令和6年度 交付額
1	一般社団法人家庭まち創り政策ラボ	138,157	170,250	172,650
2	社会福祉法人みんなぎ	48,379	100,501	98,307
3	一般社団法人繭の糸保育チーム	108,680	100,800	81,900
4	一般社団法人ドライブワン		99,350	73,500
5	公益社団法人日本小児保健協会	284	132	
合計		295,500	471,033	426,357

(注1) 令和6年度交付金額は交付額確定前の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金に関し、表1の監査対象団体の補助対象事業について、主に、事業は目的に沿って適切に行われているか、補助金算定の基礎となる各研修の定員規模、回数、補助対象経費が正確か、補助金額は補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり意見・要望事項が認められた。

2 意見・要望事項

(1)局

ア 補助金の交付について

国は、保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱に基づき、本事業の実施主体を都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関と定め、その費用の2分の1を補助している。福祉局は、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付。以下「都要綱」という。）等に基づき、研修実施機関を「区市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子供に対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体」と定め、補助対象経費について、国の補助金と合わせて10分の10を補助している。

また、国は、保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの中で、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができることと定めており、局も、都要綱で同様の内容を定めている。

ある研修実施機関（以下「団体」という。）について証ひょう類を確認したところ、研修内容は適切ではあったものの、団体は、講師への報酬・旅費等支払以外の、研修実施に必要な業務全般を株式会社A（以下「A社」という。）に委託していた。また、団体は研修会場についてもA社から借りており、令和5年度に交付された補助金の9割以上の金額を、委託料及び会場借上料としてA社に支払っていたことが認められた。

局は、実績報告等によりこの実態を把握することができるが、都要綱で定める「研修の一部を委託できる」という条件について、詳細を明示していないため、委託割合の多寡のみをもって不適切と判断することはできず、実施主体として指定した非営利団体を通じて、補助金の交付対象とはなり得ない株式会社に補助金の大半を受領させている。

局は、委託先も含め研修実施機関として適切な体制を整えているか判断する具体的な基準を定めて、制度の主旨に則した実効的な制度構築を行うとともに、実績報告等により研修実施機関の事業運営状況を適時適切に把握し、必要な対応を行うことが望まれる。

（福祉局）

【表4 国の制度】

<p>「保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関とする。なお、都道府県は、本事業を適切に実施できると認める民間団体等に委託できるものとする。</p> <p>「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。</p>

【表5 都の制度】

<p>「東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」</p> <p>2 実施主体</p> <p>この事業の実施主体は、東京都が別に定めるところにより指定するキャリアアップ研修を実施する研修実施機関とする。</p> <p>7 その他</p> <p>(2) 指定研修実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。</p> <p>「東京都保育士等キャリアアップ研修指定要領」</p> <p>東京都知事は、次に掲げる要件をいずれも満たすと認められる研修実施機関が実施するキャリアアップ研修を指定することができるものとする。</p> <p>(1) 研修実施機関は、区市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子供に対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。</p>
--

医療法人など10団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	都が以下の補助金を交付した団体のうち、学校法人日本大学など10団体28施設 (詳細は表1及び表2のとおり) ○ 東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金 (令和5年度256団体338施設に交付)	令和7年10月7日から 同月31日まで (詳細は表1のとおり)	令和5年度及び 令和6年度の補助対象事業
局	保健医療局及び福祉局	令和7年10月6日及び 同年11月4日	

【表1 監査対象団体及び団体別実地監査期間】

監査日	団体名	
10月7日	国立健康危機管理研究機構	—
10月8日	国立健康危機管理研究機構	医療法人財団健貢会
10月9日	学校法人日本医科大学	日本郵政株式会社
10月14日	学校法人日本大学	—
10月15日	—	医療法人社団成和会
10月16日	学校法人日本大学	医療法人社団成和会
10月17日	—	阿伎留病院企業団
10月20日	公益社団法人地域医療振興協会	—
10月21日	公益社団法人地域医療振興協会	学校法人東京女子医科大学
10月22日	公益社団法人地域医療振興協会	—
10月24日	学校法人日本大学	学校法人帝京大学
10月28日	—	学校法人東京女子医科大学
10月29日	学校法人日本医科大学	学校法人東京女子医科大学
10月30日	—	学校法人帝京大学
10月31日	学校法人日本医科大学	学校法人帝京大学

2 団体の概要

学校法人日本大学など10団体は、医療法（昭和23年法律第205号）や大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等に基づき、病院又は大学附属病院などを設置し、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金（以下「新型コロナ補助金」という。）等の交付を受ける団体である。

監査対象とした各団体における補助対象施設のうち、監査対象とした施設（28施設）は、表2のとおりである。

監査に当たっては、新型コロナ補助金交付団体（令和5年度256団体338施設）等を中心に、補助金交付額上位10団体を選定した。

【表2 監査対象とした施設】

団体名	施設の名称	所在地	施設の種類	施設の規模
学校法人日本大学	日本大学病院	千代田区神田駿河台	大学附属病院	320床
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町	大学附属病院	990床
	日本大学歯学部附属歯科病院	千代田区神田駿河台	大学附属病院	24床
	日本大学医学部附属看護専門学校	板橋区大谷口上町	専修学校	240人
学校法人東京女子医科大学	東京女子医科大学病院	新宿区河田町	大学附属病院	1,139床
	東京女子医科大学附属病院足立医療センター	足立区江北	大学附属病院	450床
	東京女子医科大学看護専門学校	足立区江北	専修学校	240人
学校法人日本医科大学	日本医科大学付属病院	文京区千駄木	大学附属病院	877床
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山	大学附属病院	405床
	日本医科大学健診医療センター	文京区千駄木	診療所	—
学校法人帝京大学	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀	大学附属病院	1,068床
	帝京大学スポーツ医科学センタースポーツ医科学クリニック	八王子市大塚	診療所	—
阿伎留病院企業団	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田	病院	305床
公益社団法人地域医療振興協会	練馬光が丘病院	練馬区光が丘	病院	457床
	古里診療所	奥多摩町小丹波	診療所	—
	東京北医療センター	北区赤羽台	病院	351床
	介護老人保健施設さくらの杜	北区赤羽台	老人保健施設	100床

	台東区立台東病院	台東区千束	病院	120 床
	老人保健施設千束	台東区千束	老人保健施設	150 床
国立健康危機管理研究機構	国立国際医療センター	新宿区戸山	病院	716 床
医療法人社団成和会	西新井病院	足立区西新井本町	病院	196 床
	西新井ハートセントラルクリニック	足立区西新井本町	診療所	—
	西新井病院附属成和クリニック	足立区西新井本町	診療所	—
	にしあらい生活習慣病クリニック	足立区西新井栄町	診療所	—
	介護老人保健施設むくげのいえ	足立区西新井本町	老人保健施設	120 床
	西新井看護専門学校	足立区西新井本町	専修学校	120 人
医療法人財団健貢会	総合東京病院	中野区江古田	病院	451 床
日本郵政株式会社	東京通信病院	千代田区富士見	病院	421 床

(注)上記数字は令和7年3月31日現在である。

3 補助金の概要

(1) 東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金の概要

表3のとおり、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱(令和5年7月20日最終改正)に基づき、都内医療機関が、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)患者及び感染が疑われる患者を円滑、適切かつ確実に受け入れるよう体制を確保することで、新型コロナ対策に係る医療提供体制を強化することを目的として、対象の病院等を設置する医療法人や学校法人等に対し補助金を交付している。交付対象の主なものは、新型コロナ患者を受け入れるための病床確保等に要する経費である。

(2) 東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)等その他の補助金

表3のとおり、その他、救命救急等の医療保健政策に係る補助金が50件、感染症対策等に係る補助金が11件、高齢者施策等の福祉政策に係る補助金が13件、計74件の補助金を個別の要綱に基づき交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人日本大学など10団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、令和5年度が98億5,802万円、令和6年度は、新型コロナの終息に伴い当該補助金の交付がなかったため、30億4,478万円であり、団体別の補助金交付額は、表4のとおりである。

【表3 監査対象団体に対する補助事業別の交付額】

(単位：千円)

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金		32,536,200	7,037,666	—	
救命救急等の医療保健政策に係る補助金					
1	東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)	東京都救命救急センター設置運営要綱の規定に基づいて行う救命救急センターの運営に要する経費を補助	253,389	300,849	384,461
2	救命救急センター施設整備等補助金(設備整備費)	救命救急センターの設備整備に要する経費を補助	64,809	63,799	110,273
3	看護師養成所等運営費補助金	看護師等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助	69,278	69,090	68,606
4	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業(周産期連携病院)	休日・全夜間診療事業に参画している医療機関のうち、都内のミドルリスク妊産婦を受け入れる医療機関の施設整備及び設備整備に要する経費を補助	7,315	7,150	10,450
5	東京都周産期母子医療センター施設整備費等補助金	東京都内の周産期母子医療センターの施設整備及び設備整備に要する経費を補助	80,516	73,203	74,605
6	東京都周産期母子医療センター運営費等補助金	東京都内の医療機関が総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営に要する経費を補助	323,106	324,551	338,098
7	小児初期救急平日夜間診療事業	区市町村が行う平日の夜間における小児初期救急医療事業に対し、その運営に要する経費を補助	1,293	1,337	—
8	臨床研修費等補助金(歯科医師)	研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備するための経費を補助	72,627	71,681	79,309
9	東京都がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等に要する経費を補助	34,806	30,116	30,649
10	東京都がん診療施設施設・設備整備費補助金	都内のがん診療施設の施設整備、設備整備に要する経費を補助	7,794	6,574	11,743
11	NBC災害・テロ対策設備整備費補助金	NBC(核・生物剤・化学剤)災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備に要する経費を補助	89,291	78,263	84,334

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
救命救急等の医療保健政策に係る補助金					
12	病院勤務者勤務環境改善事業	病院が実施する医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組などに要する経費を補助	16,157	24,827	11,290
13	医師臨床研修費補助事業	医師としての基盤形成時期に、医師としての人格をかん養し、基本的な診療能力を修得するための臨床研修に要する経費を補助	202,203	196,953	202,405
14	新人看護職員研修費補助金	都内の病院等が実施する新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費を補助	13,441	13,828	12,657
15	東京都救急医療機関勤務医師確保事業補助金	医療機関が、休日及び夜間において救急医療に従事する医師に対する経費を補助	58,379	58,534	52,557
16	東京都周産期連携病院NICU運営費補助金	休日・全夜間診療事業実施要綱に基づいて指定した周産期連携病院に対し、新生児集中治療管理室の運営に係る経費を補助	22,157	22,157	22,157
17	東京都災害拠点病院防災訓練等参加支援事業	国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等に要する経費を補助	260	1,704	—
18	東京都産科医等確保支援事業	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するための経費を補助	6,998	7,398	4,393
19	東京都産科医等育成支援事業	臨床研修終了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等を支給するための経費を補助	1,500	1,600	2,533
20	災害時拠点強靱化緊急促進事業	大規模災害時に発生する多数傷病者を受け入れるために必要となる施設又は設備に要する経費を補助	112,576	—	—
21	東京都がん診療連携拠点病院（都指定）機能強化事業補助金	がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等に要する経費を補助	11,246	19,601	22,430
22	地域がん診療病院機能強化事業補助金	地域がん診療病院が、地域がん診療病院機能強化事業実施要綱に基づき実施する事業に要する経費を補助	7,866	7,916	7,931
23	東京都新生児医療担当医確保支援事業	NICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当医手当等を支給するための経費を補助	4,613	4,692	4,492
24	東京都新生児医療担当医育成支援事業	臨床研修修了後の専門的な研修において、小児科を選択し、NICU等で新生児医療を担当する医師に対し、研修医手当等を支給するための経費を補助	600	600	766

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
救命救急等の医療保健政策に係る補助金					
25	東京都在宅療養児一時受入支援事業	在宅等に移行したNICU等長期入院児等の定期的医学管理及びその保護者の労力の一時支援に要する経費を補助	937	2,705	2,759
26	東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業(デジタル技術活用医療情報共有ツール整備推進事業)	デジタル技術を活用した医療情報共有ツールを導入する医療施設に対し、導入に係る経費を補助	1,350	—	—
27	東京DMATにおける現場携行用資器材整備事業	東京DMATが活動する際の、現場に携行する資器材の整備に要する経費を補助	8,913	3,602	13,757
28	市町村公立病院等医師派遣事業補助金	へき地の公立診療所や多摩及び島しょ地域の市町村公立病院に派遣される医師に、医師派遣手当を支給するための経費を補助	—	2,140	—
29	救急搬送患者受入体制強化事業	救急救命処置等を行う救急救命士を救急外来に配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図るための経費を補助	11,471	15,138	22,340
30	医療機関物価高騰緊急対策支援金	新型コロナの影響の長期化及びコロナ禍による食材料費や光熱費の高騰の影響を受けている都内医療機関等の経営基盤を包括的に支援する経費を補助	365,167	343,725	257,707
31	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	新型コロナの疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の設備整備に要する経費を補助	35,311	8,565	—
32	東京都在宅医療推進強化事業(オンラインを活用した病診連携の推進) 補助金	地域における在宅医療の推進強化を図り、オンラインの活用などにより専門医療を提供するための経費を補助	—	3,646	—
33	東京都入院時食事療養支援金	食材料費の高騰の影響を受けている都内医療機関等の支援に要する経費を補助	—	—	24,104
34	看護補助者処遇改善事業補助金	看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者の賃上げに要する経費を補助	—	—	3,917
35	地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金	勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化等に要する経費を補助	—	—	455,072

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
救命救急等の医療保健政策に係る補助金					
36	勤務環境改善医師派遣等推進事業補助金	長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に要する経費を補助	—	—	8,719
37	市町村公立病院運営事業補助金	多摩・島しょ地域の自治体病院の運営に要する経費を補助	334,890	315,571	307,834
38	市町村公立病院整備事業費償還補助金	市町村及び市町村の組合が設置管理する病院の整備事業費の起債償還に要する経費の補助	104,696	104,696	104,696
39	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助事業（小児）	診療事業に参画している医療機関又は休日・全夜間診療事業（小児科）に参画を予定している医療機関が行う施設又は設備の整備に要する経費を補助	—	—	12,682
40	医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業補助金	電子処方箋の活用・普及に向けて、医療機関の導入に要する経費を補助	—	—	811
41	医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業	医療機関におけるサイバーセキュリティ対策に係る経費を補助	—	—	20,305
42	東京都医療機器管理室施設整備費補助金	医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室の整備に要する経費を補助	5,086	—	—
43	看護師勤務環境改善施設整備費補助事業	看護職員の勤務環境改善に係る施設整備事業に要する経費を補助	16,744	—	—
44	東京DMATにおけるNBC災害対処用資器材整備事業に関する補助金	東京DMAT特殊災害チームが行う活動に要する診療材料及び医薬品整備の経費を補助	187	175	72
45	災害拠点病院運営協力金	災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院に対する協力金	6,000	6,000	6,000
46	災害拠点連携病院運営協力金	東京都災害拠点病院と連携し、医療救護活動を実施する病院に対する協力金	500	500	500
47	東京都へき地勤務医師等確保事業	へき地勤務医師等派遣計画に基づき、へき地公立医療機関に対し、事業協力医療機関から医師等を定期的に派遣することへの謝金	84,410	84,410	70,210
48	東京都地域医療構想推進事業（開設準備経費支援）	東京都内に所在する医療機関が、地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備に要する経費を補助	25,953	—	—
49	東京都地域医療構想推進事業（開設後人件費支援）	東京都内に所在する医療機関が、地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備を行うに当たり配置した職員の人件費の一部を補助	—	19,800	1,741

補助事業名及び補助の概要		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
救命救急等の医療保健政策に係る補助金					
50	難病、小児慢性特定疾病及び自立支援医療（精神通院医療）医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金	都内の病院若しくは診療所又は薬局において、マイナンバーカードを用いて、難病、小児慢性特定疾病及び自立支援（精神通院）等の公費負担医療等に係る受給資格情報をオンラインで確認するために必要な経費を補助	—	—	536
感染症対策等に係る補助金					
51	東京都新型コロナウイルス感染症患者入院受入病床支援事業補助金	令和5年度下半期の東京都新型コロナウイルス患者入院受入病床支援経費を補助	—	334,686	—
52	東京都新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備費補助金	東京都内の検査機関及び医療機関が新型コロナ検体検査を行うため、設備整備に要する経費を補助	60,102	—	—
53	新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業	新型コロナの回復期以降も引き続き入院を必要とする患者を受け入れた医療機関に対して支払う支援金	7,200	—	—
54	PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助金	医療機関が新型コロナ検体検査を行うため、設備整備に要する経費を補助	—	9,020	—
55	東京都感染症疑い患者一時受入医療機関受入支援金等交付事業	新型インフルエンザや一類、二類感染症等を疑う患者を緊急的に受け入れた医療機関に対して支払う支援金	2,984,085	81,783	—
56	感染症指定医療機関感染防御体制強化事業	一類感染症患者の入院医療を担当する都内の感染症指定医療機関における患者受入時の感染防御体制の整備費を補助	7,588	6,566	7,322
57	東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業協力金	「東京都医療人材登録データベース」を活用して、東京都が要請した施設における医師や看護師等に対する協力金	38,332	26,318	—
58	感染管理認定看護師資格取得支援事業補助金	病院が実施する従事職員の感染管理に関する資格取得を支援する経費を補助	4,745	11,312	5,260
59	私立学校等結核予防費補助金	結核患者の早期発見と患者の発生防止を図るため、定期健康診断に要する費用を支払った私立学校等の負担を軽減し、定期健康診断の実施を促進するための経費を補助	4,080	4,132	4,012
60	東京都協定締結医療機関施設・設備整備費補助金	都と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化するための施設・設備整備補助	—	—	84,744

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
感染症対策等に係る補助金					
61	東京都感染症診療協力医療機関等施設・設備整備費補助金	新型コロナ等の患者に必要な医療を提供する新型コロナ等患者受入病院の施設・設備整備補助	69,915	2,076	41,663
高齢者施策等の福祉政策に係る補助金					
62	介護施設等における掃除・配膳ロボット導入支援事業	介護の周辺業務の負担軽減について効果検証を行う介護施設等に対し、掃除ロボット又は配膳ロボットの導入に要する経費を補助	—	900	—
63	高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業補助金	重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、高齢者施設の入所者への検査費用を支援するための経費を補助	4,524	6,301	—
64	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	新型コロナの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧及び改善を支援するための経費を補助	1,511	17,755	201
65	特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金	物価高騰等に直面する高齢者施設等に対して支援金を交付し、事業の円滑な執行を図るための経費を補助	2,379	4,606	2,233
66	介護支援専門員法定研修受講料補助金	介護支援専門員の資格取得等に必要な法定研修受講料の負担を軽減する事業者を支援し、介護支援専門員の人材確保及び定着を促進するための経費を補助	—	—	64
67	介護職員処遇改善支援補助金	介護職員の人材確保のため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、介護職員の賃金引き上げの措置を実施する経費を補助	9,429	—	2,337
68	介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	介護職の給与水準が低いことや住宅コスト等が高いことなど東京の地域特性を考慮し、介護人材の確保定着に向け支援する経費を補助	—	—	27,887
69	次世代介護機器導入促進支援事業	介護従事者の身体的負担や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に伴う通信環境等整備等に要する経費を補助	2,182	—	—
70	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく報告書等報告業務補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神科病院の管理者が提出する届出・報告書等の作成に係る経費を補助	726	687	696

補助事業名及び補助の概要			令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者施策等の福祉政策に係る補助金					
71	精神障害者早期退院支援事業補助金	精神病床を有する病院の医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制に要する経費を補助	32	—	16
72	東京都災害派遣精神医療チーム補助金	東京都災害派遣精神医療チーム登録機関の体制整備に要する経費を補助	58	58	58
73	院内保育事業運営費補助金	都内の病院及び診療所に従事する職員のために院内保育施設の運営に要する経費を補助	10,766	10,172	11,911
74	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金	東京都内の医療機関（産婦人科又は耳鼻咽喉科）における自動聴性脳幹反応検査機器購入に要する経費を補助	—	6,889	6,481
合計			38,207,690	9,858,024	3,044,788

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 「—」については、監査対象団体からの補助金申請がなかったものなどである。

(注3) 令和4年度交付額は参考値である。

【表4 団体別補助金交付額】

(単位：千円)

No.	法人名及び施設名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	学校法人日本大学	5,919,105	1,643,517	510,896
	日本大学病院	376,782	127,083	77,631
	日本大学医学部附属板橋病院	5,439,526	1,416,627	327,999
	日本大学歯学部附属歯科病院	77,221	74,359	80,302
	日本大学医学部附属看護専門学校	25,576	25,448	24,964
2	学校法人東京女子医科大学	5,340,376	1,382,276	654,786
	東京女子医科大学病院	3,306,158	759,491	403,554
	東京女子医科大学附属病院足立医療センター	2,008,739	597,209	225,656
	東京女子医科大学看護専門学校	25,478	25,576	25,576
3	学校法人日本医科大学	6,778,862	1,326,659	432,264
	日本医科大学付属病院	4,824,471	1,087,194	288,561
	日本医科大学多摩永山病院	1,954,390	239,445	143,553
	日本医科大学健診医療センター	—	20	150
4	学校法人帝京大学	3,783,255	1,041,076	540,584
	帝京大学医学部附属病院	3,783,255	1,041,066	540,584
	帝京大学スポーツ医科学センタースポーツ医科学クリニック	—	10	—
5	阿伎留病院企業団 公立阿伎留医療センター	3,087,707	995,745	430,768
6	公益社団法人地域医療振興協会	3,729,061	1,071,761	127,832
	練馬光が丘病院	2,488,131	818,514	67,103
	古里診療所	—	20	150
	東京北医療センター	1,200,953	213,141	52,197
	介護老人保健施設さくらの杜	7,882	21,812	1,955
	台東区立台東病院	26,056	15,728	5,107
	老人保健施設千束	6,038	2,546	1,319
7	国立健康危機管理研究機構 国立国際医療センター	3,369,913	908,633	208,921
8	医療法人社団成和会	1,665,597	502,520	64,661
	西新井病院	1,641,268	479,191	36,409
	西新井ハートセントラルクリニック	—	20	150
	西新井病院附属成和クリニック	—	20	150
	にしあらい生活習慣病クリニック	—	20	150
	介護老人保健施設むくげのいえ	6,105	5,203	9,736
西新井看護専門学校	18,224	18,066	18,066	
9	医療法人財団健貢会 総合東京病院	1,653,220	522,953	24,963
10	日本郵政株式会社 東京通信病院	2,880,591	462,881	49,111
	合計	38,207,690	9,858,024	3,044,788

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和4年度交付額は参考値である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金等に関し、表2の監査対象施設の補助対象事業について、主に、各補助金の補助項目について交付要件を理解しその目的に沿って適切に補助事業を実施しているか、補助金額を各補助金交付要綱に沿って適正に算定し実績報告書を作成しているか、補助金の根拠資料は各補助金交付要綱に沿って適正に作成・徴取・保管されているかなどに着眼して、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

2 指摘事項

(1)局及び団体

ア 東京都救命救急センター施設整備等補助金（運営費）を返還すべきもの

局は、重篤・重症救急患者の医療を確保するとともに救急医療の体系的整備を図ることを目的として、救命救急センターの施設・設備整備及び運営に係る経費に対して東京都救命救急センター施設整備等補助金（以下「施設整備等補助金」という。）を交付している。

施設整備等補助金のうち、運営費に係る分（以下「運営費補助金」という。）の補助対象となる経費について、局は、補助事業者に対する実績報告書提出依頼時の事務連絡（令和7年3月28日付）により、運営費補助金の経費等と重複する他の補助金の交付を受ける場合は、重複がないよう留意することを求めている。

ところで、学校法人東京女子医科大学東京女子医科大学病院の令和6年度運営費補助金については、表5のとおり、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額に3分の2（国が3分の1、都が3分の1を負担）を乗じて得た額を交付金額としている。総事業費には、救命救急センターに係る固定資産の減価償却費が含まれているが、この減価償却費の内訳を確認したところ、表6のとおり、令和4年度施設整備等補助金により購入したICUベッドの減価償却費46万4,887円を法人が誤って計上していたことが認められた。

このことは、取得に当たりすでに補助金交付を受けている固定資産の減価償却費について、令和6年度運営費補助金においても重複して補助対象経費として計上していることとなり、適切でない。

また、総事業費が46万4,887円過大に算定された結果、表7のとおり、補助金が15万5,000円過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、過大に交付された補助金の返還を求められたい。

(学校法人東京女子医科大学)

(保健医療局)

【表 5 令和 6 年度運営費補助金の算定について】

(単位：円)

総事業費(A)	診療収入額及び その他の収入額(B)	差引事業費 (選定額) (A-B)	補助金交付金額 (選定額×2/3) (注)
540,450,701	390,139,487	150,311,214	83,201,000

(注) 補助金交付金額は、国及び都それぞれの交付決定額を上限に算定するため、「選定額×2/3」の金額とは一致しない。

【表 6 令和 4 年度施設整備等補助金により取得した固定資産】

(単位：円)

資産名称	取得年月日	取得価格	当期 減価償却費	取得価格のうち 補助金負担額
ICU ベッド 検定付 エアマットレスベーシックタイプ含	令和 5. 3. 14	3,719,100	464,887	2,479,000

【表 7 過大交付額】

(単位：円)

区分	誤	正	過大交付額
総事業費(A)	540,450,701	539,985,814	—
診療収入額及びその他の収入額(B)	390,139,487	390,139,487	—
差引事業費(A-B)	150,311,214	149,846,327	—
補助金交付金額	83,201,000	83,046,000	155,000

一般社団法人東京国際金融機構

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般社団法人東京国際金融機構	令和7年10月2日から 同月10日まで	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和7年9月18日、30日及び同年10月14日	

2 団体の概要

設立の目的	東京の金融市場としての魅力を高め、世界トップクラスの国際金融都市とすることを目的として設立
主な沿革	平成31年4月 一般社団法人東京国際金融機構 設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融都市としての東京に関連する情報発信 ・ 会員相互間の意見の交換、連絡及び連携 ・ 金融に関係する団体、業界等との意見の交換、交流及び連携 ・ 海外の金融プロモーション組織、金融に関係する団体、業界等との意見の交換、交流及び連携 ・ 海外金融機関等の誘致 ・ 関係官庁、関係機関その他に対する意見表明及び提言 ・ その他当法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号 FinGATE KABUTO
人員	役員21名（代表理事1名、専務理事1名、理事17名、監事2名。うち非常勤20名） 職員9名
会員数	59者

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	301百万円（令和5年度交付額） 458百万円（令和6年度交付額）
	団体区分	東京都事業協力団体

(1) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	金融プロモーション事業費補助金	金融プロモーション事業費交付要綱	国際金融都市としての東京に関連する国内外情報発信、国内外でのネットワーキング推進、政策提言及び海外金融系企業への支援に要する経費 (10/10)	23	19	47
2	海外メディアを活用した認知度向上施策に係る補助金	海外メディアを活用した認知度向上施策に係る交付要綱	海外向けプレスリリースの発出、インタビュー・取材記事掲載等の誘導等、金融専門誌等メディアへの記事広告の掲載等、SNS等を活用したターゲティング広告に要する経費 (10/10)	36	36	58
3	英文情報開示支援に係る補助金	英文情報開示支援に係る交付要綱	上場企業個別英文IR支援及び人材育成講座の開催に要する経費 (10/10)	41	45	44
4	サステナブルファインランスに関する国際連携に係る補助金	サステナブルファインランスに関する国際連携に係る交付要綱	FC4S (International Network of Financial Centres for Sustainability) が実施する年次総会への参加等に要する経費 (10/10)	0	2	(注1)-

項番	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
5	金融系外国企業発掘・誘致事業費補助金	金融系外国企業発掘・誘致事業費補助金交付要綱	金融系外国企業の発掘及び誘致に係る事業に要する経費 (10/10)	164	109	163
6	金融系外国企業ネットワーク事業費補助金	金融系外国企業ネットワーク事業費交付要綱	金融系外国企業のネットワーク化と情報の発信、金融系外国企業の課題やニーズ等に基づき、金融系外国企業の連携が強化されるイベントの実施に要する経費 (10/10)	9	9	9
7	EMPの普及促進に係る補助金	EMPの普及促進に係る補助金交付要綱	EMP懇談会等の開催、海外機関投資家の誘致及びマッチングイベントの開催、TAMF(EMPセミナー)の開催、独立開業道場の開催と個別相談会の実施に要する経費 (10/10)	36	37	45
8	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に係る補助金	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に係る補助金交付要綱	Tokyo Sustainable Finance Weekの実施に要する経費 (10/10)	32	32	40
9 (注2)	都民向け金融セミナーに係る補助金	都民向け金融セミナーに係る補助金交付要綱	都民向け金融セミナーの開催に要する経費 (10/10)	10	10	50
合計				354	301	458

(注1) 年次総会とアセスメント調査の依頼が主催者都合によりなかったため。

(注2) 令和6年度に「若者向け金融セミナー」から「都民向け金融セミナー」へ変更している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

一般社団法人東京国際金融機構（以下「団体」という。）の事業について、主に、補助金に係る事業は、目的に沿って適切に執行されているか、経理及び事務が適正に行われているかなどに着目して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な補助対象事業実績

東京が世界をリードする国際金融都市となるためには、金融プロモーション活動の展開に民間の知見・ノウハウの活用が不可欠となるため、海外主要金融都市の金融プロモーション組織を参考とし、民間の多様な金融関係者などの参画を得て、日本初の官民連携金融プロモーション組織として、団体を設立した。団体は、「中期事業計画2024-2026」で、「国内外への情報発信」、「金融事業者の新規参入の促進等」、「社会課題解決のための金融」を取組の柱としている。

都は、団体に対して各種補助金の交付による資金支援を行っており、この資金支援により行われた主な事業は、以下のとおりである。

ア 国内外への情報発信

国内、海外主要都市での金融イベント参加や独自イベント開催などにより、海外投資家、資産運用業者、フィンテック関係者等に対して、国際金融都市としての東京の認知度向上と魅力発信に取り組んでいる。また、海外専門誌への記事掲載による通年での広告露出に比重を置いて情報発信していたが、令和5年度からは、より具体的に東京における金融系外国企業の進出促進策などのアピールを行うため、インタビューやピッチなどを通じて取材・記事の機会を増やす取組を行っており、令和4年度には10本であった取材記事本数が、令和6年度には15本となっている。

イ 金融事業者の新規参入の促進等

海外の資産運用業者やフィンテック企業を対象とし、東京への拠点設立を目的としており、外国企業の着実な進出や定着、都内経済への効果を踏まえ、令和5年度からは、設立登記手続の支援や東京の事業者とのビジネスマッチングを行う伴走支援を実施している。

ウ 社会課題解決のための金融

団体は、10月に「Tokyo Sustainable Finance Week」として、国等の関連イベントと連携を図り、国内外の金融関係者等向けに、サステナブルファイナンスに関するイベントを集中開催し、令和6年度からは、中堅・中小企業対象のセミナーも新たに実施している。また、都民のライフステージに合わせた「都民向け金融セミナー」について、令和6年度は、50代・60代向けに資産形成を考えるセミナーを追加し、全5回延べ1,910名参加している。

2 指摘事項

(1) 団体

ア プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの

団体は、都からの補助金を受けて、国際金融都市としての東京に関連する情報発信などの各種事業を実施している。

これらの事業では、表1の契約について、高度な専門性や創造性などが要求される業務であるとして、プロポーザル方式により契約を締結している。

「契約締結に関する意思決定ガイドライン」(令和4年12月15日付代表理事決定)に基づき、団体の契約締結方式について定めた「契約方式について」(令和5年3月28日付代表理事決定)では、プロポーザル方式について、団体があらかじめ提示する予算額の範囲内において、事業者には価格以外の専門的技術やノウハウなどの要素について提案を求めることにより、募集を行い、当該募集に対して応募した者の中から提案書及び経費積算書の内容の審査により、企画内容等が最も優れた提案を行ったものを契約の相手方として特定し、発注先として選定する方法と定めている。

そこで、募集条件等を定めているRFP (Request for Proposal)を確認したところ、表1の全ての案件で、経費積算書の提出を求めていなかった。

プロポーザル方式は、具体的な手段・手法や運営方法等の提案を受け、業務等の目的に最も適した提案を選定するものであるが、経費積算書により、提案書の内容の実現性、提案書の経費面での妥当性をより具体的に審査することができるため、確実な契約履行を担保するためにも経費積算書の提出及び審査について募集条件として定める必要がある。

プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴されたい。

(一般社団法人東京国際金融機構)

【表1 プロポーザル方式による契約】

(単位：百万円)

補助対象年度	契約	契約総額
令和5年度	2023年度金融系外国企業発掘誘致事業業務委託(伴走プロジェクトマネジメント) 外11件	323
令和6年度	2024年度金融系外国企業発掘誘致事業業務委託 外12件	386

参考資料

1 運営状況

(1) 主な補助対象事業実績

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 国内外への情報発信			
(1) 金融プロモーション事業			
海外ロードショー回数（国・地域数）	6回（7か所）	6回（5か所）	8回（11か所）
国内イベントへの参加・登壇回数	10回	5回	15回
ホームページPV数	23,024回	23,129回	30,042回
FinCity.Global Forum 参加者数	602名	573名	620名
(2) 海外メディアを活用した認知度向上施策			
記事広告掲載本数	5本	2本	3本
メディアラウンドテーブル開催回数	4回	3回	3回
インタビュー・記者とのピッチ回数	-	14回	22回
取材記事本数	10本	12本	15本
テレビ出演回数	-	-	3回
(3) 英文情報開示支援事業			
個別支援社数	15社	12社	15社
人材育成講座開催回数（参加者数）	2回（1,328名）	3回（1,550名）	2回（1,230名）
ワークショップ開催回数（参加者数）	-	-	2回（86名）
(4) FC4S			
年次総会開催都市	カサブランカ	ダブリン	開催なし
2 金融事業者の新規参入の促進等			
(1) 金融系外国企業発掘・誘致事業			
進出意思決定 資産運用業者数（運用資産残高計）	1社	2社（約1,310億\$）	（注）-
フィンテック企業数（企業価値評価額計）	9社	6社（約5.7億\$）	（注）-
拠点設立 資産運用業者数（運用資産残高計）	-	0社（-）	2社（約446億\$）
フィンテック企業数（企業価値評価額計）	-	1社（約0.4億\$）	1社（約9億\$）
(2) 金融系外国企業ネットワーク事業			
ネットワーキングイベント回数（参加者数）	4回（470名）	3回（559名）	1回（113名）
ビジネス面談数	-	-	36回
協業事例件数	-	1件	6件
(3) EMPの普及促進に係る事業			
EMカタログ・EMデータベース登録数	-	110社・40社	120社・46社
海外AO個別面談社数（延べ回数）	6社（18回）	18社（12回）	18社（17回）
EM Showcase 選定数	-	15社	23社
Tokyo Asset Management Forum 登壇企業数・参加者数	13社・370名	6社・329名	5社・392名
独立開業道場回数（参加者数）	4回（177名）	4回（165名）	4回（170名）
3 社会課題解決のための金融			
(1) Tokyo Sustainable Finance Week			
Tokyo Sustainable Finance Forum 参加者数	479名	487名	593名
一般向けセミナー参加者数	261名	346名	-
中堅・中小企業向けイベント参加者数	-	-	266名
(2) 都民向け金融セミナー			
若者向け金融セミナー開催回数（参加者数）	3回（850名）	3回（1,759名）	4回（1,378名）
高齢者向け金融セミナー開催回数（参加者数）	-	-	1回（532名）

（注）成果実績の見直しを行い、「進出意思決定」から「拠点設立」による計上とした。

東日本旅客鉄道株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局等の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局等

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東日本旅客鉄道株式会社	令和7年10月6日から同月21日まで	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局等	都市整備局	令和7年9月26日及び同年10月10日	
	教育庁	令和7年9月26日及び同年10月17日	
	福祉局	令和7年9月26日及び同年10月22日	
	保健医療局	令和7年9月26日及び同年10月22日	

2 団体の概要

設立の目的	国鉄の分割民営化により、旅客鉄道事業、貨物鉄道事業、旅客自動車運送事業などの28事業を営むことを目的として設立
主な沿革	昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社発足 平成5年10月 株式上場 平成14年6月 会社株式の全てが民間に売却され完全民営化達成 令和2年3月 高輪ゲートウェイ駅開業 令和2年8月 東京駅北通路周辺整備全体開業
事業の概要	旅客鉄道事業、貨物鉄道事業、旅客自動車運送事業、旅行業、広告業など28事業及び各事業に附帯又は関連する事業

所在地	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
人員	役員 16 名（取締役会長 1 名、代表取締役社長 1 名、代表取締役副社長 3 名、常務取締役 2 名、取締役 4 名（非常勤）、取締役常勤監査等委員 2 名、取締役監査等委員 3 名（非常勤）） 社員 44,790 名

3 都との関係

項目		令和 7 年 3 月 31 日時点の状況
財政 援助 等	補助金	1,094 百万円（令和 5 年度交付額）
		1,052 百万円（令和 6 年度交付額）
	支援金	18 百万円（令和 5 年度交付額）
		14 百万円（令和 6 年度交付額）

(1) 補助金の交付状況

都市整備局、教育庁、福祉局及び保健医療局の 4 局等が東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対する補助を行っている。

都市整備局は、東京都都市再生交通拠点整備事業に対する補助、教育庁は、文化財保存事業に対する補助を行っている。また、福祉局及び保健医療局は、会社の直営の J R 東京総合病院に対して補助を行っている。

(単位：千円)

局等	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市整備局	東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金	東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金交付要綱	東京駅南部東西自由通路の整備に要する経費(1/3)(注1)	1,602,192	929,098	947,346
教育庁	東京都文化財保存事業費補助金	東京都文化財保存事業費補助金交付要綱	国指定文化財及び都指定文化財の保存・活用等に要する経費(補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額の1/2)	5,000	23,613	104,105
福祉局	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱	自動聴性脳幹反応検査機器の購入経費(10/10)		2,816	—
保健医療局	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床確保料等(10/10)	1,045,633	135,778	
	感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金	感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金交付要綱	感染管理認定看護師等に要する経費(3/4)(注2)	915	2,030	—
	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療する救急医療機関等の設備整備等(10/10)	11,120	452	
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護職員の研修に要する経費(1/2)	745	637	745
合計				2,665,605	1,094,424	1,052,196

(注1) 東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金の交付額は、国の負担額(1/3)を含む。

(注2) 令和6年度の補助率は1/2である。

(2) 支援金の交付状況

保健医療局は、食材費や光熱費の物価高騰の影響を受けている都内の病院等に対して財政支援を行っており、J R 東京総合病院に対しても支援金を交付している。

(単位：千円)

局	支援金名	根拠	算定方法	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健医療局	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金交付要綱	(食材費) 基準単価×延べ入院患者数 (光熱費) 基本額+(1床当たり基準単価×許可病床数)	19,597	18,897	13,415
	東京都入院時食事療養支援金	東京都入院時食事療養支援金交付要綱	1,600円×許可病床数×2か月 (令和6.4.1～令和6.5.31)			1,283
合計				19,597	18,897	14,698

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

会社の事業について、主に、各局等の補助金及び支援金に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、補助金及び支援金の算定は適正に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、東京都都市再生交通拠点整備事業費補助金の対象である工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において工事が適切に行われているか、技術的な着眼点から抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な補助対象事業実績

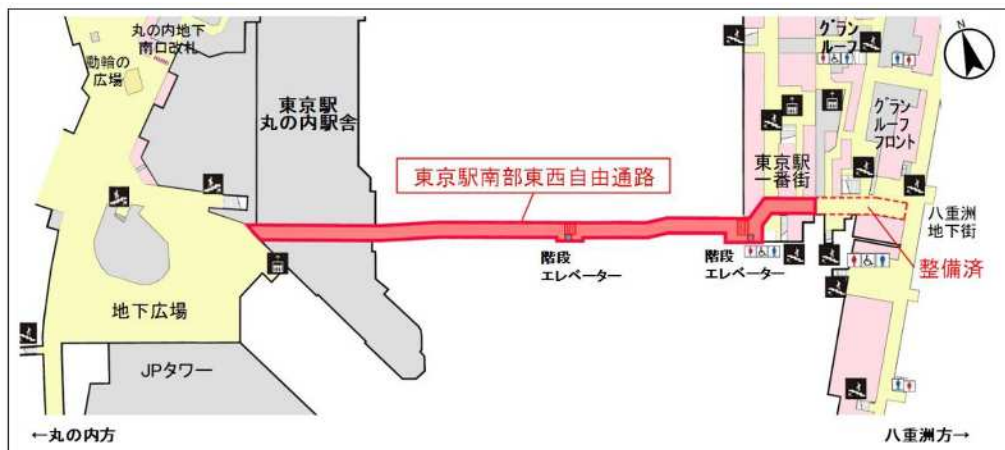
ア 東京都都市再生交通拠点整備事業（都市整備局所管）

東京駅の北側には丸の内エリアと八重洲エリアを往来できる東西自由通路（以下「自由通路」という。）が存在するが、南側には存在せず、両エリアをつなぐ東西方向の往来が限られることが課題となっていた。

このため、平成14年6月、回遊性の高い歩行者ネットワークの拡充を図るとともに、両エリアの連携を強化することを目的として、東京駅の南側に自由通路を新設する「東京都市計画通路第1号東京駅南部通路線」が都市計画決定された。その後、鉄道施設に対する安全性や施工性の配慮とともに、東京駅周辺の通路機能拡充を踏まえ、平成21年及び平成29年に、自由通路の幅員を12mから8mに変更するなどの都市計画変更が行われた。

会社は、この都市計画を受け、東京駅の南側地下1階に丸の内エリア（丸の内側地下広場）と八重洲エリア（八重洲地下街）を結ぶ自由通路を整備する東京駅南部東西自由通路整備事業（以下「補助事業」という。）を行っている。

【東京駅南部東西自由通路 平面図（地下1階）】



【東京駅南部東西自由通路 完成イメージ】



（出典：JR東日本ホームページ）

会社と局は、この事業について、平成29年6月に「東京都市計画通路第1号東京駅南部通路線整備に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）を締結し、都は会社に対し、整備費用の3分の2（国費負担分を含む。）を補助金として交付するとした。国費負担分については、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する都市・地域交通戦略推進事業として、整備費用の3分の1を国が都に交付している。

基本協定では、会社が、自由通路の機能を損なわない範囲でにぎわい施設を設置することができるとしていることから、会社は、令和2年3月、会社の単独事業として、自由通路周辺にテナントスペースや待合広場を新設するなど自由通路のにぎわい創出等を図る駅改良工事（以下「単独事業」という。）を行うこととし、補助事業と単独事業の同時施工を行うことにより、工事の全体経費のコスト削減を図ることとした。補助事業と単独事業で共通する経費については、面積比や機械容量比などによりあん分して補助金額を算定しており、あん分比率は、局と協議の上、工事の進捗等により随時見直しを行っている。

自由通路の供用開始は、監査日（令和7年10月10日）現在、令和11年頃の予定となっている。会社は、局と検討・調整を行った上で、詳細設計期間中に一部の工事を先行して行うなど、可能な限り工期の短縮を図っている。

基本協定を締結した平成29年度以降の工事スケジュールは図1のとおりである。会社は、平成29年度から令和6年度までの間に、工事の支障となる施設を移転するため、移転先となる建物の建設などの先行工事及び支障移転工事を行うとともに、自由通路の概略設計及び詳細設計を行った。先行工事及び支障移転工事は令和4年度、詳細設計は令和6年度に終了し、令和4年3月から本体工事に着手している。なお、自由通路開通後も、ヤード地区内の資材撤去等の残工事があるため、補助事業の工事終了は令和14年度の予定である。

【図1 基本協定締結（平成29年6月）からの工事スケジュール】

区分／年度	平成			令和													
	29	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
概略設計	■																
詳細設計				■													
先行工事	■																
支障移転工事					■												
本体工事					■												

令和5年度及び令和6年度に行われた工事の主な内容は表1のとおりである。地下1階に自由通路を設置するためには、現在電車が走行している線路の下の地盤を掘削する必要があるが、電車の運行への影響を避けるため、会社は、地盤の掘削に先立って仮設の橋梁を構築し、線路

の受替えを行った上で、地盤を掘削するとともに、地下に本設となる高架橋を構築する工事を行っている。

会社はこのほか、自由通路を構築する期間中に駅構内の物流に支障をきたすことから、仮設の物流エレベーターや物流通路等の代替施設の整備等も行っている。

【表 1 令和 5 年度及び令和 6 年度の主な工事等】

詳細設計	JR 東海エリアの詳細設計、修正設計（設計は令和 6 年度で終了）
本体工事	仮設橋脚の製作・構築、仮設桁の製作・架設、本設高架橋の構築、仮物流エレベーター・仮物流通路の整備、土砂搬出トンネルの整備

イ 文化財保存事業（教育庁所管）

会社は、鉄道に関する文化財の価値を次世代に継承し、社会貢献及び地域貢献を実現するため、高輪築堤跡と鉄道古文書の保存・修復事業を行っており、都及び国から補助金を受けている。

(ア) 高輪築堤跡

高輪築堤跡は、明治 5 年に日本最初の鉄道が開業した際に、本芝から八ツ山までの約 2.65 km の海上に鉄道を走らせるために敷設された堤状の遺構である。

平成 31 年 4 月、品川駅改良工事において石積の一部が発見され、試掘調査の結果、高輪築堤の一部が確認された。会社は、高輪築堤跡を保存し有効に活用していくとともに次世代に継承していくため、有識者による各種委員会を設置して高輪築堤跡の保存活用計画や整備基本計画の検討及び策定を行っている。委員会には、文化庁、都、港区等の関係者もオブザーバーとして参加している。

会社は、委員会での検討を踏まえ、令和 3 年 4 月、高輪築堤を保存活用する取組として、「第 7 橋梁部を含む約 80 m 及び公園部約 40 m の 2 か所の現地保存」「信号機土台部を含む約 30 m の移築保存」などの保存方針を決定した。このうち、現地保存を行う第 7 橋梁部及び公園部については、日本の交通の近代化や土木技術の歴史を知る上で欠かせない遺跡として、令和 3 年 9 月に国の史跡に指定された。会社は、国の史跡に指定された第 7 橋梁部及び公園部について、令和 7 年 3 月に策定した「高輪築堤跡整備基本計画」において、令和 9 年度頃に現地公開するとしている。

会社は、令和 5 年度及び令和 6 年度には、高輪築堤跡の保存・公開整備工事の実施に向けて、基本設計、実施設計等を行った。

今後、会社は令和 7 年度末頃に工事に着手し、令和 9 年度に、高輪築堤跡（第 7 橋梁部及び公園部）の現地公開を行う計画である。現地公開に当たっては、発掘調査等を基に欠損している箇所を再現するなど、開業期から明治 30 年代頃の鉄道開業当時の風景を再現するとともに、

高輪築堤を眺められる広場空間や回廊、鉄道開業や日本の近代化の歴史を紹介する展示施設などを整備する予定である。

【第7橋梁部 公開イメージ】



【公園部 公開イメージ】



(提供：J R 東日本「高輪築堤跡整備基本計画」より)

(イ) 鉄道古文書

鉄道古文書は、初期の鉄道に関わる施策面での内容を伝える貴重な文書であり、明治3年から明治26年までに作成された会社所有の鉄道古文書91冊が、平成15年5月に国の文化財として指定された。

会社が所有する鉄道古文書は、日本の鉄道発展の歴史を示す重要な記録であるが、長年の保管の過程で劣化が進んでいることから、会社は、令和6年度から令和20年度までの15か年で、鉄道古文書91冊のうち、破損している78冊を修理することとした。あわせて会社は、都民が鉄道古文書に触れる機会を増やせるよう、修理の機会を活用して、各文書をデジタル化する取組を行っている。

初年度である令和6年度には、会社は、11冊の鉄道古文書について、損傷している冊子の写真撮影や素材の検証等を行った。さらに、冊子表面の付着物の除去などの修復作業を進めたほか、損傷状況、処置内容、画像等を掲載した中間修理報告書を作成している。

ウ JR 東京総合病院への補助等

JR 東京総合病院（以下「病院」という。）は、明治44年に鉄道院職員救済組合の事業として開設された。その後、昭和62年の国鉄民営化を経て会社の直営病院となり、地域の医療機関として、会社の社会貢献・地域貢献活動の一翼を担っている。

病院は、呼吸器内科、救急科、耳鼻咽喉科など31科の診療を行っており、許可病床数は401床である。

病院は、新型コロナウイルス感染症の流行期には、東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関、新型コロナ疑い救急医療機関などに指定されていた。現在は、東京都感染症診療協力医療機関に指定されている。

福祉局及び保健医療局は、病院に対して各種補助金及び支援金を交付している。令和5年度及び令和6年度における病院の補助対象事業等の主な実績は次のとおりである。

(ア) 新生児聴覚検査機器購入支援事業（福祉局所管）

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、病院は令和5年度に、精度の高い自動聴性脳幹反応検査機器（自動ABR検査機器）を1台購入し、購入経費の補助を受けている。

(イ) 東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業（保健医療局所管）

病院は、令和5年度において、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を、4月1日から5月7日までは15病床、5月8日から9月30日までは7病床確保していることから、病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費の補助を受けている。

なお、局は、令和5年5月8日からの5類感染症移行後は、確保病床数を段階的に減少しつつ、適宜必要な支援策を講じていくことにより幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる体制に移行し、同年9月30日をもって補助事業を終了している。

(ウ) 感染管理認定看護師等資格取得支援事業（保健医療局所管）

新興感染症の発生に備え、平時から感染管理を徹底するため、病院は職員に対して、感染管理に関する資格取得を支援する取組を行っている。

病院では、令和5年度に、看護師1名が、感染管理認定看護師資格取得のための教育課程を受講し、資格を取得している。また、感染制御認定薬剤師資格を持つ薬剤師1名が、資格更新のための認定試験に合格している。

これにより病院は、看護師の教育課程受講期間中の人件費及び薬剤師の認定審査料等の補助を受けている。

(エ) 東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援（保健医療局所管）

病院は、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者を診察する救急医療を行っており、令和5年度に、院内感染を防止するための消毒経費の補助を受けている。

(オ) 東京都新人看護職員研修事業（保健医療局所管）

病院は、令和5年度は19人、令和6年度は24人の新人看護職員に対し、「新人看護職員研修ガイドライン」（厚生労働省。平成26年2月改定）に準拠した研修事業を実施し、研修経費及び教育担当者経費の補助を受けている。

(カ) 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援（保健医療局所管）

物価高騰に直面する医療機関等の負担軽減に向けた緊急対策として支援金を支給する事業である。

病院はこの事業により、表2のとおり、食材費と光熱費の支援金を受けている。

【表2 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金の交付額】

（単位：千円、人、床）

年度	補助対象期間	交付額	算定方法		延べ入院患者数	許可病床数
5	4.1～9.30	9,065	食材費	159円×延べ入院患者数	52,019	392
			光熱費	10,000円＋（2,000円×許可病床数）		
	10.1～3.31	9,832	食材費	159円×延べ入院患者数	56,730	401
			光熱費	10,000円＋（2,000円×許可病床数）		
6	10.1～3.31	13,415	食材費	51円×延べ入院患者数	55,671	401
			光熱費	150,000円＋（26,000円×許可病床数）		

（注）令和6年4月1日から同年9月30日までは事業を実施していない。

(キ) 東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援（保健医療局所管）

医療機関においては、診療報酬とは別建ての入院時食事療養費という公定価格の下で食事療養を提供しているが、食材費の高騰に伴い病院経営への大きな影響が生じている。

このため局は、入院時食費療養費に係る令和6年度診療報酬改定までの臨時的措置として、令和6年4月1日から同年5月31日までの期間において、許可病床1床1月当たり1,600円を基準額として、表3のとおり、病院に対して支援金を交付している。

【表3 東京都入院時食事療養支援金の交付額】

（単位：千円、床）

年度	補助対象期間	交付額	算定方法	許可病床数
6	4.1～5.31	1,283	1,600円×許可病床数×2か月	401

(2) 工事

ア 監査対象とした工事等

東京都都市再生交通拠点整備事業に係る工事等を対象とした。

監査は、令和5年度及び令和6年度に施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等23件（単独事業を除いた補助対象金額の合計11,722百万円）のうち、契約金額の大きい工事等を中心に、6件（同補助対象金額11,109百万円）を抽出して実施した。

イ 主な抽出工事等

(単位：百万円)

工事等件名	工事概要	補助対象金額 (税抜)	工事期間
東京駅南部東西自由通路新設他	仮設橋梁架設、自由通路一体高架橋構築他	10,736	令和4.3.24 ～令和15.2.28
東京駅南部東西自由通路整備 (工事桁上軌道敷設他) 軌道3	工事桁架設に伴う軌道工事	193	令和4.12.8 ～令和7.2.20
東京都市計画通路第1号東京駅 南部通路線整備に伴う工事の施 行に関する2024年度協定	JR東海用地箇所を支障移転 工事(A社)	96	令和6.7.1 ～令和7.3.31
東京都市計画通路第1号東京駅 南部通路線整備に伴う工事の施 行に関する令和6年度協定	JR東海用地箇所を支障移転 工事(B社)	71	令和6.7.18 ～令和7.3.31

参考資料

1 運営状況

(1) 主な補助対象事業等の実績

事業名	実績			
	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都都市再生交通拠点整備事業				
東京駅南部東西自由通路整備事業	実施内容	詳細設計、本体工事		
文化財保存事業				
高輪築堤跡の保存・公開	実施内容	保存活用計画策定	基本設計	実施設計
鉄道古文書の保存・修復	実施内容			11冊の修理
JR 東京総合病院への補助等				
新生児聴覚検査機器購入支援事業	購入台数		1台	—
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業	実施内容	病床確保、医療従事者宿泊先確保、設備整備費	病床確保	
感染管理認定看護師等資格取得支援事業	対象者	看護師1名 (入学科、受講料)	看護師1名 (人件費) 薬剤師1名 (認定審査料、 認定登録料)	—
東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援事業	実施内容	個人防護具、備品、消毒経費	消毒経費	
東京都新人看護職員研修事業	対象者	24人	19人	24人
東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	食材費 (延べ入院患者数)	53,056人 (注)	108,749人	55,671人 (注)
	光熱費 (許可病床数)	425床	(4.1~9.30) 392床 (10.1~3.31) 401床	401床
東京都入院時食事療養支援金	許可病床数			401床

(注) 令和4年度及び令和6年度の4月1日から9月30日までは都が物価高騰緊急対策事業を行っていないため、10月1日から3月31日までの実績である。

(2) J R 東京総合病院への補助金等

ア J R 東京総合病院の概要（令和 6 年度末現在）

所在地	東京都渋谷区代々木二丁目 1 番 3 号
経営主体	東日本旅客鉄道株式会社
病床数	401 床（一般急性期 341 床、HCU12 床、回復期リハ病床 46 床、結核病床 2 床）
1 日平均患者数	入院：約 300 名、外来：約 1,200 名
職員数	825 名
建物概要	A 棟（病棟）：地上 16 階、地下 2 階 B 棟（外来棟）：地上 8 階、地下 3 階 e 棟（人間ドック、J R 東京総合病院高等看護学園）：地上 7 階、地下 3 階
沿革	明治 44 年 5 月 前身の常盤病院が東京市麴町銭瓶町に開設 大正 3 年 6 月 鉄道省の所管となり、東京鉄道病院と改称 昭和 62 年 4 月 国鉄改革により東日本旅客鉄道株式会社の直営病院となる。 昭和 63 年 4 月 J R 東京総合病院と改称

イ J R 東京総合病院への補助金及び支援金（再掲）

（単位：千円）

区分	名称	交付額		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
補助金	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金		2,816	—
	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	1,045,633	135,778	
	感染管理認定看護師等資格取得支援事業補助金	915	2,030	—
	東京都救急・周産期・小児医療体制確保支援補助金	11,120	452	
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	745	637	745
	計	1,058,413	141,713	745
支援金	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	19,597	18,897	13,415
	東京都入院時食事療養支援金			1,283
	計	19,597	18,897	14,698
	合計	1,078,010	160,610	15,443

東京地下鉄株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京地下鉄株式会社	令和7年10月14日、 16日及び17日	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	都市整備局	令和7年10月10日及び 20日	

2 団体の概要

設立の目的	東京地下鉄株式会社法（平成14年法律第188号）により、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的として、平成16年4月1日、帝都高速度交通営団が民営化されて設立
主な沿革	昭和16年7月 帝都高速度交通営団設立 平成16年4月 東京地下鉄株式会社設立 令和6年10月 国と都が保有株式の半分を売却し、東京証券取引所へ上場（都の出資率が46%から23%へ減少したため、出資団体から補助金等交付団体になった）
事業の概要	東京都区部を中心に9路線195.0km、180駅の地下鉄を運営 ・運輸業 ・不動産事業（不動産の開発、賃貸等） ・流通、広告事業
所在地	東京都台東区東上野三丁目19番6号
人員	役員15名（代表取締役4名、取締役3名、社外取締役4名、常勤監査役2名、監査役2名） 社員9,462名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	593百万円（令和5年度交付額）
		955百万円（令和6年度交付額）

(1) 補助金の交付状況

（単位：百万円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都地下高速鉄道整備事業費補助金	東京都地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱	新線建設、浸水対策及び大規模改良を目的とした事業に要する費用 (28.56%)	1,590	593	948
鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助金	鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助金交付要綱	既存の鉄道駅において、訪日外国人や聴覚障害者等の利便性向上を図るために設置するシステム機器導入等に係る経費 (2/3)	-	-	4
東京都地下街安全対策事業費補助金	東京都地下街安全対策事業費補助金交付要綱	地下街等の安全対策に要する経費 (1/3)	-	-	2
合計			1,590	593	955

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）の補助対象事業について、主に、補助金の算定は適切に行われているか、事業は適切に執行されているかなどに着眼して、契約書、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な補助対象事業実績

補助対象としては、地下高速鉄道整備事業、鉄道駅ユニバーサルコミュニケーションシステム

整備事業及び地下街安全対策事業の3つがある。

会社は、地下高速鉄道整備事業において、令和5年度及び令和6年度は、主に地下高速鉄道の豊洲・住吉間の有楽町線延伸及び品川・白金高輪間の南北線延伸に係る新線建設を実施している他、輸送力増強や駅施設機能の改善のための大規模改良工事等を実施している。

また、鉄道駅ユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業において、訪日外国人や聴覚障害者等への更なる情報提供の充実を図るため、駅構内アナウンスを多言語・文字化するシステム機器導入を実施している。

さらに、地下街安全対策事業において、東京駅（Echika fit 東京）及び池袋駅（Echika 池袋）において、駅浸水時の避難シミュレーションを実施している。

(2) 事業内容

ア 地下高速鉄道整備事業

本事業は表1のとおり、新線建設に係る延伸事業、大規模改良工事及び浸水対策の3つがあり、令和6年度補助対象事業費の総額は2,613百万円である。

【表1 地下高速鉄道整備事業 補助の概要】

(単位:百万円)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設費 新線	有楽町線及び南北線延伸に係る新線建設費	386	495	696
改良費 大規模	駅輸送改善工事	1,140	11	156
対策費 浸水	駅浸水対策、設備工事	63	86	95
合計		1,590	593	948

<有楽町線及び南北線延伸事業>

当新線建設事業は、延伸区間が開業することで、乗換回数が減少し所要時間の短縮が図られるなど利用客にとってアクセスが良くなり利便性の向上につながるものである。

本事業は2030年代半ばの開業を目指して進めており、令和6年度において、有楽町線・南北線延伸に係る都市計画を決定の上、準備工事を開始している。事業に当たっては将来の収支採算性も考慮した上で、品川駅周辺などの国や他事業者と重なる施工区域においては、関係者と会議体を設け、スケジュールを調整し工期を短縮するなど事業の効率化に努めている。また、今後行う工事に係る住民説明においては、平面図など2次元資料では分かりづらい工事内容を3次元の立体的なイメージで説明することにより、本事業への住民等の理解を一層深めるための工夫を行うなど、事業の計画的な進行に取り組んでいることを確認した。

(ア) 有楽町線延伸事業（豊洲・住吉間）の概要図



(注) ※のある新駅（枝川駅・東陽町駅・千石駅）の名称は仮称

(イ) 南北線延伸事業（品川・白金高輪間）の概要図



(注) ※のある新駅（品川駅）の名称は仮称

(出典：令和6年11月5日付 会社ニュースリリース)

<大規模改良工事>

大規模改良工事においては、駅の混雑緩和などを図るため、経済性を考慮した上で、茅場町駅ホーム延伸及びエレベーター等新設を行った。浅草駅では、列車折返線区画を新設しており、新設された区画から列車を増発させることで、混雑時間帯における列車の遅延改善効果があることを確認した。

なお、利用者の薄く広い負担を得る、国の鉄道駅バリアフリー料金制度を令和5年3月に導入したことで、駅のホームドア及びバリアフリー整備費は令和5年度から補助対象外となっている。

<浸水対策>

浸水対策においては、荒川氾濫における浸水被害シミュレーションを会社で実施し、200年に1度の降雨による赤羽付近右岸破堤時、地下への浸水起因の箇所となる全9駅について令和9年度末までに最優先で整備する計画を策定し、整備完了に向け、事業を推進していることを確認した。また、ゲリラ豪雨への対策として、浸水の恐れがある147駅において止水板を設置完了させているのに加え、荒川氾濫における浸水影響がある40駅については機能・安全性を確保し、経済性を考慮しつつ防水扉等の整備を進めており、監査日（令和7年10月17日）現在で18駅完了している。

イ 鉄道駅ユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業

東京2020大会を機に、訪日外国人向けの多言語化アナウンスについては整備完了していたが、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025開催（令和7年11月開催）に向け、聴覚障害者への対応が課題となっていた。そこで他事業者の協力を得て、令和6年1月に、7駅において試験導入し、効果検証を実施した上で、大会実施前に都内全165駅において、令和7年度から機器展開を開始しており、令和6年度補助対象事業費は6百万円である。今後は、発災などの異常時においても同システムが利用客の目に付きやすくなり、一層利用されるよう取り組む予定である。

(ア) システム「みえるアナウンス」の利用イメージ



(注)「みえるアナウンス」とは、専用アプリ不要で、駅構内アナウンスを多言語化・文字化できるサービスを指す。

駅構内に設置された専用のパネル「トリガーボード」に、利用者が自身のスマートフォンをかざすか2次元バーコードを読み取ると、アナウンスの内容が、スマートフォンに設定された言語で文字表示される。

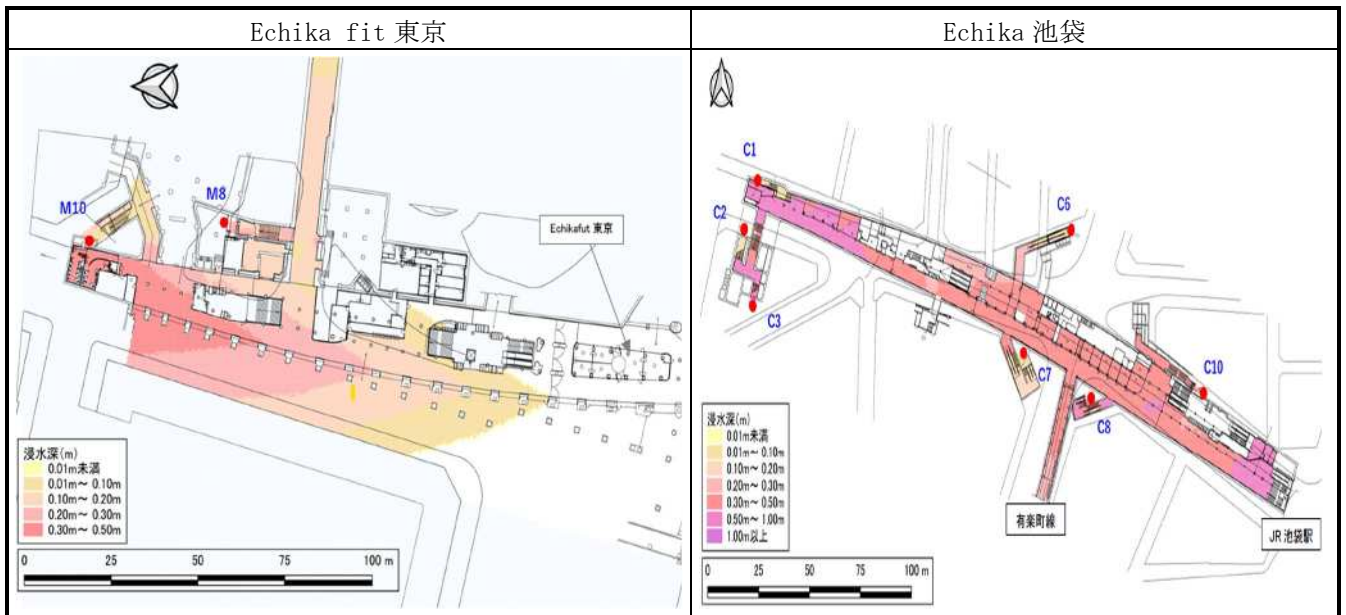
(出典：令和6年10月31日付 会社ニュースリリース)

ウ 地下街安全対策事業

昨今におけるゲリラ豪雨の増加を受け、駅地下街の浸水時における避難検討の重要性が増したことにより、令和5年度から令和7年度にかけて、東京都地下街安全対策事業における補助金を活用し、東京駅（Echika fit 東京）及び池袋駅（Echika 池袋）において、駅地上出入口からの雨水による浸水シミュレーションを実施し、令和6年度補助対象事業費は7百万円である。

時間最大雨量については、都の防災訓練での設定値を参考に100mmを想定し、通勤時間帯や店舗混雑時における浸水の広がりや影響をシステムで解析し、その結果を避難経路の精査や会社の実施する避難訓練の充実に活用している。

(ア) 浸水シミュレーションの状況



(注) Echika fit 東京の方には浸水は到達しない。

(出典：Echika fit 東京（丸の内線東京駅）及びEchika 池袋（副都心線池袋駅）における浸水避難経路調査・検討業務委託における解析結果報告)

南山東部土地区画整理組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	南山東部土地区画整理組合	令和7年9月16日、17日及び19日	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	都市整備局	令和7年9月9日及び24日	

2 団体の概要

設立の目的	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、健全なる市街地の造成を図り、公共の福祉を増進することを目的とした土地区画整理事業を行うために設立
主な沿革	平成18年4月 組合設立認可
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行う土地の区画形質の変更 ・ 公共施設の新設、変更及びこれに伴う地下工作物の新設、変更 ・ 事業の施行に必要となる工作物等の物件の設置、管理及び処分 ・ 建物及び工作物等の移転工事のため必要な臨時の収容施設の設置、管理
所在地	東京都稲城市百村1462番地1
人員	役員14名（理事長1名、理事11名、監事2名。全て非常勤） 組合員377名（土地所有者376名、借地権者1名）

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	714百万円（令和5年度交付額）
		929百万円（令和6年度交付額）

(1) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

補助金名	根拠	当監査における 補助対象（補助率）	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地区画整理事業に対する補助金	土地区画整理事業に対する補助金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の公共施設（都道等）の工事に係る経費（工事費）及び事業に係る経費（用地費）（10/10、ただし市の公共施設となる場合は、7.5/10または5/10（注）） ・無電柱化に係る経費（10/10） 	1,140	714	929

（注）国庫補助金がある場合は7.5/10（国5/10・都2.5/10）、無い場合は5/10

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

南山東部土地区画整理組合（以下「組合」という。）の事業について、主に、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかなどに着眼して、契約書、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な補助対象事業実績

組合は、平成18年度から多摩都市計画事業 稲城南山東部土地区画整理事業に着手し、令和5年度においては、主に、都市計画道路 多3・4・12号 読売ランド線（以下「都道「読売ランド線」」という。）の造成工事を、令和6年度においては、主に、宅地造成工事を実施している。

(単位:百万円)

項目			令和4年度	令和5年度	令和6年度
工事費	(主な補助対象事業) 道路築造、公園・緑地 築造	主な内容	都道「読売ランド線」造成工事		公園・緑地造成 工事
		補助金額	662	412	447
用地費	(主な補助対象事業) 整地工事、上下水道分 担金の支出	主な内容	宅地造成工事、配水小管新設工事、下水道整備に係る 分担金の支出		
		補助金額	331	226	296
無 電 柱 化 費	(主な補助対象事業) 電線共同溝の工事	主な内容	都市計画道路・区画道路における電線共同溝の工事		
		補助金額	146	74	185
合計			1,140	714	929

(2)整備内容

本事業の施行地区内には崩落の危険性が高い崖地があり、都から地権者に対して改善勧告が行われていたものの、改修には膨大な費用がかかり、一部の地権者の負担のみで実施することは困難であった中、当地区を含む地域が市街化区域に決定されたこともあり、土地区画整理事業により、地権者が応分の負担を負いつつ、まちづくりを進めることとなった。

本事業では、主に、道路等公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るための土地の造成及び無電柱化に係る電線共同溝の整備を行っている。

公共施設の整備改善としては、工事費の補助を受け、都道「読売ランド線」の改善（稲城市と神奈川県川崎市を結ぶ主要道路であるが、急カーブや急勾配のある事故多発路線であったため、カーブの緩和やトンネルの造成により、安全性を高めた。）や、その他の都市計画道路（市道）の築造等、道路網の整備により、利便性の向上を図っている。令和6年度に、整備後の都道「読売ランド線」及び都市計画道路 多3・4・16号 稲城南多摩線（市道）が開通している。

この他の公共施設の整備としては、工事費の補助を受け、公園・緑地の整備を行っている。施行前は公共用地としての公園・緑地はなく、山林が地区面積の大半を占めていたが、適切な管理が行われずに半世紀以上放置されてきたため、土砂崩落の危険性やごみの違法投棄等による荒廃が懸念されていた。そこで、地区内に生息する貴重な動植物については、環境影響評価に基づき移植や保存、再生を図ることで保全に取り組み、良好な自然環境が残っている部分については現況の自然を生かしつつ、住民の憩いの場として親しまれるような公園・緑地を創出する（地区面積の約23%を確保）ことで、緑豊かで良好な住環境の整備を目指している。監査日（令和7年9月19日）現在で供用開始している公園はないが、奥畑谷戸公園の一部が稲城市により暫定開放されている。

本事業により、公共用地（道路・公園・緑地に供する土地）は、施行前の約4ha（約5%）から約35ha（約40%）と、大幅に増加する計画となっている。

宅地の造成については、用地費の補助を受け、地区内の崖地や急傾斜地における切盛土や法面

整備工事等により、住民生活の安全性の向上や土地の利用増進を図っている。工事に際しては、安全性を確保するため、学識経験者等から構成される第三者委員会に施工方法等の審査を受けつつ、整備を行っている。

公共用地以外の土地利用としては、住宅用地・商業施設用地・農地等があり、令和6年度末時点では、計画面積のうち約6割について、使用収益可能な状況である。組合は、保留地（注）の売却についても整備完了箇所から順次行っており、計画に対する売却収入額は、令和6年度末時点で約8割に達し、保留地を購入した民間事業者等がファミリー層向けを中心とした戸建・集合住宅の建設・販売を進めている。

無電柱化に係る電線共同溝の整備については、無電柱化費の補助を受け、都市計画道路を中心に電線類の地中化を推進しており、歩行空間の確保や、防災面・景観面からの改善が見込まれている。監査日現在で約8割の整備が完了している。

また、地区内にスーパーマーケット等の生活利便施設や小学校・保育園等の子育て関連施設を配置することで、暮らしやすいまちづくりの実現を図っていると同時に、大型商業施設（東京ジャイアンツタウン）やプロ野球球場（ジャイアンツタウンスタジアム）を誘致するなどして、賑わいと活力に満ちた、魅力あるまちづくりにも取り組んでいる。眺望の良さや都心へのアクセシビリティの点から、地区内の人口は順調に増加している（施行前は約120人、令和6年度末時点は約4,000人）。

本事業全体の進捗状況としては、令和8年度末までに工事が終了する予定であり、将来にわたり緑豊かで良好な市街地の形成に向け、着実に事業が進行していることを確認した。

（注）土地区画整理事業の財源に充てるために、事業主体が取得・販売することができる土地のこと。

参考資料

1 運営状況

(1) 主な補助対象事業実績

ア 土地区画整理事業の概要

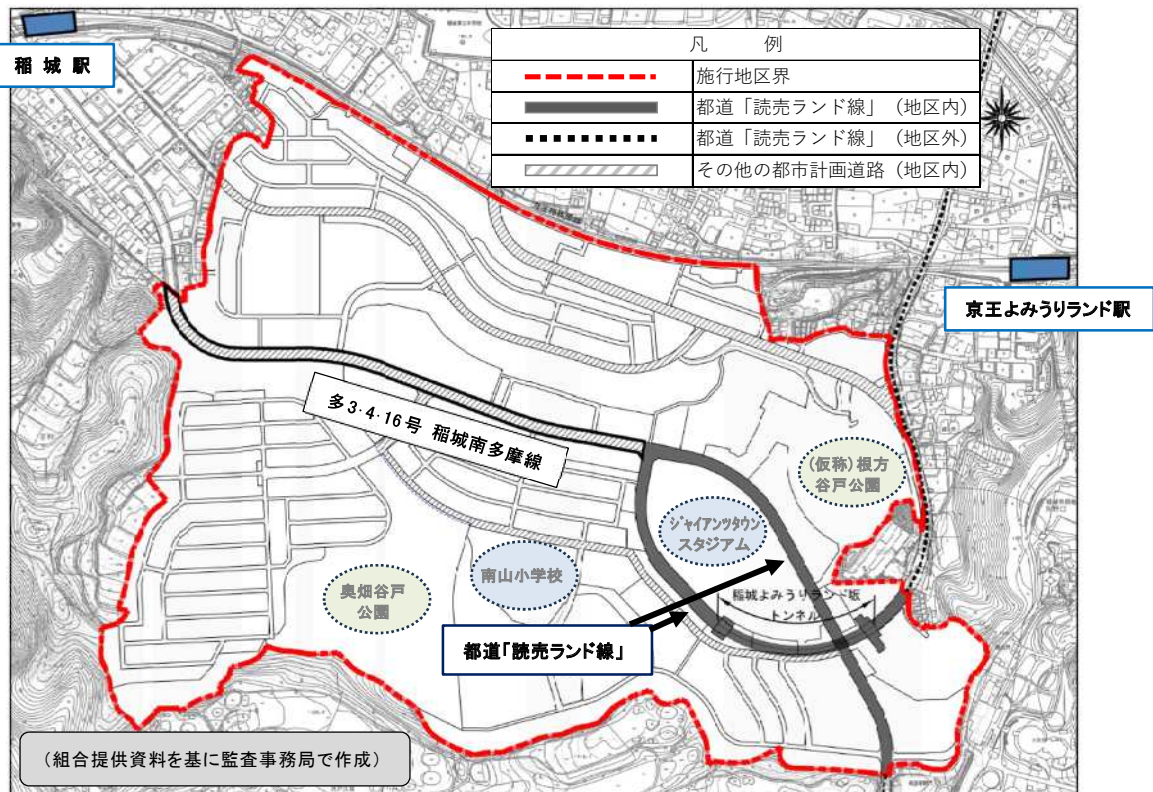
事業の名称	多摩都市計画事業 稲城南山東部土地区画整理事業
実施主体	南山東部土地区画整理組合
事業施行期間	平成 18 年度～令和 10 年度
事業費	640 億円
施行面積	87.46ha
計画人口	7,600 人
施行地区の位置	稲城市の南東部に位置し、京王電鉄相模原線の稲城駅と京王よみうりランド駅のほぼ中間にある。
事業箇所	稲城市大字東長沼字九号ほか
公共施設計画	道路（都市計画道路 多 3・4・12 号 読売ランド線、多 3・4・16 号 稲城南多摩線、多 7・4・5 号 東長沼矢野口線等）、公園及び緑地
事業目的	急峻な斜面地等の危険箇所及び都市軸となる幹線道路の整備改善を行うことにより、住民生活の安全性の向上、地区周辺市街地との連続性の確保及び緑豊かな市街地の創出を目的としている。
事業の経緯	<p>平成 18 年 4 月 事業計画認可</p> <p>平成 18 年 6 月 都市計画決定（都道「読売ランド線」等）</p> <p>平成 20 年 12 月 仮換地指定</p> <p>平成 21 年 1 月 工事着手</p> <p>平成 30 年 6 月 保留地の一部を（株）読売新聞東京本社へ売却 （令和 7 年 3 月 ジャイアンツタウンスタジアム開業、 令和 9 年 東京ジャイアンツタウン開業予定）</p> <p>令和 3 年 9 月 新・都道「読売ランド線」暫定開通 （稲城よみうりランド坂トンネルを含む。）</p> <p>令和 3 年 12 月 都市計画決定（区画整理）</p> <p>令和 6 年 1 月 旧・都道「読売ランド線」の区間廃止</p> <p>令和 6 年 12 月 新・都道「読売ランド線」への本線切替完了</p> <p>令和 7 年 2 月 都市計画道路 多 3・4・16 号 稲城南多摩線開通</p>
事業スケジュール	<p>平成 18 年度</p> <p>組合設立認可 事業計画認可</p> <p>→</p> <p>宅地造成工事 公園緑地造成工事 道路築造工事 電線共同溝工事</p> <p>→</p> <p>令和 8 年度</p> <p>工事終了</p> <p>→</p> <p>令和 10 年度</p> <p>換地処分 事業終了</p>

イ 幹線道路等の整備

(施行前)



(施行後)



日本私立学校振興・共済事業団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	日本私立学校振興・共済事業団	令和7年10月3日、6日 及び7日	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	生活文化局、保健医療局及び福祉局	令和7年10月2日及び8日	

2 団体の概要

設立の目的	私立学校の教育の充実・向上及び経営の安定、教職員の福利厚生を図るため、私立学校教育に対する援助を行うとともに、私立学校教職員共済制度を運営し、私立学校教育の振興を目的として設立
主な沿革	平成10年 1月 設立（日本私学振興財団と私立学校教職員共済組合の業務及び権利義務を承継） 平成14年 4月 東京臨海病院開設 平成27年10月 被用者年金制度の一元化により、厚生年金の実施機関となる。
事業の概要	【助成業務】・ 学校法人等に対する補助金の交付及び資金の貸付け等 ・ 授業料等減免費交付金の交付 【共済業務】・ 短期給付事業（加入者及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に関する健康保険にあたる給付） ・ 厚生年金給付事業 ・ 退職等年金給付事業 ・ 福祉事業（加入者及び被扶養者の福祉を増進するための福利及び厚生に関する事業）
所在地	東京都千代田区富士見一丁目10番12号
人員	役員12名（理事長1名、理事9名（常勤5名、非常勤4名）、監事2名（常勤1名、非常勤1名）） 職員1,250名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	2,111百万円（令和5年度交付額） 1,836百万円（令和6年度交付額）
	支援金	16百万円（令和5年度交付額） 14百万円（令和6年度交付額）

(1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活文化局	私立学校教職員共済費補助金	私立学校教職員共済費補助金交付要綱	私立学校等の設置者及び加入者が負担する厚生年金保険の保険料に要する経費（標準報酬月額8/1000相当額の12か月分）	1,757,006	1,786,724	1,819,481
保健医療局	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるための病床確保等に要する経費（10/10）	1,968,595	307,793	
	臨床研修費等補助金（医師）	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	臨床研修を行うために必要な経費及び臨床研修に関する地域協議会に必要な経費（10/10）	8,858	8,679	8,601
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	東京都新人看護職員研修事業費補助金交付要綱	新人看護職員等の研修等に要する経費（1/2）	925	310	545
	救急搬送患者受入体制強化事業補助金	救急搬送患者受入体制強化事業補助金交付要綱	救急外来において救急救命処置及び支援業務を行う救急救命士の人件費（1/2（前年の救急搬送患者受入数又は応需率により1/4加算））	—	—	2,216
	災害拠点病院運営協力金	東京都災害拠点病院設置運営要綱	災害発生時における即応体制を整備するための協力金	500	500	500
	NBC災害・テロ対策設備整備費補助金	NBC災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱	NBC災害の被害者の診断等に必要の医療機器等の購入費（10/10）	17,446	3,096	—
	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金交付要綱	災害拠点病院における後方医療活動用資器材の整備等に要する経費（10/10）	—	558	—

保健医療局	看護補助者処遇改善事業補助金	看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱	看護補助者の賃金改善等に充てられた経費 (10/10)			329
	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱	分娩を取り扱う産科医等に対し分娩手当等を支給するための経費等 (2/3)	1,313	1,340	—
福祉局	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金交付要綱	自動聴性脳幹反応検査機器の購入経費 (10/10)		—	3,300
	院内保育事業運営費補助金	院内保育事業運営費補助金交付要綱	院内保育事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費 (給料、諸手当等)及び委託料 (2/3)	2,063	2,032	1,454
合計				3,757,468	2,111,032	1,836,426

(注1) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

(注2) 令和5年度及び令和6年度に交付していない補助金は記載を省略しているため、令和4年度の合計額は内訳と一致しない。

(注3) 「—」については、監査対象団体からの補助金申請がなかったものである。

(2) 支援金の交付状況

(単位：千円)

局	支援金名	根拠	算定方法	交付額		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健医療局	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金交付要綱	(食材費) 基準単価×延べ入院患者数 (光熱費) 基本額+(1床当たり基準単価×許可病床数)	18,222	16,778	13,144
	東京都入院時食事療養支援金	東京都入院時食事療養支援金交付要綱	1,600円×許可病床数×2か月			1,280
合計				18,222	16,778	14,424

(注) 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の事業について、主に、補助金及び支援金の算定は適正に行われているか、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 主な補助対象事業実績

ア 厚生年金給付事業

事業団は、厚生年金保険の実施機関として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する加入者の老齢、障害又は死亡に係る年金給付事業を行っている。

事業団は都の補助により、令和5年度及び令和6年度において、表1の補助対象1,683校の設置者及び教職員の加入者保険料率を8/1,000軽減しており、軽減後の加入者保険料率は表2のとおりである。

【表1 補助対象の学校数及び教職員数】

（単位：校、人）

学種	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校数	延べ教職員数	学校数	延べ教職員数	学校数	延べ教職員数
高等学校	230	170,908	230	171,643	230	173,178
中学校	140	53,364	140	55,054	141	55,870
小学校	51	22,190	51	22,757	51	22,789
幼稚園	884	172,237	887	171,117	885	171,151
特別支援学校	4	1,512	4	1,510	4	1,424
専修学校	293	123,724	296	123,575	298	124,513
各種学校	72	31,674	75	34,566	74	37,291
合計	1,674	575,609	1,683	580,222	1,683	586,216

【表2 加入者保険料率の軽減状況】

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		4月～8月分	9月～3月分	4月～8月分	9月～3月分	4月～8月分	9月～3月分
加入者 保険料率	補助なし	156.81/1000	160.35/1000	160.35/1000	163.89/1000	163.89/1000	167.43/1000
	補助あり	148.81/1000	152.35/1000	152.35/1000	155.89/1000	155.89/1000	159.43/1000
私立学校教職員共済 費補助金の補助率		8.00/1000					

イ 医療事業

事業団は、直営の医療施設として東京都江戸川区に東京臨海病院（以下「病院」という。）を設置し、事業団の加入者等の診療に加え、地域医療を担っている。

病院は、内科、精神科、小児科など29科の診療を行っている。許可病床数は400床であり、災害時において主に重症者の収容・治療を行う病院として東京都災害拠点病院に指定されている。

保健医療局及び福祉局は、病院に対して各種補助金を交付している。令和5年度及び令和6年度における病院の主な補助対象事業の実績は表3のとおりである。

【表3 主な補助対象事業等の実績】

主な事業		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業				
病床確保支援事業				
	確保した延べ即応病床数	2,875床	1,439床	
	休床とした延べ病床数	8,959床	4,184床	
医療従事者特殊勤務手当支援事業				
	特殊勤務手当 1日当たり単価	5,000円	5,000円	
	特殊勤務手当 延べ勤務日数	11,335日	1,050日	
東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援				
	食材費（延べ入院患者数）	47,195人 (注)	95,550人	50,872人 (注)
	光熱費（許可病床数）	400床	400床	400床
東京都入院時食事療養支援				
	許可病床数			400床
臨床研修事業（医師）				
	研修医延べ人数	192人	192人	192人
東京都新人看護職員研修事業				
	新人看護職員等数	26人	21人	20人
	うち新人助産師研修参加者数	2人	—	—
	新人看護職員研修	7回	8回	9回
	新人助産師研修	9回	—	—
	研修責任者・教育担当者・実地指導者数	32人	13人	11人
救急搬送患者受入体制強化事業				
	救急救命士雇用人数	—	—	1人
	救急救命士延べ配置時間	—	—	1,462時間

災害拠点病院運営事業				
NBC災害・テロ対策設備整備事業				
	化学防護服、防毒マスク等の防護用品の購入	6,226千円	2,942千円	—
	除染設備の購入	11,220千円	154千円	—
東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業				
	ポータブル発電機及び付属品の購入	—	5台	—
看護補助者処遇改善事業				
	賃金改善した延べ看護補助者数（常勤換算）			47人
東京都産科医等育成・確保支援事業				
産科医等確保支援事業				
	分娩取扱件数	197件	201件	—
	分娩手当支給額	2,040千円	2,290千円	—
新生児聴覚検査機器購入支援事業				
	自動聴性脳幹反応検査機器の購入			1台
院内保育運営事業				
	保育士等平均人数（常勤換算）	4.3人／月	3.3人／月	2.9人／月
	保育施設運営日数	257日	267日	266日
	24時間保育運営日数	84日	82日	47日

（注） 4月1日から9月30日までは事業を行っていないため、10月1日から3月31日までの実績である。

2 指摘事項

(1)局

ア 概算払の精算を適正に行うべきもの

福祉局は、都内の病院等に従事する職員のために院内保育施設を運営する事業について助成することを目的として、院内保育事業運営費補助金交付要綱（平成14年11月26日付14健医人第1313号）により、院内保育施設の運営事業者に補助金を交付している。

この事業では、交付申請に基づいて補助金を概算払し、年度末に精算報告書により概算払を精算した上で、事業完了後に実績報告書によって補助金額を確定している。

当該補助金の東京臨海病院（以下「病院」という。）における状況について見たところ、表4のとおり、令和6年3月31日付で令和5年度分の精算報告書を提出する際に、実績日数の減少により返還額が生じると確定していたにもかかわらず、返還額を0円としていた。

これは、子供・子育て支援部が、精算報告書の提出依頼に加えて、概算払受領額と精算額が同額で返還額を0円と印字した精算報告書を別途郵送し、これに押印し送付するよう指示したためである。

なお、病院は、令和6年6月18日付で正しい金額の実績報告書を提出し、差額を返還している。

こうした処理は、概算払を受けた者に計算の基礎を明らかにした精算書を提出させるよう定めた東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）の規定を逸脱しており、適正でない。

局は、院内保育事業運営費補助金の概算払の精算を適正に行われたい。

（福祉局）

【表4 令和6年3月31日付で提出された東京臨海病院の令和5年度分精算報告書】

（単位：円）

区分	概算払受領額	精算額	返還額	備考
提出された内容	2,047,000	2,047,000	0	金額印字済みの書面に押印
報告すべき実績	2,047,000	2,032,000	15,000	1月分実績が1日減のため

3 意見・要望事項

(1)局

ア NBC災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品の残数管理について

病院は、災害拠点病院として必要な設備の整備費について、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金（以下「資器材補助金」という。）及びNBC災害・テロ対策設備整備費補助金（以下「NBC補助金」という。）の交付を受け、医療資器材等を整備している。

病院において、令和5年度にNBC補助金によって購入した表5の備蓄品について確認したところ、病棟で保管され、マスクフィッティングテスト（注1）関連の消耗品（注2）については、病院の新規採用者向けの研修等に、フィルターについては、クリーンパーティション（注3）に装着する消耗品として、それぞれ活用されていた。

そこで、NBC補助金による備蓄品の管理方法を確認したところ、病院は備品については固定資産台帳に記載し、残数管理を行う一方で、消耗品については残数管理をする台帳を作成していなかった。このため、監査日（令和7年10月6日）現在、表5の備蓄品（消耗品）については、残数管理されていなかった。

資器材補助金による備蓄品は、東京都災害拠点病院設置運営要綱（昭和61年1月17日付60衛医対第815号）によって、病院が資器材管理台帳を毎年保健医療局医療政策部へ提出し、残数管理をする仕組みとなっている一方、NBC補助金による備蓄品は、NBC災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱（平成19年2月7日付18福保医救第691号）上、備蓄品の維持管理について、「善良な管理者の注意をもって管理する」との記載にとどまっており、部が残数管理をする仕組みとなっていない。

しかしながら、部が備蓄品の残数管理を行わない場合、災害発生時に医療資器材が不足し、円滑かつ十分な医療救護活動に支障が生じるおそれがあるため、残数管理を行う仕組みを検討すべきである。

局は、NBC災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品について、残数管理を行う仕組みを検討することが望まれる。

（保健医療局）

（注1）マスクが着用者の顔に密着しているかを評価するために行うテスト用の装置

（注2）病院は税抜10万円未満の物品を消耗品、10万円以上の物品を備品としている。

（注3）空気清浄機能を備えたパーティション型装置

【表5 令和5年度にNBC補助金によって購入した備蓄品】

品名	数量
マスクフィッティングテスト用試験ガイド 10個入り	250箱
マスクフィッティングテスト用サンプリングチューブ 5本入り	1箱
マスクフィッティングテスト用塩タブレット 100錠入り	3個
クリーンパーティション HEPA フィルター ACP-897用	5枚

（注）表中の備蓄品はすべて消耗品である。

参考資料

1 東京臨海病院の概要（令和6年度末現在）

所在地	東京都江戸川区臨海町一丁目4番2号
開設年月日	平成14年4月1日
許可病床数	400床（ICU・CCU 10床含む）
職員数	569人（正規職員）
建物概要	地上8階、地下1階

2 東京臨海病院への補助金及び支援金（再掲）

（単位：千円）

区分	名称	交付額		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金	東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業補助金	1,968,595	307,793	
	臨床研修費等補助金（医師）	8,858	8,679	8,601
	東京都新人看護職員研修事業費補助金	925	310	545
	救急搬送患者受入体制強化事業補助金	—	—	2,216
	災害拠点病院運営協力金	500	500	500
	NBC災害・テロ対策設備整備費補助金	17,446	3,096	—
	東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助金	—	558	—
	看護補助者処遇改善事業補助金			329
	東京都産科医等育成・確保支援事業補助金	1,313	1,340	—
	新生児聴覚検査機器購入支援事業補助金		—	3,300
	院内保育事業運営費補助金	2,063	2,032	1,454
計	2,000,462	324,308	16,945	
支援金	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金	18,222	16,778	13,144
	東京都入院時食事療養支援金			1,280
	計	18,222	16,778	14,424
合計	2,018,684	341,086	31,369	

（注1） 交付額は監査対象局から提出された補助金の額である。

（注2） 令和5年度及び令和6年度に交付していない補助金は記載を省略しているため、令和4年度の合計額は内訳と一致しない。

三宅島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金を交付している団体について、対象事業が補助の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅島漁業協同組合	令和7年4月25日	令和5年度及び令和6年度の補助対象事業
局	産業労働局	令和7年4月21日及び同年5月7日	

2 団体の概要

設立の目的	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき昭和45年12月に設立された法人であり、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めることを目的として設立
主な沿革	昭和45年12月 設立
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 水産資源の管理及び水産動植物の増殖 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給及び共同利用施設の設置 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
所在地	東京都三宅島三宅村阿古680番地
人員	役員7名（組合長1名、理事4名、監事2名（全員非常勤）） 職員5名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	6百万円（令和5年度交付額）
		6百万円（令和6年度交付額）

(1) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
島しょ漁業資材高騰緊急対策事業費補助金	島しょ漁業資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱	島しょ地域の漁業者が水産物の出荷の際に使用する魚箱等の資材の購入費の助成 (補助率：2/3以内)	1	6	6

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

三宅島漁業協同組合の事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

第 4 出資団体別監査結果

公益財団法人東京都人権啓発センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているか、また、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都人権啓発センター	令和7年9月16日から 同月29日まで	令和5年度及び 令和6年度の事業
局	総務局	令和7年9月12日及び 30日	

2 団体の概要

設立の目的	同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和46年 4月 財団法人東京都同和事業促進協会設立 平成10年 7月 東京都産業労働会館と機能の整理統合を行い、財団法人東京都人権啓発センターとして改組 平成23年 4月 公益財団法人へ移行 平成28年11月 事務局が台東区から港区へ移転 平成29年 1月 東京都人権プラザが台東区から港区へ移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発に関する事業 ・ 講演・講座・研修等及び相談に関する事業 ・ 情報収集・提供、調査研究等に関する事業 ・ 出版物等の発行に関する事業 ・ 都及び都内区市町村等の行う人権に関する教育・啓発に係る事業 ・ 人権啓発関係施設の管理運営

所在地	東京都港区芝二丁目5番6号 芝256スクエアビル2階
人員	役員9名（理事長1名、専務理事1名、理事5名、監事2名。専務理事を除き全て非常勤） 職員17名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	112百万円（令和5年度交付額） 125百万円（令和6年度交付額）
	25%以上の出えん	基本財産136百万円のうち、100百万円（74.2%）
	公の施設の管理	166百万円（令和5年度指定管理料） 178百万円（令和6年度指定管理料）
団体区分		東京都政策連携団体
役員・職員	役員	常勤役員1名のうち都退職者が1名 非常勤役員8名のうち都退職者が2名
	職員	常勤職員17名のうち都派遣が7名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	285	100	294	100	318	100
都からの収益	271	95.0	279	94.9	304	95.3
受取補助金等	114	40.0	112	38.3	125	39.4
受取人権プラザ事業収益	157	55.1	166	56.6	178	55.9
その他の収益	14	5.0	15	5.1	14	4.7

(2) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
公益財団法人 東京都人権啓 発センター運 営費補助金	公益財団法人 東京都人権啓 発センター運 営費補助金交 付要綱	公益財団法人東京都人 権啓発センターが行う 普及啓発事業等補助対 象事業の実施に必要な 経費（事業実施により得 た対価を控除した額の 10/10）	114	112	125
合計			114	112	125

(3) 公の施設の管理運営状況

(単位：百万円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都人権プラザ (東京都港区芝二丁目5番6号 芝256スクエアビル1・2階)	平成30.4.1～ 令和10.3.31	157	166	178
合計		157	166	178

(4) 指定管理者の運営状況評価

施設名	評価結果	
	令和 5年度	令和 6年度
東京都人権プラザ	B	B

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京都人権啓発センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、出えん、補助の目的に沿って適切に運営されているか、また、指定管理事業について、東京都人権プラザ（以下「人権プラザ」という。）が人権啓発の拠点として、機能の強化・充実に取り組んでいるかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な事業実績

財団は、都民の人権意識を高め、人権尊重の理念の浸透を目指して、人権に関する普及啓発の各種事業を実施している。また、財団は、指定管理者として、人権プラザの管理運営を受託している。

財団は、従来、大まかな事業計画を年度ごとに策定してきたものの、全事業を総括する中長期的な計画を持ち合わせず、個別・単独で事業を実施してきたため、令和3年3月に初めて、中長期的な視点に立った総合計画となる中期計画（計画期間：令和3年度から令和5年度まで）を策定した。令和6年度からは、令和8年度までの第2期中期計画に基づき、複雑・多様化する人権課題に的確に対応し、都民の人権意識の高揚を図るという財団の使命を将来にわたって確実に果たしていくとし、普及啓発事業や人権プラザの運営等に取り組んでいる。

普及啓発に関する事業については、トークイベントや演劇などの人権啓発行事の開催、ラジオ番組の提供、情報誌「TOKYO 人権」の発行などを行っている。このほか、企業等が実施する研修に講師を派遣する人権研修講師出講事業や小・中学生を主な対象に、財団が用意した学習プログラムを実施する人権問題体験学習会などを行っている。

人権プラザの運営については、人権に関する資料、パネルなどの各種展示を行う展示室運営事業や人権問題都民講座等、人権に関する相談事業などを実施している。

財団は、コロナ禍以降、デジタル技術等を活用した事業実施や新たなニーズへの対応に取り組んでいる。例えば、人権プラザに来館することが難しい方でも参加できるようにするため、講座等をオンライン単独や対面とオンラインとの併用により実施しており、人権プラザの年間来館者数も、新型コロナウイルス感染症流行前の水準（1万5,000人程度）には戻っていないが、令和6年度は1万235人となっており、回復基調にある。令和6年度からは、人権問題都民講座について、インターネット広告を開始し効果的に周知している。このほか、令和5年10月には、近年問題となっているインターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関する相談に応じるため、若年層をターゲットにSNS(LINE)による相談を開始した。

展示や人権問題体験学習会の実施に当たっては、財団は、教育機関やNPO法人、人権啓発機

関等多様な団体と構築したネットワークを活用し、これらの団体と連携・協力して、啓発効果の高い展示等の展開を図っている。

また、財団は、都の長期計画「2050 東京戦略」（令和7年3月策定）に掲げられている「多様な人が共に支え合う『インクルーシブシティ東京』の実現」に寄与するために、人権啓発教育プロジェクト「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を実施している。このプロジェクトにおいて、特別展示や人権ディフェンダーの養成を行っている。

(2) 主な収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4 年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	285	294	8	2.9	318	24	8.4
経常費用	300	335	34	11.6	319	△ 15	△ 4.7
当期経常増減額	△ 14	△ 41	△ 26	—	△ 0	40	—
当期一般正味財産増減額	△ 15	△ 41	△ 26	—	△ 0	40	—
資産合計	341	322	△ 18	△ 5.5	311	△ 11	△ 3.4
負債合計	40	63	22	55.3	53	△ 10	△ 16.1
正味財産合計	300	259	△ 41	△ 13.7	258	△ 0	△ 0.4

ア 収益及び費用の状況

財団の経常収益は、都からの収益である受取補助金等及び受取人権プラザ事業収益が95%程度を占めているが、その他の収益として講師出講料収入の事業収益等も得ている。経常収益は、令和5年度及び令和6年度ともに増加しているが、令和6年度に2,400万円増加しているのは、主に、インターネットにおける人権侵害に関するSNS(LINE)相談の通年実施に伴う指定管理料の増額により受取人権プラザ事業収益が増加したことなどによるものである。

経常費用は、令和5年度に3,400万円増加しているが、これは主に、ラジオ番組の特別編「人権TODAY特別編ダイバーシティ・トーク」の制作・放送を行ったことによるものであり、令和6年度は、令和4年度並みに戻っている。

イ 財政状態

資産は、令和5年度及び令和6年度ともに減少しているが、これは主に、体験・交流型の新たな事業を実施するために特定資産である体験・交流型積立資産を取り崩していること、加えて、令和5年度については、ラジオ番組の特別編の制作・放送などを行うために特定資産である人権啓発資料製作積立資産を取り崩したことによるものである。

負債は、ほとんどを流動負債が占めており、未払金や社会保険料等の預り金、賞与引当金、未

払消費税等の増減の影響を受けている。令和5年度に負債金額が大きくなっているが、これは主に、ラジオ番組の特別編の制作等に係る未払金によるものである。

(3) 事業運営に関する評価

人権を取り巻く状況は、女性や、子供、高齢者、障害者、外国人などに対する差別等に加え、LGBTQ(注)、企業と人権、インターネット上での誹謗中傷等による人権侵害といった新しい人権課題も生じており、差別や偏見を解消する取組が、ますます重要になってきている。

財団は、「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた取組を推進していくため、第2期中期計画に定めた「人権啓発の拠点機能の強化」、「情報発信機能の充実・強化」、「アウトリーチ機能の展開・強化」、「組織体制の強化」の事業展開を貫く4つの柱を軸に、事業を実施している。事業の進捗管理については、PDCAのマネジメント・サイクルを基本に実施し、年度ごと・事業ごとの評価・検証に基づき、改善を図っている。

また、財団は、人権プラザの機能強化や計画的・戦略的な事業展開のために、令和4年度に固有正規職員制度の運用を開始するとともに、令和5年3月に新たな「人材育成方針」を策定し、組織体制の強化を行っている。

今後、財団は、人権尊重の意識を社会に広く浸透させるため、イベント等における出張展示や学校・企業等に出向いての学習会や研修の実施によるアウトリーチ機能の展開・強化を図っていくとしている。また、近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっており、企業に対する人権啓発も拡大強化するとしている。

財団は、インターネット広告や効果的な展示の実施、アウトリーチ機能の展開・強化により、より多くの人に財団の事業への参加を促し、人権について考える機会を提供するとともに、長期的に財団の事業を支える専門的な人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承を図っていく必要がある。

財団は、引き続き人権を取り巻く環境や社会情勢の変化に十分留意し、これまでに培ってきた人権教育・人権啓発に係るノウハウ及び各人権団体等とのネットワークを活用し、事業の質の向上を図るなど「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた取組を推進していくことが求められる。

(注)代表的な性的マイノリティの頭文字をとった言葉で、LはLesbian(女性同性愛者)、GはGay(男性同性愛者)、BはBisexual(両性愛者)、TはTransgender(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)、QはQuestioning(自身の性自認や性的指向が定まっていない人)又はQueer(性的マイノリティを包括する意味で使われることもある言葉)のこと

参考資料

1 運営状況

(1) 主な事業実績

ア 財団の主な事業

事業名		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
普及啓発に関する事業				
人権啓発行事				
人権啓発行事(年2回)	参加者総数	358人	560人	465人
人権啓発映画会(年1回)	参加者総数	140人	224人	229人
様々な媒体を利用した普及啓発活動				
啓発ラジオ番組「人権 TODAY」の提供		TBS ラジオ「まとめて！土曜日」内 毎週土曜日 午前8時22分頃から5分間		
人権啓発ポスターの作製・掲出		人権週間を中心に交通機関、都・区市町村、公共施設、学校等に配布・掲出依頼 16,650枚		
啓発物品の作製・配布	行事等の参加者、区市町村に配布	マスキングテープ等4種類	マスキングテープ等4種類	クリアファイル等6種類
協賛行事等	都等が主催する行事への協賛・参加	12回	15回	36回
広報・出版物等の発行				
インターネットでの情報提供(財団)	アクセス利用件数	223,113件	413,785件	496,502件
情報誌「TOKYO人権」の発行	年4回	各16,000部	各17,000部	各17,000部
講演・講座・研修等に関する事業				
人権問題に関する研修事業				
研修講師出講事業(注)	出講回数	198回 (47回)	190回 (53回)	193回 (49回)
	出講団体数	87団体 (28団体)	80団体 (32団体)	92団体 (32団体)
	受講者総数	18,492人 (9,431人)	25,331人 (14,289人)	25,101人 (11,909人)
講演・講座等				
人権問題体験学習会	小・中学校を対象に財団が企画したプログラムを実施	25回 3,692人	32回 6,443人	33回 6,953人
その他の事業				
賛助会員の募集	会員数(団体、個人)	32団体、46人	35団体、44人	36団体、45人
	受取会費計	1,110千円	1,283千円	1,218千円

(注) カッコ内は、オンライン開催による実績で内数

イ 公の施設の主な管理運営状況

事業名		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都人権プラザの管理運営				
年間来館者数		6,356人	8,112人	10,235人
東京都人権プラザ展示室の運営等				
展示の企画運営	入場者数	4,073人	4,522人	5,916人
	常設展示	人権に関する資料展示及び車椅子バリア体験等		
	企画展示	3回	3回	1回
		人権カルチャーステーション等	いっしょに生きる－身体障害者補助犬法成立から20年等	心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ展
	クローズアップ人権コーナー	チェック!あなたとSNS－被害者にも加害者にもならないために－	国際 Day で巡る12カ月等	災害と人権：誰もがつながる社会をめざして等
	出張展示等	17回	27回	32回
「チャレスポ! TOKYO」有明アリーナ等		「2023ほじょ犬の日啓発シンポジウム」衆議院第一議員会館等	「オリンピックパラリンピックデフリンピック」江東区立江東図書館等	
体験・交流型の新たな事業 人権啓発教育プロジェクト「インクルーシブシティ東京プロジェクト」				
特別展示			「セサミストリートの仲間たちと学ぼう!子どもの権利」 令和5年10月21日から令和7年度まで	
参加・体験・交流型の学習プログラム	人権ディフェンダーの育成		2回 32人	3回 34人
セミナールームを活用した事業				
人権問題都民講座	一般向けの講座を実施(注1)	6回 684人(510人)	4回 516人(350人)	4回 536人(395人)
人権啓発指導者養成セミナー	教職員向け(注1)	1回 94人(74人)	1回 93人(74人)	1回 48人
	企業・団体等人権研修担当者向け	1回(注2) (74人)	1回(注2) (58人)	2回(注1) 40人(14人)
人権学習会	団体見学の受入れ	延べ63団体 1,181人	延べ88団体 1,742人	延べ89団体 2,124人

事業名		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
図書資料室の運営				
図書資料の閲覧・貸出	蔵書数	16,514冊	17,446冊	17,981冊
	利用者数	742人	1,283人	1,641人
	貸出冊数	570冊	527冊	1,030冊
視聴覚教材の貸出	保有数	896本	928本	980本
	貸出本数	81本	78本	69本
図書資料室附帯事業	図書資料を活用した講座等を実施	3回(注3) 34人(18人)	2回 69人	2回 36人
人権問題に関する相談				
一般相談	月～金曜日 9:30～17:30	1,449件	1,492件	1,463件
法律相談	毎週火曜日 13:00～16:00	202件	126件	128件
インターネットにおける人権侵害に関するSNS(LINE)相談(注4)	月・木・金曜日 16:00～22:00		13件	107件
インターネットにおける人権侵害に関する法律相談	第4木曜日 13:00～16:00	27件	21件	38件
その他の事業				
インターネットでの情報提供(人権プラザ)	アクセス利用件数	120,260件	147,557件	160,395件

(注1) オンラインとの併用開催あり。カッコ内はオンラインでの参加数で内数

(注2) オンライン開催のみ

(注3) うち1回はオンライン開催。カッコ内はオンラインでの参加数で内数

(注4) 令和5年10月から開始

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	285	294	8	2.9	318	24	8.4
基本財産運用益	0	0	—	0	0	0	0.5
事業収益	12	13	0	5.9	13	△ 0	△ 0.4
受取補助金	114	112	△ 1	△ 1.3	125	13	11.6
受取人権プラザ 事業収益	157	166	9	5.7	178	11	7.1
その他	1	1	0	7.5	1	△ 0	△ 4.6
経常費用	300	335	34	11.6	319	△ 15	△ 4.7
事業費	280	314	34	12.1	299	△ 14	△ 4.8
管理費	19	20	0	4.2	19	△ 0	△ 4.5
当期経常増減額	△ 14	△ 41	△ 26	—	△ 0	40	—
経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
税引前一般正味財産増減額	△ 14	△ 41	△ 26	—	△ 0	40	—
法人税、住民税等	0	0	△ 0	△ 86.4	0	0	532.0
当期一般正味財産増減額	△ 15	△ 41	△ 26	—	△ 0	40	—
経常収益	231	246	15	6.6	261	14	6.0
基本財産運用益	0	—	△ 0	△ 100	—	—	—
事業収益	12	13	0	5.9	13	△ 0	△ 0.4
受取補助金	87	93	5	6.8	98	4	5.0
受取人権プラザ 事業収益	129	138	8	6.4	148	10	7.4
その他	1	1	0	16.6	1	△ 0	△ 4.8
経常費用	240	279	39	16.3	263	△ 16	△ 5.7
事業費	240	279	39	16.3	263	△ 16	△ 5.7
管理費	—	—	—	—	—	—	—
当期経常増減額	△ 9	△ 33	△ 24	—	△ 2	30	—
経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
税引前一般正味財産増減額	△ 9	△ 33	△ 24	—	△ 2	30	—
法人税、住民税等	—	—	—	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	△ 9	△ 33	△ 24	—	△ 2	30	—

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
収益事業等 会計	経常収益	40	35	△ 5	△ 12.9	38	3	8.8
	基本財産運用益	—	—	—	—	—	—	—
	事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	受取補助金	12	6	△ 5	△ 46.0	8	1	21.9
	受取人権プラザ 事業収益	27	28	0	2.4	30	1	5.7
	その他	0	—	△ 0	△ 100	—	—	—
	経常費用	40	35	△ 5	△ 12.9	36	1	3.0
	事業費	40	35	△ 5	△ 12.9	36	1	3.0
	管理費	—	—	—	—	—	—	—
	当期経常増減額	0	0	0	32.5	2	2	—
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
	税引前一般正味財産増減額	0	0	0	32.5	2	2	—
	法人税、住民税等	0	—	△ 0	△ 100	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	△ 0	0	0	—	1	1	—
法人 会計	経常収益	14	12	△ 1	△ 12.3	19	6	55.2
	基本財産運用益	0	0	0	0.0	0	0	0.5
	事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	受取補助金	13	12	△ 1	△ 12.5	18	6	56.2
	受取人権プラザ 事業収益	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	0	0	—	0	0	—
	経常費用	19	20	0	4.2	19	△ 0	△ 4.5
	事業費	—	—	—	—	—	—	—
	管理費	19	20	0	4.2	19	△ 0	△ 4.5
	当期経常増減額	△ 5	△ 7	△ 2	—	△ 0	7	—
	経常外収益	—	—	—	—	—	—	—
	経常外費用	—	—	—	—	—	—	—
	税引前一般正味財産増減額	△ 5	△ 7	△ 2	—	△ 0	7	—
	法人税、住民税等	0	0	—	0	0	—	0
	当期一般正味財産増減額	△ 5	△ 8	△ 2	—	△ 0	7	—

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	108	122	13	12.9	118	△ 4	△ 3.9
現金預金	106	118	12	11.6	114	△ 4	△ 3.5
未収金	0	1	0	122.7	0	△ 0	△ 24.2
その他	1	2	1	58.0	2	△ 0	△ 11.5
固定資産	232	199	△ 32	△ 14.1	193	△ 6	△ 3.2
基本財産	136	136	—	0	136	—	0
特定資産	85	56	△ 29	△ 33.7	49	△ 7	△ 12.3
その他固定資産	10	6	△ 3	△ 36.5	7	0	10.7
資産合計	341	322	△ 18	△ 5.5	311	△ 11	△ 3.4
流動負債	34	60	25	72.1	51	△ 8	△ 14.7
未払金	26	47	20	78.6	37	△ 9	△ 20.9
賞与引当金	3	5	1	39.4	7	1	31.7
短期リース債務	3	2	△ 0	△ 23.6	1	△ 1	△ 50.8
その他	0	4	3	369.9	5	0	14.4
固定負債	5	3	△ 2	△ 47.2	1	△ 1	△ 44.0
長期リース債務	5	3	△ 2	△ 47.2	1	△ 1	△ 44.0
負債合計	40	63	22	55.3	53	△ 10	△ 16.1
指定正味財産	101	101	—	0	101	—	0
一般正味財産	199	158	△ 41	△ 20.7	157	△ 0	△ 0.6
正味財産合計	300	259	△ 41	△ 13.7	258	△ 0	△ 0.4
負債及び正味財産合計	341	322	△ 18	△ 5.5	311	△ 11	△ 3.4

公益財団法人東京税務協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京税務協会	令和7年10月7日から 同月15日まで	令和5年度及び令和6年度の事業
局	主税局	令和7年10月6日及び 17日	

2 団体の概要

設立の目的	地方公共団体における税財政の制度及び実務の研究、税財政関係資料の収集及び提供、税務職員の能力向上のための支援並びに税知識の普及啓発等を行い税務行政の円滑な運営に貢献し、もって地方財政の確立及び住民の豊かで安定した生活の実現に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和27年11月 法人設立 昭和60年度 自動車税関連業務の一部を受託 昭和61年4月 軽油分析検査の業務を受託 昭和62年5月 都の税務職員の研修業務を受託 平成13年9月 一般労働者派遣事業許可を取得 平成24年4月 公益財団法人へ移行 平成25年4月 自動車税関連業務の受託拡大 (自動車税コールセンター業務を受託) 平成28年4月 納税推進業務を受託

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税財政の制度に関する調査研究 ・ 講演会、研修会の実施等 ・ 研究雑誌、図書及び印刷物等の頒布 ・ 納税者に対する税知識の普及啓発 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
所在地	東京都中野区中野四丁目 6 番 15 号
人員	役員 9 名（理事長 1 名（常勤）、理事 6 名（非常勤）、監事 2 名（非常勤）） 職員 179 名

3 都との関係

項目		令和 7 年 3 月 31 日時点の状況
財政援助等	補助金等 負担金	6 百万円（令和 5 年度交付額） 6 百万円（令和 6 年度交付額）
	25%以上の出えん	基本財産 350 百万円のうち、300 百万円（85.6%）
団体区分		東京都政策連携団体
役員・職員	役員	常勤役員 1 名のうち都退職者が 1 名 非常勤役員 8 名のうち都職員が 3 名
	職員	常勤職員 179 名のうち都派遣が 11 名、都退職者が 28 名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	1,166	100	1,206	100	1,229	100
都からの収益	994	85.3	1,035	85.8	1,054	85.8
受取負担金	6	0.5	6	0.5	6	0.5
事業受託収益	988	84.7	1,029	85.3	1,048	85.3
その他の収益	171	14.7	171	14.2	174	14.2

(2) 負担金の交付状況

(単位：百万円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
分担金	定款等	会員団体を対象とした公益目的事業のうち、収益のない事業に要する経費 (1/2)	6	6	6
合計			6	6	6

(3) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都都税総合事務センターにおける業務の委託	609	637	649
都税納税推進業務委託	184	187	190
税務職員研修業務の委託	158	162	165
石油製品の分析業務委託(単価契約)	36	41	43
合計	988	1,029	1,048

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京税務協会（以下「協会」という。）の事業について、主に、公益目的事業が政策目的に沿って効果的に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な事業実績

協会は、東京都及び都内全 62 の区市町村を会員団体とした地方税務に関する専門機関として、会員団体の税務行政を補助・補完する役割を担っており、その公益目的事業及び収益事業について、「第二次中期計画」（令和3年2月。計画期間：令和3年度から令和7年度まで）及び定款に基づく毎年度の事業計画を策定し、これらに沿って運営を行っている。

公益目的事業では、都からの受託事業として、主税局職員研修業務、自動車税関連業務（注1）、都税の納税推進業務（注2）を行っているほか、自主事業として、協会専門講師等による地方税財政制度に関する調査研究、都民講演会などの税知識の普及啓発、会員団体の税務関係職員功労者や優秀研究論文の表彰、「東京税務セミナー」の開催等による税務職員の育成、研究雑誌「東京税務レポート」や実務の手引書等の発行・頒布、会員団体等への研修講師派遣等による職員育成支援といった業務を行っている。また、収益事業として、軽油分析事業（都からも受託）及び税務専門職員の人材派遣事業を行っている。

令和5年度から令和6年度にかけての主な事業実績を見ると、都からの受託事業を確実にしながら、東京税務セミナーの受講者拡大や、Web 講義及び図書の販売拡大に努め、着実にその数を伸ばしている。東京税務セミナーにおいては、対面・オンライン併用方式の研修を実施しているほか、令和元年度まで実施していた北海道会場での研修を令和6年度に再開している。Web 講義においては、分かりやすい講義動画に大幅にリニューアルするとともに、中小の団体でも利用しやすい販売方法に変更するなどの取組を行っている。

（注1）東京都都税総合事務センター及び自動車税事務所の業務の一部として、自動車税の申告書等の受付や照合確認、納税証明書や納付書の発行、自動車税コールセンターにおける相談受付などの業務を受託

（注2）都税の納税者に対する電話での自主納付の呼びかけ、口座振替等に関する問合せ対応や申請受付などの業務を受託

(2) 主な収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益 (A)	1,166	1,206	40	3.4	1,229	22	1.9
経常費用 (B)	1,184	1,222	37	3.2	1,236	14	1.2
(参考) C=A-B	△ 17	△ 15	2	—	△ 7	8	—
評価損益等	—	2	2	—	△ 11	△ 14	—
当期経常増減額	△ 17	△ 13	4	—	△ 19	△ 6	—
当期一般正味財産増減額	△ 18	△ 13	4	—	△ 21	△ 7	—
資産合計	830	880	50	6.1	836	△ 44	△ 5.1
負債合計	121	170	48	40.2	169	△ 1	△ 0.7
正味財産合計	708	710	1	0.2	666	△ 43	△ 6.1

ア 収益及び費用の状況

協会の経常収益は、都からの事業受託収益が約85%を占めている中、協会は、安定的な経営基盤の獲得を目指し、自主事業による収益の拡大などに努めているが、経常収益を経常費用が上回る状態となっている。当期経常増減額に基本財産等の評価損益の調整を行う前の金額である、経常収益と経常費用の差額（上表におけるC）は、新型コロナウイルス感染症の影響による軽油分析事業の受注減少や研修事業の実施規模の縮小などで、令和3年度に大きく悪化したのち、改善傾向にはあるものの、依然として赤字基調の状況が続いている。

また、国債の時価変動により、令和6年度には前年度と比較して一般正味財産増減における基本財産評価損312万円及び投資有価証券評価損855万円を計上している（上表における評価損益等）。

イ 財政状態

国債の時価変動により、令和6年度末の基本財産引当資産が、対前年度で、指定正味財産増減における基本財産評価損等により1,677万円ほか減少している。

また、協会の本部を含む中野駅北口エリアの再開発に伴う本部移転に備え、令和2年度に本部移転積立資産を5,020万円積み立てており、第二次中期計画で積増しの必要性を述べているが、それ以降、令和6年度まで積増しを行っていない状況である。

(3) 事業運営に関する評価

ア 受託事業の採算性

協会は、地方税制の調査研究等を行う専門機関として設立され、その後、主税局の業務の受託を開始し、現在では協会の基幹的な事業となっている。

このうち、自動車税関連業務においては受託開始から40年、受託期間の最も短い納税推進業務においても9年が経過しており、その間、協会はノウハウの蓄積や事業運営の効率化に取り組んできた。コロナ禍の影響により受託規模の縮小を余儀なくされたが、その影響が薄れるにしたがって受託規模が回復し、コロナ禍以前の収入規模に復調している。そうしたなか、ノウハウ継承等の必要から人件費等の固定費が増大し、結果として受託収益を上回る費用が発生している事業も見られるが、協会は、ノウハウ継承に一定の目途が立ったとして、今後、固定費の縮減に努めるとしている。

引き続き、ノウハウを適切に継承しつつ、より効率的な運営体制を実現することで、受託事業の採算性を向上していくことは、重要な経営課題と考えられる。

イ 自主事業の収益性

今後、赤字基調の経営状況から脱却し、安定的な経営基盤を獲得するためには、自主事業の収益を拡大することが不可欠である。

協会の自主事業は、そのほとんどが会員団体をはじめとした地方公共団体の税務関係部署を対象としたものであり、限られた市場の中で収益を拡大するために、全国の団体に対してPR活動を行っている。なかでも、Web講義の販売については、講義動画のリニューアルなどによって、令和6年度の販売団体数は令和5年度と比較して増加しているが、逆に収益は減少している。協会は、リニューアルに掛けた費用を回収し、収益を増大していくため、更なる販売拡大に努めている。

協会は、東京都政策連携団体経営改革ダッシュボードに経営目標の財務数値として「自主事業収入額」を掲げている。協会は、これまでも決算の時期等に事業所ごとに経営状況について職員に共有するなどの取組を行っているところだが、今後は、経常収支率等の収入だけでなくコストを踏まえた指標を経営目標に置くことなどにより、職員一人一人に経営の視点を醸成しながら、自主事業の継続的な収益性向上に取り組むことも重要である。

ウ 資産の運用

金利の上昇によって、令和6年度において、対前年度で、前述した312万円と1,677万円の合計で1,989万円の基本財産評価損、及び、855万円の投資有価証券評価損が発生している。協会は、令和6年度末時点で基本財産の大部分及び投資有価証券の一部、合計3億7,000万円以上を20年または30年の超長期国債で保有しているが、今後の金利動向によっては、更に評価損が発生する可能性もあることから、将来の資産の運用方法について検討を進める必要がある。

協会は、地方自治の根幹である税務行政への持続的な貢献を果たしていくためにも、受託事業の採算性確保や、自主事業の収益性向上、資産の運用等の課題解決に取り組み、安定的な経営基盤の構築を図っていくことが求められる。

参考資料

1 運営状況

(1) 主な事業実績

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税務職員の育成（講演会、研修会の実施等）事業			
「東京税務セミナー」の開催	18 コース 786 名	18 コース 754 名	21 コース 779 名
東京都主税局の研修業務の実施	272 回 11,910 名	321 回 12,999 名	224 研修 11,069 名
全国自治体税務職員向け Web 講義の販売	134 団体	224 団体	256 団体
会員団体等への税務職員育成等の支援			
東京都特別区「ブロック別税務講習会」への講師派遣	8 講座	8 講座	11 講座
西多摩地区市町村税務職員講習会への講師派遣等	1 講座	2 講座	2 講座
東京都市町村職員研修所主催研修への講師派遣	10 講座	6 講座	4 講座
区市町村税務職場管理者研修の実施	1 講座 14 名	1 講座 25 名	1 講座 20 名
その他研修講師の派遣等	175 講座	195 講座	182 講座
東京都主税局研修等への参加機会の提供（他局・会員団体向け）			
東京都主税局研修	28 講座 340 名	29 講座 262 名	30 講座 300 名
税財政講演会	1 講演 20 名	1 講演 18 名	1 講演 17 名
実務上の税務相談	293 件	331 件	357 件
研究雑誌、図書等の頒布事業			
図書の出版・販売	9,134 部	9,108 部	9,697 部
税知識の普及啓発事業			
都民講演会の開催	1 講演 149 名	1 講演 276 名	1 講演 311 名
納税 PR 用パンフレット等の作成	25,610 部	25,810 部	19,500 部
軽油分析事業			
分光蛍光光度計によるクマリンの分析	1,830 本	1,890 本	2,074 本
ガスクロマトグラフによる石油製品の分析	3,205 本	3,192 本	3,275 本
硫黄分析装置による石油製品の分析	3,234 本	3,179 本	3,273 本

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合計	経常収益	1,166	1,206	40	3.4	1,229	22	1.9
	基本財産運用益	5	5	0	2.2	6	0	10.1
	事業収益	1,147	1,186	39	3.4	1,207	21	1.8
	受取会費	12	12	—	0	12	0	7.1
	雑収益	2	2	0	22.9	2	0	1.1
	経常費用	1,184	1,222	37	3.2	1,236	14	1.2
	事業費	1,172	1,210	38	3.2	1,225	14	1.2
	管理費	11	11	△ 0	△ 3.7	10	△ 0	△ 4.3
	評価損益等	—	2	2	—	△ 11	△ 14	—
	当期経常増減額	△ 17	△ 13	4	—	△ 19	△ 6	—
	法人税、住民税等	0	0	0	11.6	2	1	464.2
当期一般正味財産増減額	△ 18	△ 13	4	—	△ 21	△ 7	—	
公益目的事業会計	経常収益	1,020	1,058	38	3.8	1,081	22	2.1
	事業収益	1,007	1,046	38	3.8	1,067	21	2.1
	受取会費	12	12	—	0	12	0	7.1
	雑収益	0	0	0	9.7	0	0	14.2
	経常費用	1,045	1,084	39	3.8	1,100	15	1.5
	事業費	1,045	1,084	39	3.8	1,100	15	1.5
	当期経常増減額	△ 25	△ 25	△ 0	—	△ 18	6	—
	他会計振替額	10	12	2	19.8	6	△ 6	△ 47.8
当期一般正味財産増減額	△ 14	△ 12	1	—	△ 12	0	—	
収益事業等会計	経常収益	139	140	0	0.6	140	△ 0	△ 0.4
	事業収益	139	140	0	0.6	140	△ 0	△ 0.4
	経常費用	127	126	△ 1	△ 0.9	125	△ 0	△ 0.7
	事業費	127	126	△ 1	△ 0.9	125	△ 0	△ 0.7
	当期経常増減額	12	14	2	16.9	14	0	2.4
	他会計振替額	△ 10	△ 12	△ 2	—	△ 6	6	—
	法人税、住民税等	0	0	0	11.6	2	1	464.2
当期一般正味財産増減額	0	0	△ 0	△ 15.2	5	4	592.1	

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
法人 会計	經常収益	6	7	0	7.9	7	0	6.6
	基本財産運用益	5	5	0	2.2	6	0	10.1
	雑収益	1	1	0	28.3	1	△ 0	△ 3.5
	經常費用	11	11	△ 0	△ 3.7	10	△ 0	△ 4.3
	管理費	11	11	△ 0	△ 3.7	10	△ 0	△ 4.3
	評価損益等	—	2	2	—	△ 11	△ 14	—
	当期經常増減額	△ 5	△ 1	3	—	△ 14	△ 13	—
	当期一般正味財産増減額	△ 5	△ 1	3	—	△ 14	△ 13	—

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	268	232	△ 35	△ 13.1	222	△ 10	△ 4.5
現金預金	166	127	△ 38	△ 23.4	112	△ 14	△ 11.5
未収金	91	95	4	4.9	97	1	1.8
その他	10	10	△ 0	△ 7.2	12	2	24.3
固定資産	562	647	85	15.2	613	△ 34	△ 5.3
基本財産	350	370	19	5.6	345	△ 25	△ 6.8
特定資産	123	133	10	8.4	141	7	5.8
その他固定資産	88	143	55	63.0	126	△ 16	△ 11.7
資産合計	830	880	50	6.1	836	△ 44	△ 5.1
流動負債	106	126	20	19.1	122	△ 4	△ 3.9
未払金	76	86	9	12.3	83	△ 2	△ 2.9
リース債務	9	14	5	52.5	13	△ 1	△ 12.2
その他	19	25	5	29.0	25	△ 0	△ 2.1
固定負債	15	43	28	189.2	47	3	8.7
リース債務	15	33	18	125.7	28	△ 5	△ 17.5
退職給付引当金	—	9	9	—	19	9	101.8
負債合計	121	170	48	40.2	169	△ 1	△ 0.7
指定正味財産	300	315	14	5.0	293	△ 21	△ 7.0
一般正味財産	408	394	△ 13	△ 3.3	373	△ 21	△ 5.4
正味財産合計	708	710	1	0.2	666	△ 43	△ 6.1
負債及び正味財産合計	830	880	50	6.1	836	△ 44	△ 5.1

東京トラフィック開発株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京トラフィック開発株式会社	令和7年10月15日、17日及び20日	令和5年度及び令和6年度の事業
局	交通局	令和7年10月14日及び21日	

2 団体の概要

設立の目的	交通局と株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）とが墨田区江東橋四丁目に隣接して所有する土地を有効活用し、地域の活性化に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和62年11月 東京トラフィック開発株式会社設立 平成2年11月 東京トラフィック錦糸町ビルしゅん工 平成2年12月 東京トラフィック錦糸町ビル営業開始 平成11年5月 交通局から中古乗合自動車等の売却業務を受託 平成12年3月 田町交通ビル営業開始 平成12年12月 代々木クリスタルビル、本郷三丁目THビル営業開始 平成29年12月 目黒セントラルスクエア営業開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の所有、管理及び賃貸 不動産の維持・補修・清掃・警備及び賃貸の受託 古物の売買業 交通局事業に付帯する一切の業務
所在地	東京都墨田区江東橋四丁目26番5号

人員	役員 7 名（代表取締役社長 1 名、専務取締役 1 名、代表取締役常務 1 名、取締役（非常勤） 3 名、監査役（非常勤） 1 名） 社員 8 名
----	---

3 都との関係

項目		令和 7 年 3 月 31 日時点の状況
財政援助等	25%以上の出資	資本金 441 百万円のうち、264 百万円（60.0%）
団体区分		東京都事業協力団体
役員・職員	役員	常勤役員 3 名のうち都退職者が 2 名 非常勤役員 4 名のうち都派遣が 2 名
	職員	常勤社員 8 名のうち都派遣が 1 名、都退職者が 1 名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	3,090	100	3,272	100	3,191	100
都からの収益	140	4.5	273	8.4	215	6.7
管理運営受託収益等	140	4.5	273	8.4	215	6.7
その他の収益	2,950	95.5	2,999	91.6	2,975	93.3

(2) 主な委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京トラフィック錦糸町ビル建物管理委託	12	25	34
代々木クリスタルビル建物維持管理業務委託	88	187	143
代々木クリスタルビル駐車場管理業務委託	1	1	1
代々木クリスタルビル専有部（電気総合管理所）管理業務委託	—	7	—
田町交通ビル建物維持管理委託	17	17	15
田町交通ビル駐車場管理委託	0	1	6
田町交通ビル専有部分管理業務委託	3	3	4
本郷三丁目 TH ビル建物維持管理業務委託	7	23	4
アルテール新御徒町共用部維持管理業務委託		1	—
再利用可能な乗合・貸切自動車の売却媒介業務委託	7	4	4

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

東京トラフィック開発株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、契約・財産管理に係る会社の事務処理は適切に行われているか、局及び会社所有建物の管理や維持修繕は適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘及び意見・要望事項が認められた。

(1) 主な事業実績

会社は、地下鉄出入口が設置された土地・建物等、局が所有する不動産の有効活用を図るため、局等から東雲事業用地など土地14か所及び目黒セントラルスクエアなど商業系建物6棟を賃借し、うち10か所の土地には会社所有の建物（商業系及び住宅系建物）を建築し、これらの物件について、不動産賃貸事業を実施している。

また、会社は、東京トラフィック錦糸町ビル本館など4か所の建物管理業務及び3か所の駐車場管理業務等を局から受託している。

さらに、局は廃車予定のうち、再利用可能な中古バスの有効活用を図るため、地方公営バス事業者等に対してバスの売却を行っており、会社は、この売却に係る媒介業務を入札により受託している。

(2) 主な経営成績及び財政状態

（単位：百万円、％）

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	3,089	3,272	183	5.9	3,190	△ 82	△ 2.5
売上原価	2,552	2,566	14	0.6	2,583	16	0.7
経常損益	215	216	1	0.5	196	△ 20	△ 9.3
当期純損益	147	149	2	1.6	135	△ 14	△ 9.4
資産合計	8,018	8,097	79	1.0	8,151	53	0.7
負債合計	3,512	3,442	△ 70	△ 2.0	3,360	△ 81	△ 2.4
純資産合計	4,505	4,655	149	3.3	4,790	135	2.9

ア 経営成績

売上高は、令和4年度から令和5年度において183百万円増加しており、これは、代々木クリスタルビル等の建物管理業務の受託において、経年劣化に伴う修繕工事費が増加したことにより、局から受け取る管理受託収入等が増加したことによるものである。一方、令和5年度から令和6年度においては82百万円減少しており、これは、前年度比で修繕工事費が減少したことにより管理受託収入等が減少したことによるものである。

また、売上原価は、令和4年度から令和5年度において14百万円増加しており、これは目黒セントラルスクエア等のテナントの入替えにより、局へ支払う賃借料が増加したものである。令和5年度から令和6年度においても16百万円増加しており、これは東京トラフィック錦糸町ビル本館で建物管理会社へ支払う管理委託料等が増加したことによるものである。

経常損益及び当期純損益については、売上高の増減に伴い、令和4年度から令和5年度においては、利益が増加しているが、令和5年度から令和6年度においては、利益が減少となっている。

イ 財政状態

資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは、主に、繰越利益剰余金等の増加により現金及び預金が増加したことによるものである。

一方、負債合計は令和4年度から継続して減少している。これは、主に、テナントの退去等により預り保証金が減少したことによるものである。

純資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上したことにより、利益剰余金が増加したことによるものである。

(3) 経営に関する評価

会社は、局の土地・建物などの有効活用を図るために、局から土地・建物を借り受け、会社は土地に建物を建築するなどし、事務所や住宅を賃貸する不動産賃貸業を営んでいる。近年では、品川自動車営業所目黒分駐所跡地に係る再開発事業の施行により、局が一部を所有する目黒セントラルスクエアについても局から新たに借り受け、局の資産利活用事業の一端を担っている。

会社は、良質なテナントの確保や日々の管理業務においてテナントのニーズに適切に対応すること等により長期の契約継続に努めており、商業系建物の入居率は、令和4年度及び令和5年度に99.0%、令和6年度に95.9%、住宅系建物の入居率は、令和4年度に95.1%、令和5年度及び令和6年度に95.9%と、いずれも95%以上の水準を維持している。また、リーシング会社に周辺の賃料相場の調査やテナント誘致等を委託し、そのノウハウ等を活用した賃料交渉等により、収益力の強化に努めている。

一方、建物の多くは、しゅん工から20年以上経過しており、経年劣化が進行している。会社は、このような状況に対応するため、再委託先の建物管理会社等を通じて中長期修繕計画を作成

し、局の承認のもと計画的な修繕工事を実施していくことにより、建物の機能維持及び資産価値の保全に努めている。また、会社が建築した住宅系建物についても、入居者が退去したタイミングで順次最新設備へのフルリノベーション工事を実施し、建物の高付加価値化を図っている。

会社は、局所有資産の利活用を担う会社として、局の効率的な事業運営や地域の活性化に寄与するため、資産を適切に管理し、有効活用していくことが求められている。そのためには、物件の適切な維持管理のほか、不動産市場の環境変化を踏まえた高付加価値化により収益性を高めていくためにも、不動産に関する専門人材を確保し、中長期的な視点に立って戦略的に事業運営を行うことが重要である。

2 指摘事項

(1)局

ア 建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの

局は、利活用目的で会社に貸し付けている表1の代々木クリスタルビルの建物維持管理について、会社と特命随意契約により業務委託契約を締結している。

契約内容は、局が建物所有者として行うべき共有部に係る清掃業務や設備管理業務及び中長期修繕計画に関する業務等であり、局は、業務内容に係る費用及び管理報酬を会社に支払っている。

そして、契約条項第13条において、「契約期間満了6か月前までに、文書による別段の意思表示がない場合は、更に1年間契約更新するものとし、以後この例によるものとする。」という、いわゆる自動更新条項が設定されており、平成22年3月31日付けの契約が更新され続けている状況であった。

しかしながら、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束することはできない。本契約は、中長期修繕計画に関する業務を含んでおり、建物の経年劣化対策の内容により、毎年度の業務内容・業務量が大きく増減する中、法第214条に規定された将来の支出に対して債務を負担するための手続である債務負担行為は設定されておらず、法234条の3で規定されている長期継続契約についても、東京都交通局における長期継続契約に係る事務取扱（令和2年3月31日付31交資第3206号）の対象要件に適合していない。

また、契約の自動更新を続ける中、局は、契約時の起案文書を紛失しており、特命理由について確認ができない。

局は、適正な文書管理はもとより、業務委託内容及び特命理由を十分に精査した上で、適正に契約手続を行う必要がある。

局は、建物維持管理委託契約に係る契約手続を適正に行われたい。

(交通局)

【表1 代々木クリスタルビルの概要】

(単位：㎡)

所在	面積	階数及び用途	営業開始
渋谷区代々木一丁目 35番4号	地上6,034.22 地下1,505.77	地下3階・地上8階・塔屋1階 建、店舗・診療所・事務所・駐 車場	平成12年12月1日

3 意見・要望事項

(1)局

ア 利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について

前項で記載した代々木クリスタルビルの建物維持管理の業務に係る費用は、表2のとおりであり、近年は大規模修繕工事の実施により委託費用が増加傾向にある。中長期修繕計画に関する業務として令和5年度及び令和6年度に実施した主な大規模修繕工事等は、表3のとおりである。

そこで、会社において各工事の契約手続を確認したところ、会社は、建物しゅん工以来維持管理を委託している建物管理会社Aに再委託している状況であった。また、Aは工事内容に応じて再々委託先を選定して履行させている。

局と会社の契約及び会社とAの契約には、競争性がなく、契約金額の妥当性を確認するためには、Aによる再々委託先の見積比較の状況を見ることになる。

しかしながら、局は見積比較の確認を行っておらず、会社に対しても見積比較の必要性等を求めている。また、会社は契約に係る事務手続について規程を設けておらず、慣例により、原則1,000万円以上の案件に限り、Aにあらかじめ下請業者3者を見積比較をさせているだけである。

ところで、発注時の社内協議書を見ると、下請業者からの見積書は添付されていないため、Aが適切に見積比較を行っているのか確認できない状況となっていた。

局は、公金の支出を伴う契約に当たり、会社が局へ請求する費用について、適切に見積比較が行われたものであるか、費用の妥当性を十分に確認した上で支払う必要がある。

局は、利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認方法について検討することが望まれる。

(交通局)

【表2 代々木クリスタルビル建物維持管理業務管理費用の実績額（税抜）】

(単位：円)

管理費用項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理委託費（清掃業務、設備管理業務、警備業務等に係るもの）	46,490,000	47,500,000	47,660,000
業務委託費（大規模修繕工事等に係るもの）	19,281,840	111,903,950	72,138,270
管理報酬	5,261,746	12,752,314	9,583,859

【表 3 業務委託費に含まれる主な大規模修繕工事等（税抜）】

(単位：円)

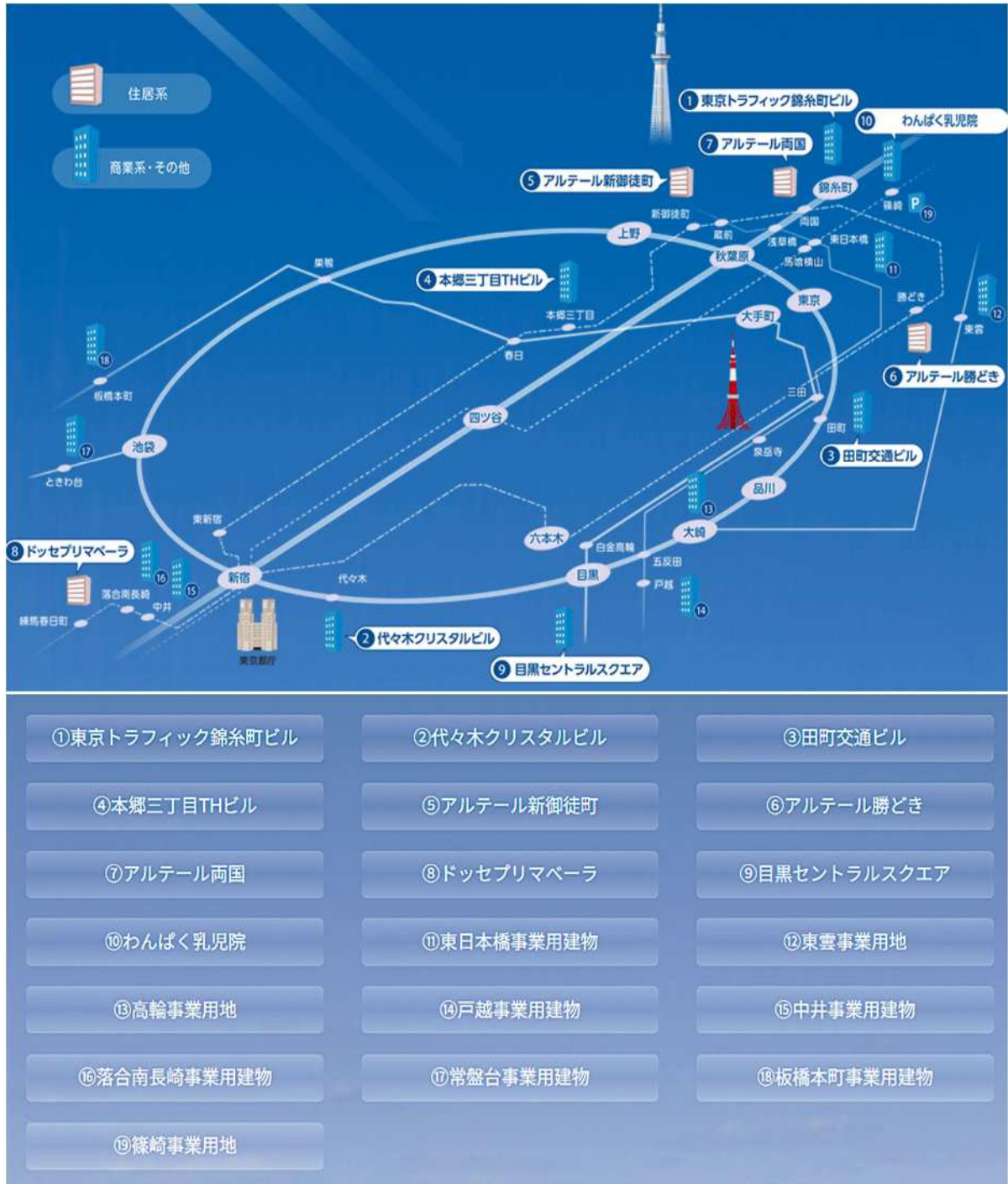
令和 5 年度	金額	令和 6 年度	金額
エレベーターリニューアル工事	47,000,000	消防用水用ポンプ更新	21,000,000
RS 盤リモートユニット更新	15,000,000	スプリンクラーポンプ更新	14,800,000
自火報設備及び非常用電話更新工事	14,900,000	屋内消火栓ポンプ更新	11,500,000
非常用放送設備更新工事	7,500,000	誘導灯及び非常灯交換	8,000,000
空調機自動制御機器補修・修繕	3,460,000	消防用補助高架水槽更新	4,580,000
空調機周り電動 2 方弁交換	3,100,000	ゴンドラ整備	3,700,000
非常用照明 LED 化	3,000,000	階段塗装工事	2,300,000

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア 会社が賃貸・管理を行う物件



出典：会社ホームページ

イ 建物賃貸事業

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
賃貸対象面積 (㎡)		39,262.58	39,262.58	38,828.42	16か所の建物を賃貸 ・会社所有10か所 (注2) ・局所有6か所
入居率 (%) (注1)	商業系 建物	99.0	99.0	95.9	
	住宅系 建物	95.1	95.9	95.9	
賃貸収入 (百万円)		2,388	2,414	2,408	

(注1)商業系建物は面積による割合を算出し、住宅系建物は貸付部屋数による割合を算出している。

(注2)交通局との区分所有を含む。

ウ 土地賃貸事業

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
賃貸対象面積 (㎡)		16,055.62	16,055.62	16,055.62	4か所の土地(局 所有)を賃貸
利用率 (%)		100	100	100	
賃貸収入 (百万円)		284	284	284	

エ 中古乗合自動車等の売却事業

(単位:台、百万円)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
売却数	地方公営バス事業者	20	26	13
	優先民間バス事業者(注)	30	10	14
	一般民間バス事業者	8	4	10
	合計	58	40	37
委託手数料収入		7	4	4

(注)公益社団法人日本バス協会会員の一般乗合旅客自動車運送事業者の中で、地域生活の利便性の向上を図るために行政と連携してバス運行サービスを提供している事業者

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	3,089	3,272	183	5.9	3,190	△ 82	△ 2.5
売上原価	2,552	2,566	14	0.6	2,583	16	0.7
売上総利益	536	705	169	31.5	606	△ 99	△ 14.0
販売費及び一般管理費	322	489	167	51.9	411	△ 78	△ 16.0
営業利益	214	216	1	0.8	195	△ 20	△ 9.6
営業外収益	0	0	△ 0	△ 77.9	0	0	302.6
営業外費用	0	—	△ 0	△ 100	—	—	—
経常損益	215	216	1	0.5	196	△ 20	△ 9.3
特別損失	—	0	0	—	0	△ 0	△ 66.7
税引前当期純利益	215	216	1	0.5	196	△ 20	△ 9.3
法人税、住民税等	67	66	△ 1	△ 2.0	60	△ 5	△ 9.0
当期純損益	147	149	2	1.6	135	△ 14	△ 9.4

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
総資本事業利益率 (%)	2.7	2.7	2.4	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	6.9	6.6	6.1	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.4	0.4	0.4	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	93.0	93.4	93.8	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	2,115	2,186	70	3.3	2,259	73	3.4
現金預金	2,040	2,080	39	1.9	2,139	58	2.8
その他	75	105	30	40.8	120	14	14.0
固定資産	5,902	5,911	8	0.1	5,891	△ 19	△ 0.3
有形固定資産	2,056	2,065	8	0.4	2,062	△ 2	△ 0.1
無形固定資産	3,805	3,805	—	0	3,805	—	0
投資その他資産	41	41	△ 0	△ 0.6	23	△ 17	△ 41.7
資産合計	8,018	8,097	79	1.0	8,151	53	0.7
流動負債	533	549	15	3.0	530	△ 18	△ 3.4
未払金	23	24	1	5.3	6	△ 17	△ 72.2
未払法人税等	39	38	△ 0	△ 0.6	33	△ 5	△ 14.2
預り金	173	192	18	10.7	199	7	3.7
前受収益	282	278	△ 3	△ 1.1	275	△ 3	△ 1.1
その他	15	14	△ 0	△ 4.5	15	0	1.7
固定負債	2,979	2,892	△ 86	△ 2.9	2,829	△ 63	△ 2.2
預り保証金	2,979	2,892	△ 86	△ 2.9	2,829	△ 63	△ 2.2
負債合計	3,512	3,442	△ 70	△ 2.0	3,360	△ 81	△ 2.4
株主資本	4,505	4,655	149	3.3	4,790	135	2.9
資本金	441	441	—	0	441	—	0
利益剰余金	4,064	4,214	149	3.7	4,349	135	3.2
純資産合計	4,505	4,655	149	3.3	4,790	135	2.9
負債及び純資産合計	8,018	8,097	79	1.0	8,151	53	0.7

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
流動比率	396.6	398.0	426.0	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	56.2	57.5	58.8	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	78.9	78.3	77.3	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注)長期資本=資本+剰余金+固定負債

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が財産の出えんを行っている団体について、当該団体の事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	令和7年10月20日及び21日	令和5年度及び令和6年度の事業
局	保健医療局	令和7年10月17日及び22日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都における生活衛生関係営業(注1)(以下「生衛業」という。)の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和55年4月 財団法人東京都生活衛生営業指導センター設立(注2) 平成25年4月 公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人へ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 生衛業に関する衛生施設の維持及び改善向上についての相談及び指導 生衛業に関する経営の健全化についての相談及び指導
所在地	東京都渋谷区広尾五丁目7番地1号
人員	役員23名(理事長1名、副理事長3名、専務理事1名、理事16名、監事2名)非常勤役員22名、常勤役員1名 職員4名

(注1)生衛法が適用される飲食店営業、理容業、美容業など18業種の営業をいう。

(注2)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)第57条の3に基づき、知事の指定を受けて設立された公益財団法人であり、各都道府県に1か所設置されている。

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	7,341万円（令和5年度交付額） 7,368万円（令和6年度交付額）
	25%以上の出えん	資本金5,000万円のうち、1,700万円（34.0%）
団体区分		東京都事業協力団体
役員・職員	役員	常勤役員1名のうち都退職者が1名 非常勤役員22名のうち都退職者が1名
	職員	常勤職員4名のうち都退職者が1名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	91	100	90	100	92	100
都からの収益	75	83.4	75	83.5	75	82.5
受取補助金	73	80.9	73	81.0	73	80.1
受託事業	2	2.5	2	2.5	2	2.4
その他の収益	14	16.6	15	16.5	16	17.5

(2) 補助金の交付状況

(単位：百万円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター営業対策事業費補助金	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター営業対策事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導等に必要事業に要する経費 (10/10) (国庫補助 1/2) (都 1/2)	49	49	49
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター生活衛生関係営業振興事業費補助金	公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター生活衛生関係営業振興事業費補助金交付要綱	生活衛生関係営業連携事業及び生活衛生関係営業経営改善推進事業に要する経費 (10/10) (都単独補助)	24	24	24
合計			73	73	73

(3) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設改善資金の融資推薦事務	2	2	2

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）の事業について、主に、事業が出えんの目的に沿って適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な事業実績

生衛業とは、生衛法が適用される飲食店営業、理容業、美容業など18業種の営業をいい、都内生衛業者数は23万1,018施設（令和6年度末現在）となっている。

生衛業者の衛生水準の維持向上には、生衛業者の経営の安定が不可欠であることから、センターは、経営の安定につながる融資や経営に関する相談、後継者の育成につながるインターンシップ、情報化支援などの各事業を実施している。

国庫補助事業では、相談室運営事業等を実施している。当該事業では、融資や経営に関する相談を行い、内容に応じて法律相談などの他事業への橋渡しを行うことで、各事業の入口として重要な役割を担っている。具体的には、生衛業者が開業や改装を行うに当たり、保健所の許可に関する基準を満たす設備等の導入が求められるが、その際、資本力の弱い小規模な事業者は、融資を受ける必要がある。融資が可能となる事業計画になっているかなどについて相談を受け、後述する融資制度に基づく推薦書の発行につなげている。

後継者育成支援事業では、生衛業の未来を担う人材確保のために、若年層の生衛業への理解と関心を深め、就業意識を高める取組として、各生活衛生同業組合（以下「組合」という。）と連携し、中学生や専門学校生等を対象としたインターンシップなどを実施している。

都単独補助事業では、情報化支援事業等として、ITに関する知識の習得や業務の効率化を目的としたパソコン講習会を開催している。当該講習会は、エクセルなどの基本操作から、チラシ作成に活用できるイラストレーター等の操作まで、習熟度に応じた内容となっている。また、パソコン出張サポートでは、パソコン操作に関する相談や指導及びパソコン関連機器のトラブル解決のため、専門家による無料出張サポートを実施している。

受託事業のうち、都からの推薦書発行事業では、生衛業者が設備資金に係る株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の融資制度を利用するに当たり必要となる推薦の審査を行い、推薦書を発行している。審査に当たっては、導入予定の設備等が保健所の許可を得るための基準を満たしているかなどについて、保健所等での職務経験を有する職員が確認している。

また、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）からは、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第10条の2に基づき、クリーニング業務に従事するために必要な研修などを受託している。当該研修の実施に当たっては、クリーニング組合や保健所等と連携し、研修の周知をすることで、受講率の向上を図っている。

(2) 主な収益及び費用の状況並びに財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		増減額	増減率	増減額	増減率
経常収益	91	90	0 △ 0.5	92	1 1.6
経常費用	90	90	0 △ 0.5	91	1 1.6
当期経常増減額	0	0	0 185.1	0	0 26.0
当期一般正味財産増減額	0	0	0 185.1	0	0 26.0
資産合計	68	72	4 6.3	71	△ 1 △ 1.6
負債合計	4	8	4 95.6	7	△ 1 △ 14.4
正味財産合計	64	64	0 0.1	64	0 0.1

ア 収益及び費用の状況

令和4年度から令和5年度にかけて、経常収益及び経常費用はともに減少している。これは主に、人件費分を含め収益となる補助金とともに、費用となる給料手当が減少したことによるものである。具体的には、経営指導員2名の退職に伴う採用により、在職期間に応じて支給される期末・勤勉手当が減額になったためである。

令和6年度においては、給与水準の向上に伴い、人件費が増加しており、経常収益及び経常費用はともに令和4年度を上回る水準となっている。

この結果、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額において、収支は均衡している。

イ 財政状態

資産及び負債は、令和4年度から令和5年度にかけて増加し、令和5年度から令和6年度にかけて減少している。これは主に、補助事業の契約案件に関して、翌年度に繰り越して支出される金額の多寡によるものである。

未支出分は未払金として計上され、支出が行われるまでの間、現金預金として資産に残る形となるため、資産及び負債に影響を及ぼしたものである。

正味財産は、収支の均衡に伴いプラスとなっていることから、わずかに増加している。

(3) 事業運営に関する評価

生衛業は資本力も弱い小規模な事業者が多いことから、光熱費や原材料費の高騰に加え、賃金の上昇によって利益率は悪化の一途となり、さらにこうした状況が後継者の確保難につながるなど、厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中で、センターは、理事長や副理事長等、経営指導員、所管する都の職員で構成される事務事業改善検討会を設置し、各事業の実施状況や課題の整理を行うことで、今後の事業展開に向けた改善を図っている。インターンシップ等の後継者育成支援事業においては、従来はホームページ等での広報にとどまっていたところ、参加者の通う学校へ案内を配布するよう見直し、参加者数の増加が見られるなどの改善につながった。

運営においては、補助金収入のほか、各組合からの会費や広報誌への広告掲載料等による自主財源の確保に努めることで、収支の均衡を図っている。

センターの事業は、全ての生衛業者が対象となっているが、組合に加入していない事業者も多く、センターの事業に関する情報が、組合経由では届きにくいという課題がある。非組合員に対する事業情報の周知を進めるため、広報誌を保健所や公庫に配布するなど直接事業者が情報を得られるように改善することで、事業の利用促進を図っている。

センターは、引き続き生衛業者を取り巻く環境に留意し、ニーズに応じた事業を効果的に実施できるよう課題の整理や事業内容の検討を行うほか、積極的な広報活動に努めるなど生衛業者への支援に取り組むことが求められる。

参考資料

1 運営状況

(1) 主な事業実績

ア 相談指導事業（国庫補助対象事業）

（単位：件）

事業名		実績		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談室運営事業		1,917	1,797	2,080
相談指導顧問設置事業		39	26	33
経営指導員事業		157	184	266
生活衛生関係営業 経営改善資金融資 等指導事業	生活衛生関係営業経営 改善資金融資等指導	46	43	27
	巡回相談指導	644	612	582

イ 後継者育成支援事業（国庫補助対象事業）

（単位：人）

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インターンシップ事業 （各受入店舗等における参加者数）	11,535	9,884	11,122

ウ 情報化支援事業（東京都単独補助事業）

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パソコン講習会（人）	83	169	122
パソコン出張サポート（回）	213	242	235

エ 推薦書発行事業（東京都受託事業）

（単位：件）

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設改善資金の融資推薦事務	706	667	909

オ クリーニング師研修等事業（全国指導センター受託事業）

（単位：人）

事業名	実績		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クリーニング師研修	343	177	396
業務従事者講習	695	999	1,095

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合計	経常収益	91	90	△ 0	△ 0.5	92	1	1.6
	受取会費	6	5	△ 0	△ 1.7	5	-	-
	受取補助金	73	73	△ 0	△ 0.3	73	0	0.4
	受託事業収益	9	9	△ 0	△ 0.9	10	1	11.8
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	△ 0	△ 0.0
	経常費用	90	90	△ 0	△ 0.5	91	1	1.6
	事業費	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
	管理費	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
	当期経常増減額	0	0	0	185.1	0	0	26.0
	当期一般正味財産増減額	0	0	0	185.1	0	0	26.0
公益 目的 事業 会計	経常収益	87	87	△ 0	△ 0.4	89	1	1.6
	受取会費	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
	受取補助金	73	73	△ 0	△ 0.3	73	0	0.4
	受託事業収益	9	9	△ 0	△ 0.9	10	1	11.8
	その他	1	1	△ 0	△ 0.5	1	△ 0	△ 0.0
	経常費用	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
	事業費	88	88	△ 0	△ 0.5	89	1	1.6
	当期経常増減額	△ 0	△ 0	0	-	△ 0	0	-
当期一般正味財産増減額	△ 0	△ 0	0	-	△ 0	0	-	
法 人 会 計	経常収益	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
	受取会費	3	2	△ 0	△ 1.7	2	-	-
	経常費用	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
	管理費	2	2	△ 0	△ 0.5	2	0	1.5
	当期経常増減額	0	0	△ 0	△ 6.2	0	△ 0	△ 6.3
	当期一般正味財産増減額	0	0	△ 0	△ 6.2	0	△ 0	△ 6.3

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	17	22	4	27.5	20	△ 1	△ 7.1
現金預金	17	21	4	27.8	20	△ 1	△ 7.5
未収金	0	0	-	-	0	0	53.1
固定資産	51	50	△ 0	△ 0.9	51	0	0.7
基本財産	50	50	-	-	50	-	-
特定資産	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
資産合計	68	72	4	6.3	71	△ 1	△ 1.6
流動負債	3	8	4	134.7	6	△ 1	△ 19.8
未払金	3	7	4	139.7	6	△ 1	△ 17.0
預り金	0	0	0	84.5	0	△ 0	△ 56.1
固定負債	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
退職給付引当金	0	0	△ 0	△ 49.7	0	0	79.2
負債合計	4	8	4	95.6	7	△ 1	△ 14.4
一般正味財産	64	64	0	0.1	64	0	0.1
正味財産合計	64	64	0	0.1	64	0	0.1
負債及び正味財産合計	68	72	4	6.3	71	△ 1	△ 1.6

水道マッピングシステム株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	水道マッピングシステム株式会社	令和7年9月11日 日から同月17日 まで	令和5年度及び令和6年度の事業
局	水道局	令和7年9月10日 日及び18日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都水道局のマッピングシステムを構築、管理・運用し、また、この技術・ノウハウを全国の水道事業体に提供するとともに、応用ソフトウェア等の開発をすることで水道事業の円滑な運営、発展に貢献することを目的として設立
主な沿革	平成2年3月 水道マッピングシステム株式会社設立 平成3年9月 特別区において水道マッピングシステムの稼働開始 平成7年4月 多摩地区のうち25市町をシステムの対象に追加 (以降、市町村合併や対象の追加等により、対象となる市町数が変動) 平成16年5月 本社を大田区から新宿区に移転 平成22年4月 奥多摩町をシステムの対象に追加 (現在、多摩地区26市町がシステムの対象)
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道マッピング・ファイリング・設計積算システムにかかわるソフトウェアの開発及び管理 ・ マッピング・ファイリングシステムのデータベースの構築及び更新業務 ・ 上下水道管路管理のコンピュータ化に関するコンサルティング

	<ul style="list-style-type: none"> 管工事事務電子申請システムの構築及び管理 浄水施設・設備管理システムの構築及び管理 コンピュータ及び関連機器の販売、賃貸借ならびに管理 測量業務 前記に関連または付帯する一切の業務
所在地	東京都新宿区内藤町 87 番地
人員	役員 7 名（代表取締役社長 1 名、代表取締役副社長 1 名、取締役 3 名、監査役 2 名。代表取締役副社長のみ常勤） 従業員 45 名

3 都との関係

項目		令和 7 年 3 月 31 日時点の状況
財政援助等	25%以上の出資 (注)	資本金 20 百万円のうち、都の出資と東京水道株式会社の出資を合わせ 10.2 百万円 (51%)
団体区分		東京都事業協力団体
役員・職員	役員	常勤役員 (1 名) のうち都退職者が 1 名 非常勤役員 (6 名) のうち都派遣が 3 名
	職員	常勤社員 (42 名) のうち都退職者が 17 名 非常勤社員 (3 名) のうち都退職者が 2 名

(注) 都及び都が 50%以上出資している団体の出資を合わせて 25%以上となる団体

(1) 経常収益に占める都からの収益

(単位：百万円、%)

科目	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	1,224	100	1,285	100	1,397	100
都からの収益	874	71.4	903	70.3	935	66.9
受託収益	874	71.4	903	70.3	935	66.9
その他の収益	350	28.6	382	29.7	461	33.1

(2) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	契約件名	委託料		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
入出力処理 事業	水道マッピングシステムデータベース更新業 務委託	627	667	729
システム開発 事業	水道マッピングシステムソフトウェア機能向 上業務委託	6	13	23
	水道マッピングシステム電子申請機能向上業 務委託（電子申請機能の運用に係る改善等）	—	—	4
	水道マッピングシステム電子申請機能に係る 調査業務委託	—	—	2
	水道マッピングシステム改修業務委託（水道 マッピングシステムのブラウザ対応）	—	27	—
	マッピングシステム電子申請機能改修業務委 託（納入通知書発行の拡大対応ほか）	—	20	—
	浄水マッピングシステム機能更新業務委託	4	5	—
機器賃貸 事業	水道マッピングシステムの運用管理委託	90	99	108
	水道マッピングシステム管網解析データベ ース更新業務委託	11	12	12
	防食管理システム維持管理業務委託	7	7	8
占用処理事業	道路占用許可申請等入出力業務委託	42	44	47
その他事業	水道マッピングシステム管理図閲覧機能のサ ーバ更新に伴う機器の設定設置業務委託	—	3	—
合計		(注) 874	903	935

(注) 令和5年度及び令和6年度に実施していない事業は記載を省略しているため、令和4年度の合計額は内訳と一致しない。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

水道マッピングシステム株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、会社の事業は出資目的に沿って適切に運営されているか、受委託に係る契約事務は適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な事業実績

水道マッピングシステムとは、従来、膨大な紙の台帳で管理されていた給配水管等水道施設的位置や工事履歴等の情報をコンピュータを用いて電子データベース化したものである。このシステムを使用することにより、工事で更新された水道施設に関するマッピングデータの更新作業等が容易かつ短期間でできるようになり、水道事業体における大量の情報を効果的に活用することができる。また、維持管理が効率的になるほか、他のソフトウェアと組み合わせることにより、工事に伴い断水する区域の想定などが可能になる。

会社の主要事業は、東京都水道局（以下「局」という。）及び東京都以外の水道事業体の水道マッピングシステムに係る入出力処理事業、システム開発事業、機器賃貸事業、占用処理事業等である。

入出力処理事業は、管路や附属設備等のデータ更新を行うものである。会社の主力事業であり、局からの受託分が会社の売上全体の50%以上を占めるほか、他の水道事業体からの受託分が増加し、売上高は増加傾向にある。

システム開発事業は、水道事業体に合わせたシステムの構築や過去に構築したシステムの改修・バージョンアップ等を行うものであり、短期中期のスポット契約となるため、受託機会の多寡等により事業実績が変動する。会社は、工事申請手続のDX化の需要に着目し、給水装置工事と排水設備工事のオンライン申請手続をパッケージ化したシステム「EPOC-Aqua」を令和5年度に完成させた。令和6年度においては、「EPOC-Aqua」を活用した給排水設備工事等電子申請システムの構築を、横須賀市上下水道局から37百万余円で受託した。

機器賃貸事業は、ソフトウェアの運用・保守やハードウェアの賃貸を行うものである。近年はソフトウェアの運用・保守を中心に、従来取引のある水道事業体から安定的に受託している。

占用処理事業は、道路上の工事に当たって必要な道路占用許可申請の内容について、一般財団法人道路管理センターが所管する道路管理システムを利用して入力する業務である。局から委託される業務であり、安定的に受託している。

(2) 主な経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益（売上高）	1,190	1,242	51	4.3	1,326	83	6.8
売上原価	788	828	40	5.1	880	51	6.3
営業外収益	33	43	9	28.7	71	27	63.9
営業外費用	4	2	△ 1	△ 36.8	3	0	19.7
経常利益	71	100	29	41.6	200	99	98.6
当期純利益	46	69	22	48.4	135	66	95.8
資産合計	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8
負債合計	318	368	50	15.9	328	△ 40	△ 11.0
純資産合計	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5

ア 経営成績

売上高は、システムの構築及び更新業務の受託金額の増により継続的に増加している。

経常利益及び当期純利益については、売上高及び営業外収益が増加する一方で、期中の退職及び採用に伴う人件費の減などにより、販売費及び一般管理費の支出が抑えられたことにより利益が増加している。

イ 財政状態

資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは主に、有価証券の増により流動資産が増加したことによるものである。

負債合計は、令和4年度から令和5年度においては増加し、令和5年度から令和6年度においては減少しているが、これは主に、協力会社に委託する作業案件の増減に伴い、協力会社への未払金が増減したことによるものである。

純資産合計は、令和4年度から継続して増加している。これは、継続して当期純利益を計上しているためである。

(3) 経営に関する評価

顧客である水道事業体においては、料金収入が減少傾向にあるなか、災害への備えや老朽化した施設の更新、技術継承への対応などの課題を抱えていることに加え、生産性・業務効率向上への意識が高まり、政府が推進するデジタル化への対応と相まって、DX の取組が様々な業務で展開されている。このような環境下において、会社は、主要事業であるマッピングシステムについて、モバイルシステムの導入やクラウド化などの水道事業体の課題に合わせてシステムをカスタマイズできる選択肢を用意するなど、最適なソリューションを提供することを掲げている。

令和4年度から令和6年度までにおいて、会社の売上高は増加傾向にあるとともに、令和6年度における局からの受託による売上高は、全体の66.9%と局への依存度が高い現状にあるものの、他の水道事業体からの受託金額の増加により、依存度は低下傾向にある。

また、会社は、給排水設備工事の同時申請機能を実装した「EPOC-Aqua」を一般社団法人日本水道工業団体連合会が主催する展示会で出展するなど、DX を推進している水道事業体に対して業務拡大を図っている。

一方、システムの信頼性・安全性向上による顧客基盤の維持のため、業務の正確性向上や、情報セキュリティの強化が求められる。会社では、協力会社間での業務におけるヒヤリ・ハット事例の共有を促進するなど、業務管理を徹底している。また、協力会社の一つへの外部からの不正アクセスをきっかけに、会社は、個人情報等のデータ消去の手続が確実に行われるよう、協力会社への教育や監督機能の強化を行うなど、情報セキュリティ強化に努めている。

今後とも会社は、局の水道管路の図面管理システム等を補完・支援する企業としての役割を第一と捉え、更に、全国の水道事業体に同システム等を供給する目的を維持するため、都以外の水道事業体からの事業を積極的に受託するとともに、引き続き安定的かつ効率的な事業運営を行っていくことが求められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの

企業会計基準及びその実務指針によると、ソフトウェアの製品マスターの制作原価は、制作仕掛品についてはソフトウェア仮勘定などの勘定科目により、また、完成品についてはソフトウェアなどの勘定科目によって、いずれも無形固定資産として計上することとされている（企業会計基準委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」より）。

ところで会社は、ソフトウェアの製品マスターの制作原価を、仕掛中は建設仮勘定の勘定科目により有形固定資産として計上し、完成時にソフトウェアの勘定科目に振り替え、無形固定資産として計上している。なお、会社はソフトウェアの開発を事業の一つとしているにもかかわらず、ソフトウェアの製品マスターの制作仕掛品を無形固定資産として計上するための勘定科目を設けていない。

この状況は、財務諸表において、資産の内容を正しく表示しておらず、適正ではない。

会社は、固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認されたい。

（水道マッピングシステム株式会社）

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア 事業別受託実績

(単位：件、百万円)

事業	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
入出力処理事業	12	869	11	913	12	1,027
システム開発事業	12	109	12	113	6	73
機器賃貸事業	26	168	19	166	19	177
占用処理事業	1	42	1	44	1	47
その他事業	1	0	1	0	—	—

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	1,190	1,242	51	4.3	1,326	83	6.8
売上原価	788	828	40	5.1	880	51	6.3
売上総利益	402	413	11	2.8	445	31	7.7
販売費及び一般管理費	360	353	△ 7	△ 2.0	313	△ 40	△ 11.4
営業利益	41	59	18	44.4	132	72	120.4
営業外収益	33	43	9	28.7	71	27	63.9
営業外費用	4	2	△ 1	△ 36.8	3	0	19.7
経常利益	71	100	29	41.6	200	99	98.6
特別利益	—	—	—	—	1	1	—
当期純利益	46	69	22	48.4	135	66	95.8

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
総資本事業利益率 (%)	3.8	4.8	8.3	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	3.5	4.8	10.0	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.7	0.6	0.7	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	94.2	92.2	85.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	—	—	—	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	729	821	91	12.6	922	101	12.4
現金及び預金	452	465	13	2.9	396	△ 69	△ 14.9
売掛金	251	268	16	6.7	322	54	20.1
有価証券	3	16	13	353.3	89	72	429.2
その他流動資産	22	71	48	212.9	115	44	61.6
貸倒引当金	△ 1	△ 1	△ 0	△ 6.7	△ 1	△ 0	△ 20.1
固定資産	1,096	1,123	26	2.5	1,115	△ 7	△ 0.7
有形固定資産	63	18	△ 45	△ 71.3	16	△ 1	△ 10.7
無形固定資産	12	63	51	413.0	65	2	4.0
投資その他資産	1,021	1,042	21	2.1	1,033	△ 8	△ 0.8
資産合計	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8
流動負債	295	345	50	17.1	311	△ 34	△ 9.9
未払金	245	270	25	10.2	208	△ 61	△ 22.8
未払法人税等	9	18	8	96.7	49	31	170.8
賞与引当金	8	9	0	9.8	7	△ 1	△ 14.9
その他	32	47	15	49.0	45	△ 2	△ 4.8
固定負債	22	22	0	0.4	16	△ 6	△ 28.5
退職給付引当金	22	22	0	0.4	16	△ 6	△ 28.5
負債合計	318	368	50	15.9	328	△ 40	△ 11.0
株主資本	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5
資本金	20	20	—	—	20	—	—
利益剰余金	1,488	1,556	68	4.6	1,690	134	8.6
純資産合計	1,508	1,576	68	4.5	1,710	134	8.5
負債及び純資産合計	1,826	1,945	118	6.5	2,038	93	4.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
流動比率	247.1	237.5	296.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	82.6	81.0	83.9	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	71.6	70.3	64.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注)長期資本=資本+剰余金+固定負債

多摩都市モノレール株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	多摩都市モノレール株式会社	令和7年10月7日から同月14日まで	令和5年度（第38期）及び令和6年度（第39期）の事業
局	都市整備局	令和7年10月6日及び16日	

2 団体の概要

設立の目的	多摩地域を南北に結ぶモノレールを建設し運営することにより、多摩地域の南北方向の公共交通網を充実させ、沿線各地域の発展に資することを目的として設立
主な沿革	昭和61年4月 多摩都市モノレール株式会社設立 平成10年11月 第Ⅰ期区間（立川北～上北台）開業 平成12年1月 第Ⅱ期区間（多摩センター～立川北）開業 令和7年5月 上北台～箱根ヶ崎の延伸特許取得
事業の概要	軌道法に基づく一般運輸業
所在地	東京都立川市泉町1078番92
人員	役員16名（代表取締役1名、常務取締役1名（以上常勤）、取締役11名（非常勤）、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）） 社員258名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	貸付金	11,160百万円（令和5年度末残高） 9,920百万円（令和6年度末残高）
	25%以上の出資	資本金100百万円のうち、79百万円（79.9%）
団体区分		東京都政策連携団体
役員・職員	役員	常勤役員3名のうち都退職者が1名 非常勤役員13名のうち都派遣が3名
	職員	常勤社員250名のうち都派遣が11名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	8,218	100	8,473	100	8,847	100
都からの収益	193	2.4	189	2.2	167	1.9
管理運営受託収益等	193	2.4	189	2.2	167	1.9
その他の収益	8,025	97.6	8,284	97.8	8,680	98.1

(2) 貸付金残高

（単位：百万円）

貸付金名	令和4年度末残高	令和5年度			令和6年度		
		借入額	償還額	年度末残高	借入額	償還額	年度末残高
平成元年度多摩都市モノレール建設資金貸付金	1,733	—	173	1,560	—	173	1,386
平成11年度多摩都市モノレール株式会社経営安定化資金貸付金	10,666	—	1,066	9,599	—	1,066	8,533
合計	12,400	—	1,240	11,160	—	1,240	9,920

（注）運営基地の土地購入資金として平成元年度に115億円、経営安定化のため平成11年度に160億円、合計275億円を無利子で貸し付けた。老朽化した設備の大規模更新等を踏まえた収支の見通しを考慮し、令和7年度から10年間、返済を繰り延べることとした。

(3) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大規模修繕工事	2,127	2,145	1,860
軌道施設に含まれない施設等の維持管理	50	55	53
たまモノ子育て応援事業	37	33	65
合計	2,215	2,233	1,978

(4) 公有財産（土地・建物）の使用料免除又は無償貸付け

(単位：㎡)

分類	施設名	目的	種類	面積
行政財産	軌道施設(多摩センター工 作車基地保守管理用階段)	モノレール施設保守・ 管理のため	土地	9.93

(注) 東京都道路占用料等徴収条例(昭和27年東京都条例第100号)第3条に基づき免除している。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

多摩都市モノレール株式会社(以下「会社」という。)の事業について、主に、中期経営計画の達成に向けた進捗や取組状況が適切なものとなっているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、工事等については、計画、設計、積算、施工等の各段階において工事が適切に行われているか、技術的な着眼点から抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(1) 主な事業実績

会社は、多摩をつなぐモノレール事業者として、安全を最優先にお客様から信頼され喜ばれる交通サービスを実現し、多摩地域の魅力と活力の向上に貢献することを使命としている。

平成10年の開業以来、輸送人員はほぼ一貫して増加し、令和元年度は年間輸送人員が延べ5,249万人となったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延べ3,244万人と大幅に減少した。令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済活動の制約が徐々に緩和されたことや、沿線での住宅開発等の影響により回復傾向にあり、令和6年度の年間輸送人員は延べ5,061万人と、コロナ禍以前の水準に近づきつつあるも

のの、回復には至っていない。

会社は、平成29年度に策定した「経営理念」の実現に向けたおおむね10年間の方針として「長期経営方針2023」（以下「長期経営方針」という。）を策定し、「持続的な発展に向けた地域との連携強化」や「事業環境の変化に適応できる経営基盤の強化」等5つの方針を定めた。また、長期経営方針に基づく3か年の具体的取組として「中期経営計画2023-2025」（以下「中期経営計画」という。）を策定し、事業を展開している。

上北台～箱根ヶ崎の延伸については、軌道法に基づく特許を令和6年7月に国土交通大臣へ申請し、令和7年5月に特許を受け、2030年代半ばの開業を目指し、工事着手に向けた手続を進めている。

また、都では、東京都政策連携団体自らが、毎年度「経営目標」を設定し、その達成状況等を管理・公表することを通じて、団体の自律的経営の促進を図っている。

(2) 主な経営成績及び財政状態

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	8,012	8,264	251	3.1	8,627	363	4.4
営業費	6,637	6,878	240	3.6	7,133	254	3.7
営業外収益	205	209	3	1.7	219	10	4.8
営業外費用	72	121	48	67.2	121	△ 0	△ 0.3
経常利益	1,507	1,473	△ 34	△ 2.3	1,592	119	8.1
当期純利益	975	922	△ 53	△ 5.5	650	△ 271	△ 29.5
資産合計	61,239	59,757	△1,482	△ 2.4	62,009	2,251	3.8
負債合計	27,059	24,654	△2,404	△ 8.9	26,255	1,601	6.5
純資産合計	34,180	35,102	922	2.7	35,753	650	1.9

ア 経営成績

営業収益は、令和5年度及び令和6年度ともに増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の社会経済活動の再開や、沿線での住宅開発が進んだことなどにより、運輸収入等が増加したことによるものである。

経常利益及び当期純利益は、令和4年度から令和5年度において減少しているが、これは給与水準の引上げにより人件費が増加したこと、労務単価の上昇等に伴い業務委託費が増加したことなどによるものである。一方、令和5年度から令和6年度においては、営業収益の増によ

り経常利益が増加する一方で、沿線5市からの借入金に伴う過年度の利息555百万円を特別損失として計上したことなどにより、当期純利益が減少している。

イ 財政状態

資産合計は、令和4年度から令和5年度においては減少しているが、これは、有形固定資産の減価償却の進捗等によるものである。一方、令和5年度から令和6年度においては、今後の設備投資に必要な長期事業資金を確保するため、市中銀行から借入れを行ったことによる預金の増等により増加している。

負債合計は、令和4年度から令和5年度においては減少しているが、これは、都からの借入金の返済等によるものである。一方、令和5年度から令和6年度においては、上述の市中銀行からの長期借入金の増等により増加している。

(3) 経営に関する評価

ア 中期経営計画について

会社は、中期経営計画に基づく単年度事業計画で掲げた取組を着実に実施し、結果を踏まえ見直しを行いながら、次年度の事業計画を策定している。

「持続的な発展に向けた地域との連携強化」の主な取組として、沿線自治体等と連携を図り、沿線の観光スポットやイベント情報をはじめ、沿線地域への移住や定住といった多摩地域の魅力となる情報を発信する「多摩モノレール沿線の魅力発信コーナー」を玉川上水駅ほか4駅構内に設置した。会社は、こうした取組を継続するとともに、都が定める「多摩のまちづくり戦略」(令和7年3月28日策定)に掲げる延伸部沿線地域のまちづくり推進に向けて引き続き積極的に参画していくことが期待される。

「事業環境の変化に適応できる経営基盤の強化」については、全駅に傘のシェアリングサービスを導入するなど駅構内のスペースを有効活用した取組を実施した。また、立川北駅の大型ガラス面などの空きスペースを広告の新媒体として整備した。このほか、新規ファンを獲得するために、各地の鉄道イベントへの参加を増やし、グッズや鉄道部品の販売を行っている。加えて、令和6年度から新たに駅構内でグッズ即売会を開催するなど付帯事業の強化に取り組んでいる。

また、AI等を活用したDXツールの事務への導入を加速することで業務の効率化を進めるほかに、ウェアラブルカメラによる作業現場の遠隔臨場やドローンを活用した点検業務の試験運用を行っている。会社は、引き続き新技術を業務に活用できないか検討を進め、中期経営計画に基づき、お客さまへのサービス低下を最大限抑えながら、開業時のコンセプトである駅の無人化に向けた新技術、運用体制を検討していくことが求められる。

イ 安全管理の対策について

会社は、安全最優先を基本理念とした「経営理念」に基づき、お客様に安心してご利用いただける安全・正確・快適な輸送サービスの提供に努めている。

しかしながら、令和6年2月、降雪対応のために行っていた凍結防止剤の補充作業中に列車が出発したために作業員がホーム下に転落して負傷する事故が発生し、これが開業以来初の鉄道運転事故となった。会社は、運転士に対する作業完了の合図を明確化するため、作業箇所における人員を増員するなど事故の再発防止策を講じるとともに、車両の起動、送電開始等のリスクが大きい行為を起こす場面について総点検を行い、必要に応じてより確実性の高いリスク低減策を講じている。

会社は、お客様のみならず、従業員の安全管理の対策についても引き続き取り組んでいくことが求められる。

ウ 延伸（上北台～箱根ヶ崎）について

令和7年5月時点における総事業費は約1,290億円であり、このうち都負担（支柱、桁、駅舎などのインフラ部）は約900億円、会社負担（車両、券売機などのインフラ外部）は約390億円である。なお、会社負担分については、更に国からの交付金や都や沿線市町からの出資などを受ける資金フレームを想定している。会社は、都や沿線市町と緊密な連携のもと、工事を着実に進めていくことが求められる。

会社は、多摩地域に密着した公共交通機関として着実に成長してきたが、昨今のエネルギー価格や資材等の物価高騰により、運行に必要なコストの増大が続いていることに加え、開業から25年が経過し、老朽化した施設・設備等の大規模更新への対応も必要となっている。さらに、2030年代半ばの開業を予定している箱根ヶ崎方面への延伸に向けた設備投資が必要となる。

このような中、今後会社は、交通事業者として最大の使命である輸送の安全を徹底することはもとより、多くの人を呼び込むための地域連携の強化、様々な経営努力による経営基盤の強化など、着実な事業展開を図っていく必要がある。

(4) 工事

ア 監査対象とした工事等

令和5年度、令和6年度に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等225件（15,739百万円）のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事を中心に、14件（4,475百万円）を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

担当部署	契約年度						計	
	令和4年度以前		令和5年度		令和6年度			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	13	3,658	42	2,837	40	2,054	95	8,549
設計委託等	23	1,581	49	3,949	58	1,660	130	7,190
合計	36	5,239	91	6,786	98	3,714	225	15,739
抽出件数・金額	4	3,293	6	646	4	536	14	4,475

(注) 「令和4年度以前」の工事等は、令和5年度当初以降に継続して施工等が行われている工事等である。

イ 主な抽出工事等

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
脱出シュータ設置工事	車両内脱出シュータ設置に伴う 収納箱及び客室内機器配置の設 計並びに改造	422	令和2.1.31～ 令和7.3.31
ATC/TD 更新工事(地上装 置)	自動列車制御装置のデジタル化 及び電源装置の設計並びに更新	2,387	令和3.2.5～ 令和9.3.31
駅舎修繕及び昇降機更新 工事(桜街道駅ほか1駅) (建設局委任工事)	駅舎屋根防水工事、エレベーター 更新工事、付帯電気設備工事ほか	273	令和6.4.1～ 令和7.6.30
旅客トイレ改修工事(立 川北駅ほか1駅)	旅客トイレ改修工事	190	令和6.8.1～ 令和7.9.26

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア 多摩都市モノレール線の概要

区間（営業キロ）	多摩センター駅～上北台駅（16.0km）		
駅数	19 駅（第Ⅰ期 8 駅、第Ⅱ期 11 駅）		
所要時間	36 分		
列車編成	4 両（定員 406 名）		
一日運行本数 （令和 7 年 3 月 31 日現在）	平日 北行 123 本 南行 121 本	土休日 北行 114 本 南行 114 本	

イ 運輸事業

（単位：人、百万円）

項目	実績						
	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		
	年間	一日平均	年間	一日平均	年間	一日平均	
輸 送 人 員	定期	27,071,700	74,169	26,876,700	73,434	28,315,140	77,576
	定期外	20,579,016	56,381	21,355,457	58,348	22,302,805	61,104
	計	47,650,716	130,550	48,232,157	131,782	50,617,945	138,679
運 輸 収 入	定期	3,241	8	3,277	8	3,428	9
	定期外	4,558	12	4,754	12	4,958	13
	計	7,799	21	8,031	21	8,386	22

ウ 付帯事業

（単位：百万円、％）

項目	実績						
	令和4年度	令和 5 年度		令和 6 年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
広告	87	98	11	13.3	102	4	4.1
売店	50	52	2	4.8	52	△ 0	△ 0.6
自動販売機	73	79	6	8.9	84	4	6.0
その他	2	1	△ 0	△36.2	1	0	10.4
合計	213	232	19	9.2	241	8	3.7

エ 長期経営方針に基づく中期経営計画の主な取組

長期経営方針	実績	
	令和5年度	令和6年度
お客さまの安心を支える安全の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ドローンを活用した駅舎点検の実証実験を実施 昇降機更新工事の実施（程久保駅ほか4駅） 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用脱出シュータの設置完了（全16編成完了） 昇降機更新工事の実施（桜街道駅ほか1駅） 駅舎トイレ更新工事の完了（多摩センター駅ほか1駅）
お客さまのニーズに対応したサービスの追求	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎階段に上り下り進行方向を示す床面矢印サインを導入（多摩センター駅ほか3駅） 車両内に車椅子、ベビーカースペースを明示するサインを施工し明確化（全車両完了） 	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎階段に上り下り進行方向を示す床面矢印サインを導入（松が谷駅ほか11駅） 駅舎屋根の温度上昇抑制が期待できる遮熱性塗装の試験施工完了（令和7年度に効果検証）
持続的な発展に向けた地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 車両基地見学会「多摩モノまつり2023」の入場人数制限を撤廃して開催 「日本夜景遺産」の認定を機にイベント列車運行及び記念乗車券を発売しブランドPRを展開 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線自治体との連携により駅構内に「多摩モノレール沿線の魅力発信コーナー」を設置 明星大学と連携し沿線の高校や大学10校参加によるバスケットボール大会「多摩モノレールカップ」を初開催
東京都と協働した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の「たまモノ子育て応援事業」の割引小児運賃実験に協力（令和4年度から継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の「たまモノ子育て応援事業」の割引小児運賃を全駅発売に拡大
事業環境の変化に適應できる経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 広告事業では車体広告の販売促進を強化し受注増加 ウェアラブルカメラによる遠隔立会の試験運用を実施し所管官庁への手続や運用基準を整備 運輸データを管理する営業管理システムをクラウド化 AI活用による車両運用計画作成を導入し業務工数を大幅に削減 	<ul style="list-style-type: none"> 広告事業は媒体価値が高い立川北駅に新規商品を複数展開するなど増収 自販機事業は傘シェアリングの新規導入などで過去最高実績 物販その他事業は新商品投入や自社駅を含め出張販売を増やし過去最高実績 ウェアラブルカメラ等を用い遠隔臨場の試験運用を着実に進め工作車作業において実用性を確認

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	8,012	8,264	251	3.1	8,627	363	4.4
運輸収入	7,799	8,031	231	3.0	8,386	354	4.4
運輸雑収	213	232	19	9.2	241	8	3.7
営業費	6,637	6,878	240	3.6	7,133	254	3.7
運送費	4,324	4,531	207	4.8	4,702	171	3.8
一般管理費	342	342	△ 0	△ 0.0	377	35	10.3
諸税	302	291	△ 10	△ 3.6	289	△ 2	△ 0.7
減価償却費	1,669	1,713	44	2.6	1,763	50	3.0
営業利益	1,374	1,385	10	0.8	1,494	108	7.9
営業外収益	205	209	3	1.7	219	10	4.8
営業外費用	72	121	48	67.2	121	△ 0	△ 0.3
経常利益	1,507	1,473	△ 34	△ 2.3	1,592	119	8.1
特別損失	—	—	—	—	582	582	—
税引前当期純利益	1,507	1,473	△ 34	△ 2.3	1,009	△ 463	△ 31.5
法人税、住民税等	571	557	△ 13	△ 2.4	359	△ 198	△ 35.5
法人税等調整額	△ 39	△ 6	32	—	△ 0	6	—
当期純利益	975	922	△ 53	△ 5.5	650	△ 271	△ 29.5

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
総資本事業利益率 (%)	2.2	2.3	2.4	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	17.2	16.8	17.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	81.7	82.6	88.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	18.9	27.4	12.8	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(3)財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	3,400	2,725	△ 675	△ 19.9	5,409	2,684	98.5
現金及び預金	2,657	2,196	△ 461	△ 17.4	4,384	2,188	99.6
未収運賃	217	275	58	26.7	328	53	19.4
未収金	445	171	△ 274	△ 61.5	619	448	261.8
その他	80	82	2	2.9	77	△ 5	△ 6.5
固定資産	57,839	57,032	△ 807	△ 1.4	56,599	△ 432	△ 0.8
有形固定資産	57,545	56,763	△ 781	△ 1.4	56,380	△ 382	△ 0.7
無形固定資産	76	63	△ 13	△ 17.9	42	△ 20	△ 32.9
投資その他の資産	217	205	△ 11	△ 5.3	176	△ 29	△ 14.3
資産合計	61,239	59,757	△1,482	△ 2.4	62,009	2,251	3.8
流動負債	7,102	7,137	35	0.5	6,724	△ 412	△ 5.8
短期借入金	2,532	2,532	—	0	1,686	△ 846	△ 33.4
未払金	2,626	2,982	356	13.6	3,045	62	2.1
未払費用	782	779	△ 3	△ 0.4	1,312	533	68.4
その他	1,161	843	△ 317	△ 27.4	681	△ 162	△ 19.2
固定負債	19,956	17,517	△2,439	△ 12.2	19,531	2,014	11.5
長期借入金	19,238	16,706	△2,532	△ 13.2	18,620	1,914	11.5
退職給付引当金	709	802	92	13.0	901	98	12.3
その他	9	8	△ 0	△ 3.6	10	1	12.8
負債合計	27,059	24,654	△2,404	△ 8.9	26,255	1,601	6.5
株主資本	34,180	35,102	922	2.7	35,753	650	1.9
資本金	100	100	—	0	100	—	0
資本剰余金	25,923	25,923	—	0	25,923	—	0
利益剰余金	8,157	9,079	922	11.3	9,730	650	7.2
純資産合計	34,180	35,102	922	2.7	35,753	650	1.9
負債及び純資産合計	61,239	59,757	△1,482	△ 2.4	62,009	2,251	3.8

イ 借入金期末残高の推移

(単位：百万円)

債権者	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
		増減額	増減率	増減額	増減率
東京都	12,400	11,160	△ 1,240	9,920	△ 1,240
沿線5市	7,000	6,500	△ 500	6,000	△ 500
日本政策投資銀行	2,370	1,578	△ 792	786	△ 792
市中銀行	—	—	—	3,600	3,600
合計	21,770	19,238	△ 2,532	20,306	1,068

ウ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
流動比率	47.9	38.2	80.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	55.8	58.7	57.7	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	106.8	108.4	102.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本(注)}}$

(注)長期資本=資本+剰余金+固定負債

株式会社ゆりかもめ

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体について、当該団体の事業が出資の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社ゆりかもめ	令和7年9月9日から 同年10月16日まで	令和5年度（第36期） 及び令和6年度（第37期）の事業
局	港湾局	令和7年9月8日及び 29日	

2 団体の概要

設立の目的	臨海副都心の開発整備及び竹芝ふ頭等の再開発に伴い、新たに発生する大量の交通需要に対応するため、新交通システムにより都心部と臨海副都心とを結ぶ公共輸送を導入することを目的として設立
主な沿革	昭和63年4月 都と民間との共同出資により「東京臨海新交通株式会社」として設立 平成7年11月 公共交通機関「ゆりかもめ（通称、以下略）」の運行を開始：新橋駅－有明駅間が開業 平成10年4月 株式会社ゆりかもめに社名変更 平成14年11月 汐留駅開業 平成18年3月 有明駅－豊洲駅間の延伸 平成19年8月 株式会社東京臨海ホールディングスによる子会社化
事業の概要	鉄道事業法及び軌道法に基づく一般運輸業
所在地	東京都江東区有明三丁目13番1号
人員	役員6名（代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）3名、監査役（非常勤）1名） 社員203名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	補助金	2百万円（令和6年度交付額）
	負担金	35百万円（令和5年度交付額）
		36百万円（令和6年度交付額）
25%以上の出資 （注）	資本金 137 億 5,697 万円のうち、都の出資と株式会社東京臨海ホールディングスの出資を合わせ 137 億 5,697 万円（100%）	
団体区分		東京都事業協力団体
役員・職員	役員	常勤役員 2 名のうち都退職者が 1 名
	職員	常勤社員 203 名のうち都派遣が 16 名、都退職者が 2 名

（注） 都及び都が 50%以上出資している団体の出資を合わせて 25%以上となる団体

(1) 収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	8,191	100	10,482	100	10,893	100
都からの収益	104	1.3	118	1.1	134	1.2
受取補助金	—	—	—	—	2	0.0
管理運営受託収益等	104	1.3	118	1.1	132	1.2
他の収益	8,086	98.7	10,364	98.9	10,759	98.8

(2) 補助金の交付状況

（単位：百万円）

補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助金	鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助金交付要綱	高齢者や障害者等誰もが使いやすい駅づくりの推進を図るために鉄軌道駅に新たに設置するシステム機器導入等に係る経費 （対象経費の 2/3、限度額 1,500 万円）	—	—	2

(3) 負担金の交付状況

(単位：百万円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
連絡通路 日常管理 負担金 (建設局)	都道外濠環状線、新橋日の 出ふ頭線、台場青海線及び 豊洲有明線に係る東京臨海 新交通臨海線軌道施設の維 持管理に関する基本協定	連絡通路の 維持管理 (1/2)	27	27	28
連絡通路 日常管理 負担金 (港湾局)	東京臨海新交通臨海線に係 る鉄道施設の維持管理に関 する基本協定	連絡通路の 維持管理 (1/2)	7	7	7
合計			34	35	36

(4) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設局：大規模修繕工事（駅舎修繕等）	931	1,063	1,029
港湾局：大規模修繕工事（駅舎修繕等）	278	313	509
建設局：エレベーター・エスカレーターの定期点検業務	47	45	53
港湾局：エレベーター・エスカレーターの定期点検業務	7	7	6
合計	1,264	1,429	1,598

(5) 公有財産（土地・建物）の使用料免除又は無償貸付け

公有財産の区分		使用用途	種類	面積・延長
行政財産	都道(建設局)	鉄道施設(案内軌条・駅舎内装等)	土地	(注1) 4,185.8 m ²
	臨港道路 (港湾局)	鉄道施設(案内軌条・駅舎内装等)	土地	(注2) 64,075.60 m ²
		変電所用地等	土地	(注2) 423.07 m ²
	変電所施設用管路	(注2) 110.2 m		
港湾施設用地 (港湾局)	変電所用地	土地	(注2) 482.67 m ²	

(注1) 東京都道路占用料等徴収条例（昭和27年東京都条例第100号）第3条に基づき免除している。

(注2) 東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）第20条に基づき免除している。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

株式会社ゆりかもめ（以下「会社」という。）の事業について、主に、施設・設備の修繕・更新が適切に行われているかなどに着眼して、総勘定元帳、伝票、証ひょう等の内容を抽出により確認するなどして監査を行った。

また、工事等については、計画、設計、積算、施工等の各段階において工事が適切に行われているか、技術的な着眼点から抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な事業実績

会社は、安全・安定運行の確保を第一の目標と掲げて運輸事業を行っている。また、沿線企業等と連携した旅客誘致を図る企画を実施することにより、地域の賑わいを創出するなど、東京臨海ホールディングスグループの一員として臨海地域の発展に寄与している。

運輸事業の実績について見ると、令和5年度においては、沿線施設での大規模イベントの開催や訪日外国人観光客の増加、また、令和6年2月に豊洲市場の千客万来施設が開業したことなどにより、定期外輸送人員が大幅に増加した。定期輸送人員についても、前年度比増加となっている。令和6年度においても、沿線施設でのイベント開催による集客効果や訪日外国人観光客の増加もあり、大きな集客効果があるジャパンモビリティショーが未開催の年度であったものの、定期外輸送人員が前年度比増加となっており、定期輸送人員も前年度比増加となっている。

一方、ゆりかもめは令和7年11月1日に開業から30周年を迎えることから、開業当初から使用している設備等の老朽化への着実な対応が必要となっている。

会社の施設・設備の修繕・更新状況等について見たところ、施設・設備の更新計画を作成し、それに沿った更新を実施するほか、保守・点検の範囲や周期等を見直すことによる負担の平準化を図っている。令和5年度及び令和6年度においては、主にATC/TD地上設備（信号保安装置）及び芝浦ふ頭駅変電所等の更新を行っている。

このほか、令和6年度には「鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーションシステム整備事業費補助金」により、新橋駅ほか3駅の窓口に翻訳ディスプレイシステムを設置するとともに、汐留駅ほか12駅にスマートフォンで利用できる係員とのインターホンサービスを設置し、駅のユニバーサルデザインの充実化を図る取組を進めている。

また、ゆりかもめの施設のうち、施設の骨格を形成する施設（橋脚、桁、駅舎の外壁、連絡通路の昇降機等）は都の財産であるため、会社は、都の委託を受けて修繕や補修を実施している。

これら、都の財産に係る施設の修繕、補修についても、都と協議の上、修繕等の計画を作成し、計画に基づく工事等を実施しており、令和5年度は、芝浦ふ頭駅からお台場海浜公園駅間側壁外側補修工事ほか16件の工事等、令和6年度は、東京ビッグサイト駅連絡通路エスカレーター更新工事ほか17件の工事等を実施している。

(2) 主な経営成績及び財政状況

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	8,070	10,340	2,270	28.1	10,733	392	3.8
営業費	7,996	7,668	△ 327	△ 4.1	8,018	350	4.6
営業外収益	121	132	10	8.9	153	21	16.6
営業外費用	106	93	△ 13	△ 12.2	107	13	14.1
経常利益	87	2,710	2,622	—	2,761	51	1.9
当期純損益	△ 234	2,902	3,136	—	2,214	△ 687	△ 23.7
資産合計	38,531	39,437	906	2.4	40,946	1,508	3.8
負債合計	17,311	15,315	△1,995	△ 11.5	14,610	△ 705	△ 4.6
純資産合計	21,219	24,121	2,902	13.7	26,335	2,214	9.2

ア 経営成績

会社の令和5年度及び令和6年度の経営成績について見たところ、令和5年5月初旬に新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置づけが5類に移行したことによる行動制限の緩和に伴い、台場地区での大型イベントの開催や東京ビッグサイト等の各施設においてイベントが開催されたこと、また、訪日外国人観光客の増加によって、年間輸送人員が令和5年度では前年度比124%、令和6年度は前年度比103%となったことによる運輸収入の増収等により、令和5年度、令和6年度それぞれにおいて、100億円台の営業収益を獲得している。

営業費について見ると、燃料価格の高騰によって令和4年度に大幅に増加した電気料金が減少したこと及び修繕費の減少により、令和5年度は前年度比327百万円の減少となったが、令和6年度では、給与水準の見直しに伴う人件費の上昇等により前年度比で350百万円の増加の8,018百万円となっている。

これらの結果、令和5年度、令和6年度の経常利益は27億円台となっており、特別利益や特別損失、法人税等調整額を加味した結果の当期純利益は両年度とも20億円台となっている。

イ 財政状態

運輸収入が増加したこと等による流動資産の増加などにより、資産合計は増加傾向にある。

一方、新たな資金調達を行っていないこと等による長期借入金の減少により、令和5年度、令和6年度ともに負債合計は減少している。

また、運輸収入の増収等による繰越利益剰余金の増加により、純資産合計は増加傾向となっている。

(3) 経営に関する評価

会社の主な収益である運輸収入を見ると、運輸収入に占める定期外運輸収入の割合が高いため、会社の業績は、臨海地域におけるイベント開催動向や商業施設等の利用状況及び開発動向等の外部環境の影響を受けやすい構造となっている。

令和5年5月初旬に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、行動制限が解除されたことを受け、臨海地域の各施設においてイベント開催が再開されたことや、訪日外国人観光客の増加もあり、令和5年度、令和6年度ともに旅客数が増加したため、収益は増加傾向となっている。

会社の安全対策への取組を見ると、会社は、安全性の機能向上を図るための目標と計画を定めた「安全重点施策」を毎年度策定し、事故・災害時を想定した異常時総合訓練等の訓練や他社の事故の芽情報の原因分析や自社に置き換えた対策検証研修を実施している。また、運輸安全マネジメントに基づく内部監査を毎年実施し、監査結果を踏まえた改善を行っている。

会社の施設・設備の修繕・更新状況を見ると、車両本体の耐用年数や設備等の保守状況を考慮し使用開始より20年を超えない程度の時期に行う車両の更新は令和2年度で一旦完了したものの、変電所及び電気室や運行管理装置の更新等、老朽化した設備機器類の更新を実施中であるため、令和6年度は24億円の設備投資を行っており、今後も同規模の設備投資が見込まれている。

労務単価や物価の上昇等、費用の増加が見込まれる中、会社は、ゆりかもめの安全・安定運行を確保するため、引き続き、計画的な設備等の更新及び保守・点検の範囲や周期の見直しによる、設備等の老朽化への着実な対応が求められる。

会社の今後の事業環境としては、令和7年度後半には沿線地域に大型イベント施設の開業等はあるものの、その後の新規施設の開業は予定されていないため、大幅な輸送人員の増加は容易ではないことが見込まれている。一方で、労務単価の上昇等による営業費の増加や毎年20億円規模の設備投資が見込まれている。

また、会社は、東京臨海ホールディングスグループの一員として、沿線企業等と連携して臨海地域の回遊者の増加につながる企画を実施するなど、地域の発展に寄与する臨海副都心の基幹交通としての役割を果たしていくことが求められている。

会社においては、引き続き経営環境を的確に分析しつつ、旅客流動の変化を踏まえた運行計画の実施や更なる集客に向けた積極的な取組を行うとともに経営の効率化を進め、持続可能な経営基盤を構築していくことが求められる。

(4) 工事

ア 監査対象とした工事等

令和5年度、令和6年度に継続して施工等が行われているもので、契約金額100万円以上の工事及び設計委託等167件（14,769百万円）のうち、契約金額の大きい工事や大規模な改修工事を中心に、20件（6,640百万円）を抽出して実施した。

(単位：件、百万円)

担当部署	契約年度						計	
	令和4年度以前		令和5年度		令和6年度			
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)
工事	14	4,104	24	2,864	28	4,287	66	11,255
設計委託等	18	985	36	1,503	47	1,026	101	3,514
合計	32	5,089	60	4,367	75	5,313	167	14,769
抽出件数・金額	5	3,674	7	2,052	8	914	20	6,640

(注)「令和4年度以前」の工事等は、令和5年度当初以降に継続して施工等が行われている工事等である。

イ 主な抽出工事等

(単位：百万円)

工事件名	工事概要	契約金額 (税込)	工事期間
ATC/TD 地上設備更新	汐留駅等、中央管理棟及び軌道上に設置された装置等の更新	2,343	令和2.5.15 ～令和7.3.14
芝浦ふ頭駅他2か所変電所・電気室更新	変電設備の更新	981	令和3.4.27 ～令和7.3.14
令和5年度東京ビッグサイト駅駅舎改修工事 (港湾局)	トイレ、駅務室の改修及びエスカレーター等の更新	902	令和5.4.4 ～令和7.3.14
令和6年度新豊洲駅外壁等修繕工事 (建設局)	外壁等及び駅舎の修繕	286	令和6.6.6 ～令和7.3.14

(注) () は、インフラ部の工事を会社に委託している局名

2 指摘事項

(1) 団体

ア 貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うべきもの

会社は、ゆりかもめの運行に必要な交換部品、材料品及び消耗品その他これらに類するもので、取得価格が1,000円以上のもの及びゆりかもめグッズ等の販売品・贈答品等で、棚卸経理を行う必要がある物品類を貯蔵品としている。

貯蔵品の受払手続は、「貯蔵品事務取扱要領」（平成18年11月21日付18ゆ総経第58号社長決定。以下「要領」という。）により規定されている。

ところで、これら貯蔵品の受払手続を見たところ、次の状況が認められた。

貯蔵品を使用する際の手続については、要領第4条で、貯蔵品の払出は「貯蔵品（受・払）伝票」（以下「受払伝票」という。）で行うと定められている。また、第6条で、各課の貯蔵品管理者は、貯蔵品管理台帳（以下「台帳」という。）を備え、受払の都度記録し、常にその現在高を明瞭にしておかなければならないとしている。

そこで、各課における貯蔵品の受払手続を確認したところ、表1のとおり、7つの課において、受払伝票を使用せず、独自の管理表を作成し、その管理表を基に台帳に記録する等、要領に定められた手続を行っていない状況が認められた。

受払伝票は、貯蔵品管理者への払出の請求者、請求者の上役（係長）による請求の承認、台帳への転記の有無が明確になる作りとなっており、出納手続の状況を記録できるようになっている。しかしながら、各課で使用している独自の管理表や直接台帳に記録する方法では、請求の承認の有無が不明瞭な状況となっている。

会社は、貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うとともに、正確性、適正性を担保しつつ業務の効率性を損ねない手続を検討されたい。

(株式会社ゆりかもめ)

【表1 払出手続の状況】

課名	払出手続の状況	貯蔵品の種類	管理品数
総務課	独自の管理表を作成し、この管理表を基に台帳に記録	保護具	8
経理課		消耗品	23
連携企画課		販売品・贈答品	49
お客様サービス推進課		ロール紙（乗車券等用）	1
営業管理課	台帳に直接記載	磁気乗車券用紙	11
施設課		融雪剤・材料品	17
車両課	独自の受払様式を作成して管理 この独自様式を基に台帳に記録	交換部品・材料品	1,108

(2) 局及び団体

ア 港湾局財産である新交通走行路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきものの会社の路線は、図1のとおり、軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道区間と鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の適用を受ける鉄道区間がある。

鉄道区間は、港湾局の所管する臨港道路上に港湾局が臨港道路の一部として新交通走行路を設置し、その上に会社が車両走行に必要な電線等の付帯設備（以下「インフラ外施設」という。）を設置して車両を走行させており、港湾局は、会社に対して、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）に基づき、インフラ外施設の設置に係る臨港道路の占有許可を行っている。

ところで、ゆりかもめの路線のうち、表2の3か所は、建設局所管の都道上に港湾局が臨港道路として新交通走行路を設置している。

これら都道上の新交通走行路上に設置されているインフラ外施設について、建設局は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、インフラ外施設を設置している会社に対して道路占有許可を行っている。

しかしながら、港湾局は、都道の上に臨港道路として設置した新交通走行路に、会社がインフラ外施設を設置し、車両を走行させているにもかかわらず、会社に対し、新交通走行路の占有に係る手続を求めている状況が見受けられた。

港湾局が設置した新交通走行路は臨港道路であるため、インフラ外施設の設置に係る臨港道路の占有許可が別途必要である。

港湾局は、港湾局の財産である新交通走行路を会社に占有させることについて、適正な手続を行われたい。

会社は、港湾局の指示に従って適切に申請手続を行われたい。

(港湾局)

(株式会社ゆりかもめ)

【図1 ゆりかもめの軌道区間及び鉄道区間】



【表2 都道上に港湾局の新交通走行路が設置されている箇所】

項番	路線名	所在	面積 (延長)	備考
1	都道台場青海線	港区台場二丁目13番地先	608.2 m ² (41.7m)	お台場海浜公園駅前後
2	都道新橋日の出ふ頭線	港区海岸二丁目6番地先他 ～9番1地先まで	1,861.1 m ² (209.0m)	日の出駅先
3	都道台場青海線	江東区青海二丁目5番地先	1,716.5 m ² (121.0m)	テレコムセンター駅先

参考資料

1 経営状況

(1) 主な事業実績

ア ゆりかもめの概要

路線名	東京臨海新交通臨海線		
区間	新橋～豊洲	営業キロ	14.7km
駅数	16 駅 新橋・汐留・竹芝・日の出・芝浦ふ頭・お台場海浜公園・台場・東京国際クルーズターミナル・テレコムセンター・青海・東京ビッグサイト・有明・有明テニスの森・市場前・新豊洲・豊洲		
構造	高架構造全線複線、幅員 7.5m（一般部）		
方式	コンピュータ制御による自動運転		
所要時間	31 分	表定速度（注）	約 30km/h（最高速度 60km/h）
車両	保有車両数 156 両、1 編成車両数 6 両、26 編成、1 編成定員 306～352 人 うち、7300 系車両（平成 26 年 1 月運行開始）が 108 両（18 編成）、7500 系車両（平成 30 年 1 月運行開始）が 48 両（8 編成）		
運転間隔	平日 早朝 5～10 分、朝夕ラッシュ 3～4 分、日中 5 分、夜間 5 分、深夜 6～10 分 土休日 早朝 5～10 分、日中 4 分、夜間 5 分、深夜 6～10 分		

（注）運転時刻表制定速度の略称であり、始発駅から終点駅までの距離を所要時間（駅での停車時間を含む。）

で除したもの

イ 運輸成績

項目	単位	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		
		年間	一日平均	年間	一日平均	年間	一日平均	
営業日数	日	365	—	366	—	365	—	
輸送人員	定期	人	12,640,080	34,630	13,761,900	37,600	14,241,480	39,017
	定期外	人	23,988,065	65,720	31,960,368	87,323	33,163,975	90,860
	計	人	36,628,145	100,351	45,722,268	124,924	47,405,455	129,878
運輸収入	定期	千円	1,491,332	4,085	1,615,884	4,414	1,676,393	4,592
	定期外	千円	6,305,479	17,275	8,395,916	22,939	8,712,620	23,870
	計	千円	7,796,811	21,361	10,011,801	27,354	10,389,014	28,463
運輸雑収	千円	273,367	748	328,860	898	344,369	943	
収入合計	千円	8,070,179	22,110	10,340,662	28,253	10,733,384	29,406	

ウ 運輸雑収の内容

(単位：千円)

事業名	収入額		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広告事業	106,633	148,107	144,006
構内営業事業	166,733	180,753	200,363
売店等収入	55,705	56,108	61,122
ロッカー等収入	23,601	32,064	34,817
自販機収入	74,308	78,438	87,783
その他	13,118	14,141	16,640
合計	273,367	328,860	344,369

エ グループ経営計画（東京臨海ホールディングスグループ）（令和2年度から令和6年度まで）

(ア) 臨海地域のエリアマネジメント（会社に関連する部分を抜粋）

地域へ貢献する取組	具体的な取組例
1 地域の賑わい創出 東京2020大会の開催や東京国際クルーズターミナル開業を契機として、多言語対応・バリアフリー化の更なる推進や地域の回遊性向上など国内外からの来訪者への利便性向上に資する取組や、夜間の更なる賑わい創出も推進する。	・「東京お台場Free Wi-Fi」の設置
2 環境対策の推進 グループの13事業所が、都のキャップ&トレード制度の対象となっており、温室効果ガスの削減に積極的に取り組むとともに、資源循環の取組を推進していく。	・廃車両のマテリアルリサイクルの徹底 ・駅舎照明のLED化
3 地域の防災力強化 都、地元区、(一社)東京臨海副都心まちづくり協議会、地域企業等との連携をより強化し、防災訓練等の着実な実施等により、地域の防災力の強化に取り組んでいく。	・グループ共同防災訓練の実施 ・(株)ゆりかもめにおける防災訓練の実施
4 東京2020大会及び大会後に向けた取組 東京2020大会の成功のみならず、大会後の地域価値向上への貢献を見据えた取組を着実に進めていく。	・ゆりかもめ全駅・車両へのFree Wi-Fi 導入 ・駅から大会競技会場までの案内充実や展示会場等におけるデジタルサイネージの設置及びバリアフリー化

(イ) 部門別計画（会社に関連する部分を抜粋）

基幹事業名	令和6年度までに実施する戦略的事業
交通事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設や車両の安全性の確保・向上 走行路・駅施設等について、適切な保守管理と計画的な更新を実施 質の高いお客様サービスの提供 各駅で幅広改札機を複数化する等、快適できめ細やかなサービスを実施

オ 主な設備更新の計画と実績

実施期	計画	実績
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・変電所更新 ・電気室更新 ・ATC/TD装置（注）更新 ・駅舎改修（トイレ、駅務室等） 	ATC/TD装置（車庫）更新 変電所（海上公園）更新
令和5年度		変電所（芝浦ふ頭駅）更新
令和6年度		ATC/TD装置（汐留駅ほか3か所）更新 電気室（お台場海浜公園駅）更新 東京ビッグサイト駅コンコース建築内装改修

（注）ATC/TD装置とは、ATC（自動列車制御装置）とTD（列車検知装置）の2つの主要機能から構成されている列車を自動で安全に運行させるための信号保安装置

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度			令和6年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
営業収益	8,070	10,340	2,270	28.1	10,733	392	3.8
運輸収入	7,796	10,011	2,214	28.4	10,389	377	3.8
運輸雑収	273	328	55	20.3	344	15	4.7
営業費	7,996	7,668	△ 327	△ 4.1	8,018	350	4.6
運送費	4,723	4,544	△ 178	△ 3.8	4,887	342	7.5
一般管理費	295	289	△ 6	△ 2.0	362	72	24.9
減価償却費	2,573	2,417	△ 156	△ 6.1	2,368	△ 48	△ 2.0
諸税	403	416	13	3.2	400	△ 15	△ 3.8
営業利益	73	2,671	2,598	—	2,714	42	1.6
営業外収益	121	132	10	8.9	153	21	16.6
営業外費用	106	93	△ 13	△ 12.2	107	13	14.1
経常利益	87	2,710	2,622	—	2,761	51	1.9
特別利益	—	9	9	—	6	△ 3	△ 37.7
特別損失	128	93	△ 35	△ 27.4	115	21	23.5
税引前当期純利益	△ 40	2,626	2,666	—	2,652	25	1.0
法人税・住民税等	42	439	396	926.1	387	△ 51	△ 11.7
法人税等調整額	150	△ 714	△ 865	—	50	764	△ 107.0
当期純損益	△ 234	2,902	3,136	—	2,214	△ 687	△ 23.7

イ 主要経営指標の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
総資本事業利益率 (%)	0.2	6.8	6.6	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	0.9	25.8	25.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.21	0.26	0.26	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	100.5	74.9	75.7	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	0.7	29.2	27.0	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和4年度	令和5年度		令和6年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	11,808	13,592	1,784	15.1	15,044	1,452	10.7
現金及び預金	6,431	10,953	4,521	70.3	12,156	1,202	11.0
営業未収金	525	608	83	15.9	585	△ 22	△ 3.8
未収金	1,307	1,477	170	13.0	1,647	169	11.5
その他	3,544	552	△ 2,991	△ 84.4	655	102	18.6
固定資産	26,722	25,845	△ 877	△ 3.3	25,902	56	0.2
有形固定資産	24,758	23,227	△ 1,531	△ 6.2	23,374	147	0.6
無形固定資産	809	809	△ 0	△ 0.0	809	△ 0	△ 0.0
投資その他の資産	1,154	1,807	653	56.6	1,717	△ 89	△ 5.0
資産合計	38,531	39,437	906	2.4	40,946	1,508	3.8
流動負債	5,815	5,814	△ 1	△ 0.0	6,962	1,147	19.7
短期借入金	2,120	2,093	△ 27	△ 1.3	1,987	△ 106	△ 5.1
営業未払金	6	8	2	42.6	7	△ 1	△ 16.1
未払金	3,034	2,405	△ 629	△ 20.7	4,307	1,902	79.1
その他	654	1,306	652	99.7	659	△ 646	△ 49.5
固定負債	11,495	9,501	△ 1,994	△ 17.3	7,648	△ 1,852	△ 19.5
長期借入金	10,445	8,383	△ 2,062	△ 19.7	6,395	△ 1,987	△ 23.7
退職給付引当金	942	1,007	64	6.9	1,102	95	9.4
その他	107	111	3	3.6	150	39	35.7
負債合計	17,311	15,315	△ 1,995	△ 11.5	14,610	△ 705	△ 4.6
株主資本	21,219	24,121	2,902	13.7	26,335	2,214	9.2
資本金	13,756	13,756	—	0	13,756	—	0
利益剰余金	7,462	10,364	2,902	38.9	12,578	2,214	21.4
その他利益剰余金	7,462	10,364	2,902	38.9	12,578	2,214	21.4
繰越利益剰余金	7,462	10,364	2,902	38.9	12,578	2,214	21.4
純資産合計	21,219	24,121	2,902	13.7	26,335	2,214	9.2
負債及び純資産合計	38,531	39,437	906	2.4	40,946	1,508	3.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	算式
流動比率	203.0	233.8	216.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	55.1	61.2	64.3	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	81.7	76.9	76.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

第5 公の施設の指定管理者監査結果

公益財団法人東京動物園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京動物園協会	令和7年9月9日から 同年10月6日まで	令和5年度及び令和6年度の事業
局	建設局	令和7年9月8日及び 同年10月7日	

2 団体の概要

設立の目的	動物園及び水族園の事業の発展振興を図ることにより、動物とその生息環境について知識を広め、人と動物の共存に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和23年11月 財団法人東京動物園協会を設立 昭和61年10月 都の出資団体となり、恩賜上野動物園及び多摩動物公園の管理業務の一部を受託 平成18年 4月 指定管理者として、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園の飼育業務を含めた全面的な事業運営を開始 平成22年 4月 公益財団法人へ移行
事業の概要	ア 公益事業 ・飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営事業 ・動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業 ・動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業 イ 収益事業 ・動物園等における物品並びに飲食物販売事業 ・東京都から許可を受けて行う動物園等の付帯事業 ・その他動物園等に関連する収益事業
所在地	東京都台東区池之端二丁目9番7号
人員	役員15名（理事長1名、理事11名（うち非常勤9名）、監事3名（全て非常勤）） 常勤職員489名

3 都との関係

項目		令和7年3月31日時点の状況
財政援助等	公の施設の管理	7,024百万円（令和5年度指定管理料）
		7,435百万円（令和6年度指定管理料）
団体区分		東京都政策連携団体
役員・職員	役員	常勤役員3名のうち都退職者2名 非常勤役員12名のうち都派遣3名
	職員	常勤職員489名のうち都派遣84名

(1) 経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、％）

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	10,378	100	10,784	100	11,781	100
都からの収益	6,989	67.3	7,198	66.8	7,745	65.7
指定管理料	6,830	65.8	7,024	65.1	7,435	63.1
その他委託料	158	1.5	174	1.6	310	2.6
その他の収益	3,389	32.7	3,585	33.2	4,036	34.3

(2) 公の施設の管理運営状況

（単位：百万円）

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
恩賜上野動物園 (台東区上野公園ほか)	平成28.4.1 ～令和8.3.31	6,830	7,024	7,435
多摩動物公園 (日野市程久保六丁目ほか)				
葛西臨海水族園 (江戸川区臨海町六丁目)				
井の頭自然文化園 (武蔵野市御殿山一丁目ほか)				

(3) 指定管理者管理運営状況評価

施設名	評価結果	
	令和5年度	令和6年度
恩賜上野動物園	A	A
多摩動物公園	B	B
葛西臨海水族園	S	A
井の頭自然文化園	B	B

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）が行う公の施設の指定管理事業について、主に、動物園及び水族園の事業の発展振興を図ることで、動物とその生息環境についての知識を広め、人と動物の共存に貢献しているかに着眼して、事業実績を確認するとともに、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により確認するなどして監査を行った。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 主な事業実績

協会は、都が定める第2次都立動物園マスタープラン（令和2年11月。以下「マスタープラン」という。）に基づき都と協定を締結し、指定管理者として、恩賜上野動物園・多摩動物公園・葛西臨海水族園・井の頭自然文化園（以下「動物園」という。）を運営している。

マスタープランは、計画期間を令和3年度から令和12年度までとし、動物園は、動物の魅力的な展示により来園者を増やし、野生動物とその生息環境についての知識を広めることで、人と動物が共存できる地球環境を守るものとしている。

このためには、まず、協会が動物園を運営するに当たり、来園者数の増加を図ることが必要であるが、動物種の増加による魅力向上は、動物園の面積など施設面の制限があるほか、増加する動物種の選定についても公益社団法人日本動物園水族館協会により種の保存の観点から調整が行われるため、一定の制約がある。

したがって、来園者数の増加を図り、野生動物とその生息環境についての知識を広めるためには、動物園が飼育している動物種の本来の生態を理解できるような展示内容による対応を行うことが必要である。

ア 来園者数

来園者数の推移は、表1のとおり、コロナ禍による来園者数減から回復しつつあり、表2のとおり、小学生以下の来園者数が、恩賜上野動物園では23%前後であるのに対し、多摩動物公園・葛西臨海水族園・井の頭自然文化園ではおおむね30%台となっている。

月別の状況を見ると、表3のとおり、恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園では、酷暑による夏休み期間中の来園者の減少が目立つ一方、葛西臨海水族園では春から夏にかけての来園者数の増加が見られる。平日・休日別の1日当たり来園者数を見ると、表4のとおり、休日は平日の倍以上の来園者がある。

【表1 園別来園者数の推移】

(単位：人)

園名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和元年度 【参考】
恩賜上野動物園	525,999	565,310	3,056,589	3,264,275	3,362,664	3,479,990
多摩動物公園	422,752	398,447	781,945	802,224	884,626	871,022
井の頭自然文化園	381,250	300,670	735,926	702,922	703,873	780,012
葛西臨海水族園	336,135	429,062	1,211,312	1,260,218	1,327,855	1,268,703
合計	1,666,136	1,693,489	5,785,772	6,029,639	6,279,018	6,399,727

【表2 令和6年度小学生以下・その他別来園者数】

(単位：人、%)

区分		恩賜上野動物園	多摩動物公園	井の頭自然文化園	葛西臨海水族園
小学生以下	人数	757,944	313,781	220,993	496,038
	構成比率	22.5	35.5	31.4	37.4
その他	人数	2,604,720	570,845	482,880	831,817
	構成比率	77.5	64.5	68.6	62.6
合計	人数	3,362,664	884,626	703,873	1,327,855

小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料

【表3 令和6年度月別来園者数】

(単位：人、%)

月	恩賜上野動物園		多摩動物公園		井の頭自然文化園		葛西臨海水族園	
	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率
4月	357,252	10.6	85,535	9.7	76,855	10.9	95,933	7.2
5月	410,234	12.2	132,399	15.0	101,904	14.5	142,421	10.7
6月	254,546	7.6	59,736	6.8	49,191	7.0	106,787	8.0
7月	149,396	4.4	22,528	2.5	21,873	3.1	104,749	7.9
8月	176,275	5.2	43,207	4.9	25,825	3.7	187,659	14.1
9月	252,924	7.5	54,957	6.2	47,541	6.8	124,950	9.4
10月	340,603	10.1	111,889	12.6	78,203	11.1	121,140	9.1
11月	340,495	10.1	107,277	12.1	78,392	11.1	99,644	7.5
12月	219,506	6.5	49,382	5.6	44,090	6.3	60,024	4.5
1月	256,611	7.6	67,801	7.7	53,538	7.6	81,442	6.1
2月	251,071	7.5	65,499	7.4	54,515	7.7	91,206	6.9
3月	353,751	10.5	84,416	9.5	71,946	10.2	111,900	8.4
合計	3,362,664	100	884,626	100	703,873	100	1,327,855	100

【表4 令和6年度平日・休日別1日当たり平均来園者数】

(単位：人)

区分	恩賜上野動物園	多摩動物公園	井の頭自然文化園	葛西臨海水族園
平日	7,605	1,859	1,092	2,672
休日	15,737	4,377	4,179	6,792
年間平均	10,641	2,799	2,263	4,215

イ 飼育実績

協会は、マスタープランに基づき、表5のとおり、園ごとに目的を定めて特徴的な展示を行っており、表6のとおり、多様な動物を飼育している。中でも、明治15年（1882年）開園で日本最古の動物園である恩賜上野動物園では、世界各地の希少種を含む292種に及ぶ動物を飼育している。

また、都は、国内外の法律で保護されている種や、野生個体が減少し保護が必要とされる種について、第2次ブーストック計画（平成30年10月。計画期間：平成30年度から令和10年度まで。対象種：124種）により、動物園において繁殖することを定めており、協会はこれに基づき、希少種の繁殖を行っている。令和6年度の主な繁殖実績は、表7のとおりである。

【表5 各園の展示の特徴】

園名	展示の特徴
恩賜上野動物園	こどもから大人まで、楽しみ学べる、総合的な動物園として世界各地の希少種や特徴的な種をバランスよく展示
多摩動物公園	広大な敷地を活かした無柵放養式（檻や柵を設けず、堀などを使って展示する方法）の展示と生物地理学的展示を基本とし単独飼育や群れ飼育など、種の特性に合わせた飼育管理を行い、多くの野生動物の繁殖に寄与
井の頭自然文化園	身近に暮らす日本の野生動物の飼育展示と、こどもたちにも親しみやすい動物とのふれあいを通じた体験活動を重視
葛西臨海水族園	世界ではじめて外洋性の魚の群泳を実現したクロマグロの大水槽をはじめ、100羽を超えるペンギン、世界各地から集められた多種多様な生き物など、東京の水辺から、北極・南極を含む世界各地の多様な生物をその環境とともに展示

【表6 令和6年度園別展示動物飼育数】

類名	恩賜上野動物園		多摩動物公園		井の頭自然文化園		葛西臨海水族園	
	種数	個体数	種数	個体数	種数	個体数	種数	個体数
哺乳類	88	1,046	53	495	28	358	0	0
鳥類	97	513	77	859	60	270	6	246
は虫類	66	263	5	25	8	27	2	12
両生類	27	394	7	93	10	473	7	223
魚類	7	133	5	9	39	1,743	457	13,046
無脊椎動物	7	56	95	14,750	16	419	499	26,291
合計	292	2,405	242	16,231	161	3,290	971	39,818

【表7 令和6年度主な繁殖状況】

園名	動物名	出産・孵化数				備考
		オス	メス	不明	計	
恩賜上野動物園	ワオキツネザル		1		1	
	コビトカバ	1			1	
	マヌルネコ	1	2		3	
	ライチョウ	2	4		6	
	ルリカケス	1	3		4	
多摩動物公園	アムールトラ	1			1	5年ぶりの繁殖
	ニホンコウノトリ	1			1	
	ヨーロッパフラミンゴ	10	10	3	23	5年ぶりの繁殖
	アジアスイギュウ		1		1	38年ぶりの繁殖
	インドサイ		1		1	50年ぶりの繁殖
井の頭自然文化園	コシジロヤマドリ	1	1		2	
	ニホンカモシカ	1			1	
	アマミトゲネズミ	2	2		4	
	コサギ	2	1	3	6	
	クロツラヘラサギ		1	1	2	
葛西臨海水族園	ミナミイワトビペンギン	4	4		8	
	ウミガラス	1	1		2	
	フェアリーペンギン			6	6	
	フンボルトペンギン		1	2	3	
	エトピリカ			2	2	

(2) 運営に係る収支

指定管理業務に係る収支は、表8のとおりであり、金額の増加は物価の上昇に伴うものである。

【表8 動物園の運営に係る収支の状況】

(単位：千円、%)

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
東京都受取委託料	6,830,872	99.9	7,024,115	100.0	7,435,278	100.0
受取利息	2	0.0	3	0.0	186	0.0
その他収益	8,717	0.1	1,429	0.0	34	0.0
収益計	6,839,591	100	7,025,547	100	7,435,499	100
人件費	2,348,165	34.1	2,378,242	33.6	2,736,351	35.9
水道光熱費	954,231	13.8	865,259	12.2	845,034	11.1
飼料費	437,573	6.4	473,262	6.7	492,248	6.5
その他事業費	2,950,673	42.8	3,148,085	44.5	3,321,007	43.6
管理費	199,920	2.9	214,093	3.0	226,308	3.0
費用計	6,890,564	100	7,078,944	100	7,620,949	100
損益	△ 50,972		△ 53,396		△ 185,450	

2 指摘事項

(1) 団体

ア 展示改善等について

協会は、第2次都立動物園マスタープラン（令和2年11月。以下「マスタープラン」という。）に基づき、都立動物園の運営を行っている。

マスタープランでは、レクリエーション・環境教育・種の保存・調査研究を動物園の4つの機能としている。

このうち、レクリエーションの場として魅力的な展示を行うとともに、環境教育の場としては、来園者が動物の生態や生息環境を理解し、地球環境について考えるきっかけを与えることとしている。これらを実現する具体的な方策として、マスタープランでは、展示施設や飼育環境を本来の生息環境に近づけるよう改善（以下「展示改善」という。）することで、来園者にとっては展示の魅力の向上となるとともに、生態と生息環境の理解につながることから、展示改善を行うとしている。

また、種の保存の場としては、動物が健康に暮らし、適切に繁殖し、個体群が維持されていくために、より良い施設、より良い管理を行うことで、アニマルウェルフェア（動物福祉）の向上（以下「エンリッチメント」という。）を図るとしている。エンリッチメントは、展示施設や飼育環境を本来の生息環境に近づけるよう改善することで飼育動物の本来持っている行動や能力を引き出すもので、結果的に、展示改善と同様に、来園者にとって魅力的な展示と生態・生息環境の理解につながるものとしている。

さらに、マスタープランでは、アニマルウェルフェア（動物福祉）とは、飼育している個体が幸せであると主観的に感じる状態で、①栄養・②環境・③健康・④行動の4つの身体的状態と①から④の結果もたらされる⑤精神的状態より決まるもので、世界動物園水族館協会が定める「5つの領域モデル」（身体的精神的状態を客観的に判断するためのチェックリスト）により客観的な現状を評価する必要があるとしている。

協会は、これらマスタープランに基づき、表9及び表10のとおり、展示改善及びエンリッチメント（以下「展示改善等」という。）を行っている。

【表9 展示改善及びエンリッチメントの実績】

（単位：件）

園名	展示改善		エンリッチメント	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
恩賜上野動物園	8	19	124	129
多摩動物公園	13	11	101	117
井の頭自然文化園	6	13	16	27
葛西臨海水族園	3	8	7	9
合計	30	51	248	282

【表 10 展示改善・エンリッチメントの例（協会事業報告書・協会 WEB サイトより抜粋）】

展示改善（展示施設や飼育環境を本来の生息環境に近づけるよう改善）	
<p>アフリカゾウ土山の設置 （多摩動物公園、令和 5 年度） アフリカゾウの放飼場に赤土の土山を設置した。気温の高い日などは土に水を含ませることで、泥浴びを行うようになり、泥浴びの様子を見せられるようになった。</p>	
<p>アカハライモリの環境展示 （井の頭自然文化園、令和 5 年度） 水生物館特設展示「いもり学にゆうもん」の開催にあわせて、アカハライモリの生息環境を模した水槽を展示し、上陸直後の幼体を含む生態展示により、本種を育む環境について普及啓発した。</p>	
<p>イシサンゴに適した LED 照明の設置 （葛西臨海水族園、令和 5 年度） 「サンゴ礁の海」水槽に、イシサンゴの飼育に適した LED 照明を設置したことにより、より状態の良いイシサンゴを展示できるようにした。</p>	
エンリッチメント（動物の栄養・環境などを改善しアニマルウェルフェア（動物福祉）を向上）	
<p>スマトラトラの採食エンリッチメント（恩賜上野動物園、令和 6 年度） 正肉 2 kg を与えた時は 10 分弱の採食時間であるのに対して、同量の毛皮付き鹿肉を与えた場合には約 20 分と増加を確認した。採食行動は、「毛皮を口で剥ぐ」「前肢で鹿肉を押さえる」「骨から肉を噛みちぎる」などが確認され、レパトリーが増加した。</p>	 <p>https://www.youtube.com/watch?v=XKUu7Lbzy60</p>
<p>夏季のミナミイワトビペンギンの運動量増加 （葛西臨海水族園、令和 5 年度） ミナミイワトビペンギンの行動解析結果を基に、夏季の屋内収容中でも一時的に放飼場に放飼し、運動量の増加を図った。</p>	
<p>ネズミ類への青草給与 （井の頭自然文化園、令和 5 年度） 資料館の野ネズミ類に青草を給与して、休息行動や巣作り行動を引き出した。</p>	

(ア) 魅力的な展示の実現に向けて展示の改善に取り組むべきもの

展示改善等を実施するに当たっては、①動物の種ごとにさまざまである本来の生息環境と生態に係る知見を集め、達成すべき飼育環境を目標として定めるとともに、②現状の飼育環境を客観的に評価して、③不足しているものについては、現在の飼育舎において達成できる展示改善等と飼育舎の改修・改築時に飼育舎が備えるべき条件を明確にする必要がある。

しかしながら、各園のいずれも、飼育担当は、動物の生態に係る知見や他動物園での飼育技術に係る知見を集積しているとしているものの、

- ① 一部の希少種を除き、種ごとに達成すべき飼育環境を目標として定めていない
- ② アニマルウェルフェア（動物福祉）に係る種ごとの現状について評価を行っていない

③ 現在の飼育舎において達成できる方策と飼育舎の改修・改築時に飼育舎が備えるべき条件について明確にしていない

状況のまま、協会は展示改善等を行っており、計画的なものとなっていない。

協会は、マスタープランに定める魅力的な展示の実現に向けて、動物種ごとの目標を定め、それを達成する方策を明確にした上で、展示改善等に取り組まれない。

(公益財団法人東京動物園協会)

(イ) 来園者が展示改善等の内容や意義について情報を見られるよう改めるべきもの

マスタープランでは、展示改善等を行うことで、来園者が動物の生態や生息環境を理解し、地球環境について考えるきっかけを与えるものとしている。

これら展示改善等は、飼育担当の専門知識に基づき行われているもので、来園者は改善された展示やエンリッチメントを観覧しても、その意義を理解できるとは限らないものである。

例えば、恩賜上野動物園のキリン舎について見ると、図1のようなゴンドラ式給餌器を使用する展示改善等をしているが、観覧場所には解説がなく、ゴンドラ式給餌器がキリンの生態にとってどのような意味を持つかを理解することは困難である。

このことについて、恩賜上野動物園は、展示や動物を飼育職員が解説するキーパーズトークなど、表11の園内プログラムで触れているとしているが、これらを利用できるのは来園者の一部である。また、都立動物園のWEBサイト「東京ズーネット」には、図1のとおり、平成29年の多摩動物公園のニュースとして掲載されているものであるが、特定のキーワードで検索して閲覧できるページであり、確実に閲覧できるものとは言えない。

一方で、多摩動物公園のキリン舎においては、同様のゴンドラ式給餌器について、キリン舎近辺に解説サインを整備している。

そこで、令和5年度及び令和6年度の展示改善81件及びエンリッチメント530件について見ると、協会は、解説サイン等により現地で来園者が確認できるようになっている展示改善等は、表12の1件のみであるとしている。

マスタープランにおいて、来園者が動物の生態や生息環境を理解し、地球環境について考えるきっかけを与えることを動物園の機能のひとつであるとしているのであるから、生態や生息環境の理解に必要な解説がどのようなものか考え方を定めた上で、解説を整備すべきところであるが、協会はこれを行っておらず、環境教育の場としての動物園の機能を十全に発揮できない状況となっている。

協会は、飼育舎前等に二次元コードなどでURLを掲示してWEBサイトを案内するなど観覧の支障とならない方法により、来園者が展示改善等の内容や意義について情報を見られるよう改められたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

【図1 キリンのエンリッチメント(東京ゾーネット平成 29.9.8 付多摩動物公園のニュースより)】



アフリカに生息する野生のキリンはアカシアというマメ科の樹木の葉を主食としています。キリンは陸上でもっとも背が高い動物で、最大5~6メートルにもなります。そのおかげで他の草食動物が食べられない高い位置にある樹木の葉を食べることができます。

多摩動物公園では、キリンが高い位置の植物を食べようすを観察できるように、2001年からサバンナ放飼場にリフト式の給餌器を設置し、地上から約3.5メートルの高さに給餌器を持ち上げられるようにしました。現在は、空中に吊るした給餌器をロープウェイの要領でスライドして動かすゴンドラ式に改良し、高い位置で給餌しています。

ゴンドラ式給餌器に入れるえさは、アカシアと同じマメ科のルーサン(別名アルファルファ)という乾草です。ルーサンはタンパク質やカルシウムが多いことが特徴で、キリンは非常に好みます。多摩動物公園ではキリンの主食のひとつです。

【表11 令和6年度恩賜上野動物園園内プログラムの実績】

内 容 (実施回数・対応人数)
・動物解説員による動物ガイド (172回 2,955名)
・飼育係のおはなし (876回 18,367名)
・東京動物園ボランティアーズによるスポットガイド (639回 84,350名)

【表12 現地に解説サインがあるエンリッチメント】

実施年度	園名	展示名	内容
令和5年度	恩賜上野動物園	ブタ	皮膚を保護するための泥パック

イ 混雑マップの周知を園内において行うべきもの

恩賜上野動物園では、令和6年度から、図2のとおり、パンダやトラなど混雑する動物舎等10か所について、来園者が混雑状況をリアルタイムに把握して、より快適に観覧する一助とするため、WEBサイトにリアルタイムの混雑状況を表示する「混雑マップ」を設けている。

混雑マップの運用は、表13の契約により、委託して行っている。これは、WEBカメラで混雑状況を判定する場所を撮影し、受託者がシステムにより混雑状況を判定して、判定結果を園のWEBサイトに図2のとおり表示するものである。

ところで、上野動物園公式サイト（東京ゾーンネット内）を見ても、図3のとおり、トップページでは混雑マップがあることがわからず、「園内マップ」をタップして初めて混雑マップがあることがわかる画面に遷移する構成となっており、園が混雑マップを公開していることを知らなければ、混雑マップを探せない状態となっている。

しかしながら、園は、園の入り口に、入園者に混雑マップの存在を知らせる表示も、URLを知らせる二次元バーコード等も表示していない。また、入園券や入園時に配布しているリーフレット「上野動物園マップ」にも表示していない。

協会は、混雑マップについて、来園者がわかるようより効果的な周知を行われたい。

（公益財団法人東京動物園協会）

【図2 混雑マップ】



【図3 混雑マップへの画面遷移】



【表13 契約の概要】

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
混雑マップ運用委託	令和6.4.1～令和7.3.31	1,342,000

エ トキの飼育・繁殖に関するアドバイス内容を記録すべきもの

環境省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づく「トキ保護増殖事業計画」（平成16年農林水産省、国土交通省、環境省告示第1号）により、トキの野生復帰を図っている。これは、日本各地の動物園等において、トキを分散飼育して繁殖させ、放鳥することにより、佐渡島における野生のトキの生息数を確保するものである。

多摩動物公園では、平成19年から、分散飼育及び繁殖に携わり、餌の開発や人工孵化・育雛など、トキ飼育繁殖技術の確立に努めてきたところであり、令和4年度から、鳥類飼育について、深い知見を有する退職した職員にアドバイスを求めている。

しかしながら、アドバイザーが業務のために来園した日については、日誌に来園した旨の記事はあるものの、アドバイスの内容について記録をしていない。

アドバイスを求める目的は、アドバイザーが有するトキや鳥類の飼育に係る知見に基づき、園の飼育業務に係る技術・ノウハウの向上を図ることであるから、協会は、より効果的にOB職員の技術・知見を継承できるよう、アドバイスが必要となった状況とアドバイスの内容を詳細に文書・動画等により記録されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

オ 暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの

恩賜上野動物園は、表15のとおり、東園と西園に各1か所、暑熱対策としてミスト設備を整備しているが、契約日が令和6年7月4日、工事着手が7月21日、しゅん工が7月31日となっている。

ところで、令和6年6月及び7月における毎日の最高気温を見ると、6月後半から30度を超える日があり、7月はほぼ毎日30度を超える状況となっている。

このことは令和5年の毎日の最高気温の状況からも予見可能であるが、園は、工事のしゅん工を7月末としており、7月には利用できないものとしている。

本来であれば、暑熱対策として6月後半、遅くとも7月初めには利用できるように整備することが効果的である。

協会は、暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

【表15 契約の概要】

(単位：円)

契約件名	契約の相手方	契約日	工期	契約金額
東園藤棚休憩所遮熱対策（ミスト）補修工事	A	令和6.7.4	令和6.7.31	3,850,000
西園藤棚休憩所遮熱対策（ミスト）補修工事	B	令和6.7.4	令和6.7.31	3,630,000

カ 園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの

恩賜上野動物園では、来園者の安全快適な観覧を確保するために、表16のとおり、園内の保安警備及び案内誘導等を行う委託契約を締結している。

この契約について見たところ、来園者数を予想して警備員等の配置箇所数を指定しているが、履行確認の方法や必要書類の提出について契約書及び仕様書に記載がない。また、実際には閉園後に、委託先から警備員等の配置を記載した警備日誌を提出させているが、表17のとおり、警備日誌の配置箇所数が契約の配置箇所数よりも不足している。

このことについて、園は、警備日誌の記載漏れ及び記載誤りによるものとしているが、指定した配置箇所に警備員等が正しく配置されているかの事前確認をしておらず、警備日誌の正確性が判断できない。

来園者には雑踏事故等に巻き込まれやすい子供も多く含まれており、事故を未然に防ぐためには指定どおりに警備員等を配置する必要があるが、園が、来園者の安全快適な観覧の確保に向けて警備体制の状況を開園前に把握していないことは適切でない。

協会は、開園前に警備員等の配置状況を委託先から報告させるなど、履行確認の方法や必要書類の提出について契約内容を見直し、園内警備に係る業務委託を確実に実施されたい。

(公益財団法人東京動物園協会)

【表16 契約の概要】

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
上野動物園 園内警備・入園者整理業務委託	令和6.4.1～令和7.3.31	116,462,940

【表17 警備日誌における警備員等配置箇所数の不足状況】

月	契約の配置箇所数	警備日誌の配置箇所数	不足箇所数	月	契約の配置箇所数	警備日誌の配置箇所数	不足箇所数
4月	1,377	1,377	-	10月	1,186	1,186	-
5月	1,569	1,569	-	11月	1,028	1,028	-
6月	1,171	1,171	-	12月	822	819	3
7月	1,126	1,126	-	1月	891	891	-
8月	1,152	1,152	-	2月	805	804	1
9月	1,309	1,307	2	3月	1,101	1,100	1
合計					13,537	13,530	7

参考資料

1 入園料収入

入園料収入は都の収入となっており、協会が都から徴収委託を受けて収納している。令和6年度の有料来園者数は表18のとおりであり、入園料収入は、表19のとおり、2,020百万円となっている。

【表18 令和6年度有料来園者数】

(単位：人)

区分		恩賜上野動物園	多摩動物公園	葛西臨海水族園	井の頭自然文化園	合計
個人	一般	2,010,320	411,035	625,089	350,263	3,396,707
	中学生(注)	86,702	4,622	14,117	1,218	106,659
	65歳以上	157,540	35,429	36,838	40,540	270,347
	小計	2,254,562	451,086	676,044	392,021	3,773,713
団体	一般	43,143	21,477	31,805	5,505	101,930
	中学生(注)	814	29	638	32	1,513
	65歳以上	1,310	451	3,052	562	5,375
	小計	45,267	21,957	35,495	6,099	108,818
合計		2,299,829	473,043	711,539	398,120	3,882,531

(注) 都内在住・在学の中学生は無料

【表19 令和6年度入園料収入】

(単位：千円)

園名	収納額	摘要
恩賜上野動物園	1,174,726	大人600円、中学生(注)200円、65歳以上300円
多摩動物公園	250,039	
井の頭自然文化園	129,058	大人400円、中学生(注)150円、65歳以上200円
葛西臨海水族園	466,514	大人700円、中学生(注)250円、65歳以上350円
合計	2,020,338	

(注) 都内在住・在学の中学生は無料

(参考) 東京都政策連携団体及び公の施設の指定管理者について

1 東京都政策連携団体

都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」(平成31年3月19日付30総行革監第93号)において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

2 公の施設の指定管理者の管理運営状況評価

都では、民間のノウハウを広く活用し、公の施設を効率的・効果的に運営するため、地方自治法第244条の2第3項に基づき、民間事業者を指定して公の施設の管理運営を行わせている。

都における公の施設の指定管理者の管理運営状況に関する評価は、「東京都指定管理者制度に関する指針」(令和3年4月1日施行)に基づき、都と指定管理者とが協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が行うべき事項について確認すること等により、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。

一次評価は、施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。

二次評価は、外部の視点を活用して指定管理者の管理運営状況を客観的・専門的に評価するため、所管局が設置した評価委員会が行うものである。

その上で、所管局が一次評価結果及び二次評価結果に基づいて総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の4段階で決定する。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

巻末別表

【別表1 指摘、意見・要望を行った団体・局数】

区分・団体名	令和7年		(参考) 令和6年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	25	3	24	4
学校法人 60 団体	1	1	/	
社会福祉法人等 36 団体	22	1		
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助5 団体	—	(1)		
医療法人など10団体	1	1		
一般社団法人東京国際金融機構	1	—		
東日本旅客鉄道株式会社	—	—		
東京地下鉄株式会社	—	—		
南山東部土地区画整理組合	—	—		
日本私立学校振興・共済事業団	—	(1) (1)		
三宅島漁業協同組合	—	—		
出資団体	2	2	6	(1)
公益財団法人東京都人権啓発センター	—	—	/	
公益財団法人東京税務協会	—	—		
東京トラフィック開発株式会社	—	1		
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	—	—		
水道マッピングシステム株式会社	1	—		
多摩都市モノレール株式会社	—	—		
株式会社ゆりかもめ	1	1		
株式会社ゆりかもめ	1	1		
公の施設の指定管理者	1	—	(1)	—
公益財団法人東京動物園協会	1	—	/	
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	—	—		
合計	28	5	30	4

(注1) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

(注2) 同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、() で表記し、合計数には含めない。

(注3) 令和6年の数値は、指摘事項等の合計数を比較するための参考値である。同じ団体を監査したものではないため内訳数は記載していない。

【別表 2 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数】

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人 60 団体	—	1	1	—	2
社会福祉法人等 36 団体	—	3	—	—	3
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体	—	—	—	1	1
医療法人など10団体	—	1	—	—	1
一般社団法人東京国際金融機構	1	—	—	—	1
東日本旅客鉄道株式会社	—	—	—	—	—
東京地下鉄株式会社	—	—	—	—	—
南山東部土地区画整理組合	—	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	—	—	1	1	2
三宅島漁業協同組合	—	—	—	—	—
出資団体					
公益財団法人東京都人権啓発センター	—	—	—	—	—
公益財団法人東京税務協会	—	—	—	—	—
東京トラフィック開発株式会社	—	—	1	1	2
公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター	—	—	—	—	—
水道マッピングシステム株式会社	1	—	—	—	1
多摩都市モノレール株式会社	—	—	—	—	—
株式会社ゆりかもめ	1	1	—	—	2
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京動物園協会	7	—	—	—	7
公益財団法人東京都人権啓発センター(再掲)	—	—	—	—	—
合計	10	6	3	3	22

【別表 3 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数】

項目	区分	令和 7 年			(参考) 令和 6 年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理(収入)	—	—	—	—	—	—
	債権管理	—	—	—	2	—	2
	収入(その他)	—	—	—	1	—	1
支出	契約(仕様・積算)	—	—	—	1	—	1
	契約(履行確認)	1	—	1	1	—	1
	契約(その他)	2	1	3	5	—	5
	会計処理(支出)	—	—	—	1	—	1
	補助金等	7	1	8	23	2	25
財産	財産管理	1	—	1	—	—	—
	物品管理	1	—	1	1	—	1
その他	情報管理	—	—	—	—	—	—
	その他	7	1	8	5	—	5
合計		19	3	22	40	2	42

【別表 4 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)】

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
学校法人 60 団体(生活文化局、保健医療局、産業労働局)			
1	補助金等	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	19
2	補助金等	報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの	19
社会福祉法人等 36 団体(福祉局、保健医療局)			
3	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)	26
4	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都保育士等キャリアアップ補助金)	29
5	補助金等	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))	33
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助 5 団体(福祉局)			
6	その他	※補助金の交付について	44
医療法人など 10 団体(福祉局、保健医療局)			
7	補助金等	東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)を返還すべきもの	57
一般社団法人東京国際金融機構(産業労働局)			
8	契約(その他)	プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの	63
日本私立学校振興・共済事業団(生活文化局、福祉局、保健医療局)			
9	補助金等	概算払の精算を適正に行うべきもの	96
10	補助金等	※NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品の残数管理について	97

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	頁
東京トラフィック開発株式会社(交通局)			
11	契約(その他)	建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの	132
12	契約(その他)	※利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について	133
水道マッピングシステム株式会社(水道局)			
13	その他	固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの	154
株式会社ゆりかもめ(港湾局)			
14	物品管理	貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うべきもの	177
15	財産管理	港湾局財産である新交通走路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきもの	178

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘事項件名	頁
公益財団法人東京動物園協会(建設局)			
16	その他	(展示改善等について) 魅力的な展示の実現に向けて展示の改善に取り組むべきもの	196
17	その他	(展示改善等について) 来園者が展示改善等の内容や意義について情報を見られるよう改めるべきもの	197
18	その他	混雑マップの周知を園内において行うべきもの	199
19	その他	いきもの広場の生物生息状況調査における分析結果について記録すべきもの	200
20	その他	トキの飼育・繁殖に関するアドバイス内容を記録すべきもの	201
21	その他	暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの	201
22	契約(履行確認)	園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの	202

【別表 5 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)】

【契約(履行確認)1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
22	園内警備に係る業務委託を確実に実施すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	202

【契約(その他) 3件】

No.	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
8	プロポーザル方式の応募の際に経費積算書を徴すべきもの	一般社団法人東京国際金融機構	63
11	建物維持管理委託契約の契約手続を適正に行うべきもの	交通局	132
12	※利活用資産の大規模修繕工事に係る費用の確認について	交通局	133

【補助金等 8件】

No.	指摘事項件名(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
1	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	生活文化局 学校法人城西学園	19
2	報告書の提出を促すことなどにより補助金に係る仕入控除税額の有無を確認すべきもの	生活文化局	19
3	補助金を返還すべきもの(東京都保育サービス推進事業補助金)	福祉局 社会福祉法人あすなろ福祉会 社会福祉法人栄光会 社会福祉法人大泉きくみ会 女塚保育園 社会福祉法人敬愛健伸会 社会福祉法人三共会 社会福祉法人島田福祉会 社会福祉法人新生会 社会福祉法人森友会 社会福祉法人聖華 社会福祉法人聖救主福祉会 社会福祉法人誠高会 社会福祉法人たかね福祉会 社会福祉法人つばさ福祉会 社会福祉法人つぼみ会 社会福祉法人東京山手マリヤ会 社会福祉法人のゆり会 湧江保育園 社会福祉法人まあれ愛恵会 社会福祉法人みつばち会 社会福祉法人和光会	26
4	補助金を返還すべきもの(東京都保育士等キャリアアップ補助金)	福祉局 社会福祉法人新生会	29
5	補助金を返還すべきもの(東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設))	福祉局 社会福祉法人もくば会	33
7	東京都救命救急センター施設整備等補助金(運営費)を返還すべきもの	保健医療局 学校法人東京女子医科大学	57
9	概算払の精算を適正に行うべきもの	福祉局	96
10	※NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金による備蓄品の残数管理について	保健医療局	97

【財産管理 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
15	港湾局財産である新交通走行路を会社に占有させることについて適正な手続を行うべきもの	港湾局 株式会社ゆりかもめ	178

【物品管理 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
14	貯蔵品の払出等の事務処理を適正に行うべきもの	株式会社ゆりかもめ	177

【その他 8件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
6	※補助金の交付について	福祉局	44
13	固定資産の計上を適正に行うとともに、会計処理のプロセスを再確認すべきもの	水道マッピングシステム株式会社	154
16	(展示改善等について) 魅力的な展示の実現に向けて展示の改善に取り組むべきもの	公益財団法人東京動物園協会	196
17	(展示改善等について) 来園者が展示改善等の内容や意義について情報を見られるよう改めるべきもの	公益財団法人東京動物園協会	197
18	混雑マップの周知を園内において行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	199
19	いきもの広場の生物生息状況調査における分析結果について記録すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	200
20	トキの飼育・繁殖に関するアドバイス内容を記録すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	201
21	暑熱対策工事が十分に効果を上げるよう整備時期を計画すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	201

【さ行】（続き）	ページ
社会福祉法人金木星の会	30
社会福祉法人敬愛健伸会	21
社会福祉法人コロロ学舎	30
社会福祉法人三共会	21
社会福祉法人サンフレンズ	35
社会福祉法人自靖会	35
社会福祉法人島田福祉会	21
社会福祉法人上宮会	21
社会福祉法人新生会	21
社会福祉法人森友会	21
社会福祉法人聖華	21
社会福祉法人聖救主福祉会	21
社会福祉法人誠高会	21
社会福祉法人たかね福祉会	21
社会福祉法人種の会	21
社会福祉法人つばさ福祉会	21
社会福祉法人つばみ会	21
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	30
社会福祉法人東京山手マリヤ会	21
社会福祉法人のゆり会	21
社会福祉法人まあれ愛恵会	21
社会福祉法人みつばち会	21
社会福祉法人三宅島あじさいの会	35
社会福祉法人もくば会	30
社会福祉法人緑山会	35
社会福祉法人和光会	21
社会福祉法人みんなぎ	41
水道マッピングシステム株式会社	148

【た行】	ページ
多摩都市モノレール株式会社	158
東京地下鉄株式会社	78
東京トラフィック開発株式会社	126

【な行】	ページ
日本郵政株式会社	46
日本私立学校振興・共済事業団	90

【は行】	ページ
東日本旅客鉄道株式会社	65
浏江保育園	21

【ま行】	ページ
南山東部土地区画整理組合	84
三宅島漁業協同組合	99

令和7年度
登録第10号

令和7年財政援助団体等監査報告書

令和8年2月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03(5321)1111(代)
都庁内線 55-531
03(5320)7017(直通)
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>
印 刷 株式会社 三州社
電 話 03(3433)1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

